

參議院地方行政委員會會議錄第七十四號

出席者は左の通り。

委員

参事(委員部長)

文に關する陳情（第七五）

反對に関する陳情（第七五

(第三二五号)

号(第三九五号)(第二四三六号)

る陳情（第六二六号）

○京都府舞鶴市の警察費測定単位に関する請願(第一八八号)

○道路交通取締法中一部改正に関する請願(第一九〇号)

○警察法改正反対に関する陳情(第一一五号)(第一一八八号)(第一二二八号)

○消防水利施設費国庫補助増額等に関する請願(第一四〇号)

○消防施設費国庫補助増額等に関する請願(第一九五号)

○自治消防整備強化に関する請願(第一〇九一号)

○自治消防の整備強化に関する陳情(第一一四三号)

○公職選挙法中一部改正に関する請願(第七二二号)(第七一三三号)(第二八八五号)

○公職選挙法中一部改正等に関する請願(第八四一号)

○公職選挙法等改正に関する請願(第一七九九号)(第一八九〇号)

○江東六区衆議院議員補欠選挙における不正調査に関する請願(第一七五五号)

○集団示威運動等の秩序保持に関する法律制定反対の請願(第二七六〇号)

○警察法改正反対に関する請願(第二七八二号)

○療養患者の選挙権に関する請願(第三八一号)(第三二六四号)

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より委員会を開会いたします。

○堀末治君 私は休憩前にも動議を提出いたしました。質疑も尽きたよう

でございまして、この辺で質疑を打ち切つて討論採決に入ることの動議を提出いたします。(賛成)と呼ぶ者あり

○吉川末次郎君 議事進行について。第一この委員会が果して正式に成立したものであるかどうかということにつきましては、多大の疑惑があると考

えられるのであります。それは参議院規則の第八十六条によりますというのと、議院の会議に付する事件及びその順序及び会議の日時はこれを議事日程に記載しなければならぬ。議長は議事日程を印刷させ、あらかじめ各議員に配付するといふことが定められてお

るのであります。これは本会議のみならず、大体において委員会にも準用されて来ておることでありまして、日々我々に配付されるところの公報はそのためにあるわけでありまして、委員会の議事も又本会議におけると同様に記載されておるのであります。で、これを極めて狭義に解釈をいたしました、単に本会議の議事日程に関するもののみであるというように解釈することが妥当なりや否やということにつきま

しては、私は今疑点を持つておるものであります。併しながら疑点を持つておるが、これは本会議にのみ適用されるままでの規則であるという解釈をとりましても、實際上今日引續いて直ちにこうしたところの議事を再開いたしま

するということとは、いろんな点からいたしまして、我々が非常に疲弊いたしております点、或いは又質問の希望者がまだ残つております点、その他

の点からいたしまして、これを引續いて直ちに堀君のようなこの動議を審議するといふ過程に入ることとは、

すべての点におきまして、私は甚だ不合理であると考えますので、議長は直ちにこの委員会をば散会せられるようにして頂きたいと思つております。(反対)と呼ぶ者あり

○原虎一君 ちよつと委員長に質問いたしますが、委員長はどういう解釈でこの委員会を今招集されて、法的に議院運営委員会に受託であるという御解釈か。又堀委員から動議が出ましたけれども、継続中のものであるならば、私は先ほどから質問をやつておるのであります。質問に対して先ほど委員長は法律総裁から吉田総理の出席について、当初要求書に対する何らかの報告があるというふうな状態で休憩になつた、でありますから、法的にどういう解釈でこの委員会が再開されておるのか。再開ならば再開としての議事進行の方法はとらるべきである。改めて開かれたのならば議題というものが公報によつて通知される。何らかによつて通知されなければ困る。私はそういう点をお互いに議論し合つてもしようがないのでありますから、一応懇談の形式で以て明日の議事を、どうせ今晩は与党諸君の言われるその質問打切り

の動議も出ておりますが、討論を今晩やつてもらおうという動議ではないのです。従つてそういう点は大体明日一日ということになれば、先も見えておる話であるから法文の解釈上の問題で

がた／＼議論しますよりもいろいろの点を合せて懇談して明日のやり方をきめるといふことが妥協だと思つてありますから今日の点になるわけでありませうけれども、その点は我々も委員長の法文上の運営上の解釈もありましようししますけれどもそれを角立つて私どもはあえて議論するというのではない。どうせ一日会期が延長するといふことは、衆議院の議決は十一時半頃にできて通知が来たといふことを今事務局で持つて来た、事務局でも何時に議院に受取つたのであるといふことを確かめるには事務局を呼ぶとかく

ずぐず言へば幾らでもあるのです。言ひ方は、でありますから大体明日一日で問題は片付けなければならぬといふことは見ておる。やり方を明日の要するに今日であります。今日のやり方を御相談されるという形でおやりになるならば我々もそのつもりでありますけれども、もう法文上運営規則によつてこれは正式な委員会であると言われるならばこの問題を私どもは十分に疑義を質してから後に質問するなり打ち切るなりするといふふうに、正式な委員会なら委員会として扱う、こう思ふのです。

○委員長(西郷吉之助君) ちよつとお待ち下さい。堀君の動議についてお答えしておきますが、堀君の動議は質問打切りの動議でございまして、質問を打ち切つて討論採決に入る……。(直ちに討論採決に入るという動議ですか)と呼ぶ者あり

○駒井慶平君 只今原委員がおつしやいましたことは十二時までに委員長は動議をこれは採択すべきものである。動議がすでに出た。それを委員長の職

権によつて暫らく休憩すると、而して十二時までに明日の一日延びるということを感じたに於て十二時五十分から再開せられて採決すると、こういうふうにおつしやつたのです。だからして無論これは動議が成立しておる。それを続行しておるのだから何らこれは法的に支障はないと、こう考えます。

○吉川末次郎君 委員会の開会を自身に対して法的に疑義がある……。

○駒井慶平君 だからね、十二時前にこの打ち切りの動議は成立してあるのです。そこで議長はそれを保留されたのです。而も今日一日延びるということ

を予知されておつして十二時五十分からやつたからこれは当然委員長の職権によつて続行して差支えない、こう思ひます。

○若木勝蔵君 私この委員会が成立するかしらないかということに多分の疑点を持つております。先ほど吉川君からのお話もありましたが、我々の今までのこの委員会なり本会議なりに出る場合においては全部これは議事日程に記載した公報によつてやつて来た。ところがその公報は一部の人間に渡るものではない。然るに今日招集されておるところのこの委員会は今通知書を見せられましてあれども、見せられた者は我々だけであつて、公報は全議員に渡るものであります。全議員の知らないところの委員会というものは私にはあり得ないと思つて。いろいろ関連もあるものであります。これは非常に我々だけ知つておつて公報にも出ないもの、出ないところの委員会というものは私は成立たないと思つて。その点委員長のお考えを承りたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 委員長は先ほど再開前の、今言われました昨日でありましたが、最後に堀君の動議が出ました。只今の委員会ではその動議は消えてしまいましたけれども、再び動議が提出されておりますから、その動議について最初にお諮りいたします。

○若木勝蔵君 委員会が成立しているというところが前提にならなければならぬ、この場合において。

○吉川末次郎君 その場合にはその委員会が成立してはいますか。公報に告示されないで……

○若木勝蔵君 全議員に知らせなければこれは成立しないと思います。

○中田吉雄君 その点につきましては角立つても何ですから、こういう委員会に、会期が済んだのが又こういうふうになつたのですから、一応大休委員長のこういう形をとられて理事会でも開いてどうにもまともな形というのでしたらまあ職権の発動をできるかどうか知りませんが、そういうふうなこともやつて頂くようにせんとかなか、事態が収拾しにくいと思うのですが、やつぱし一応理事会でも開いてどうするか、いろいろのことをやつて見られたらどうでしょうか。いろいろ委員とされては困難な立場もあると思いますが、できるだけ円満にやるとするためにそういうふうなことをやつて見られたら如何ですか。一つ堀さん何とかして下さい。〔信義を守らんようなことでは同じだ。〕信義を守らんのは君らだと呼ぶ者あり、その他発言する者多し。それは尚ほさんなんかも絶対にあのと今は会期は延長しないと断言すると言っている。全然守っていない。

○吉川末次郎君 守っていないのは君らじゃないのですか。

○中田吉雄君 やはり会期の延長というところもあるのですから、一つ休憩にしてももう少し何とか円満に事態を収拾する……

○高橋進太郎君 あのとときは確かにその通りだつた、それが変更している。

○中田吉雄君 やはり我々としての変更の立場を……

○吉川末次郎君 こういう形において委員長が無理やりに委員会を招集されるのが法的に整つたものとされるのは非難を受けます。個人としてそういうことのお考えを願いたいと思ひます。

○若木哲夫君 堀議員の動議に関連して議事進行について私がお願ひがあります。今堀議員の質疑打ち切りの動議に對し私は賛成するものであります。但しその採決をする直前に私からは非重なること政府当局並びに関係者の二、三質問いたしたいと思ひますので、その質問があつて政府当局の御答弁があつた直後に採決を願ひたい。それは、ですから私が修正をして動議を採決するという方針ならその直前にその採決を認められるような議事進行についてお願いをいたしておきまうからさう取計らいを願ひたい。

○委員長(西郷吉之助君) 若木君御質問を願ひます。

○若木哲夫君 本委員会が成立しているというところについてはあなたの法的解釈を先ずお述べになる、必要があると思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今のことに對しまして委員部の小沢課長から説明いたさせます。(委員長が成立しておる趣旨ですね)と呼ぶ者あり)

○参事(小沢俊郎君) 緊急なる場合に公報に載せないで、そうして全員に通知ができた場合には、急遽委員会を開くというそういう例は過去にもたくさんございまして、そういうものはいずれも適法として適法のある委員会として扱つて。

○若木哲夫君 只今委員部の解釈におきましても本委員会は成立したものと私たちは思ひたい。よつて今堀議員の、僕はそういう解釈をいたしておるから委員長に先ほど議事進行について御了承を得たことに関連して政府に質問いたしたいことをお許しを得たいと思ひますが、如何でしょうか。それでは只今より私が二、三質問をいたしたいと思ひます。これは本法案を……

○吉川末次郎君 それはみんなの合意がなつたときに初めて解釈は成立したけれども、委員長がそういう無理押しを解釈をされることは非常に無理だ。

○若木哲夫君 委員長、ちよつと発言中でありますから、只今議題となつておるこの警察法の改正法律案に對しまして、私たちは非常にこの問題を重要視しておるものであります。そこでやがて討論採決が行われることと思うのであります。それに先立つてその討論及び採決の方針を決意するに先立つて特に各議員から今までのいろいろ質問されたこともありますが、或いは重複しておる点があるかも知れませんが、特に重要な問題といたしまして次の五点について質問いたしたいと思ひます。この質問は総理大臣に質問いたしたい。又閣僚に質問いたしたい。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今のことに對しまして委員部の小沢課長から説明いたさせます。(委員長が成立しておる趣旨ですね)と呼ぶ者あり)

○参事(小沢俊郎君) 緊急なる場合に公報に載せないで、そうして全員に通知ができた場合には、急遽委員会を開くというそういう例は過去にもたくさんございまして、そういうものはいずれも適法として適法のある委員会として扱つて。

○若木哲夫君 只今委員部の解釈におきましても本委員会は成立したものと私たちは思ひたい。よつて今堀議員の、僕はそういう解釈をいたしておるから委員長に先ほど議事進行について御了承を得たことに関連して政府に質問いたしたいことをお許しを得たいと思ひますが、如何でしょうか。それでは只今より私が二、三質問をいたしたいと思ひます。これは本法案を……

○吉川末次郎君 それはみんなの合意がなつたときに初めて解釈は成立したけれども、委員長がそういう無理押しを解釈をされることは非常に無理だ。

○若木哲夫君 委員長、ちよつと発言中でありますから、只今議題となつておるこの警察法の改正法律案に對しまして、私たちは非常にこの問題を重要視しておるものであります。そこでやがて討論採決が行われることと思うのであります。それに先立つてその討論及び採決の方針を決意するに先立つて特に各議員から今までのいろいろ質問されたこともありますが、或いは重複しておる点があるかも知れませんが、特に重要な問題といたしまして次の五点について質問いたしたいと思ひます。この質問は総理大臣に質問いたしたい。又閣僚に質問いたしたい。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今のことに對しまして委員部の小沢課長から説明いたさせます。(委員長が成立しておる趣旨ですね)と呼ぶ者あり)

○参事(小沢俊郎君) 緊急なる場合に公報に載せないで、そうして全員に通知ができた場合には、急遽委員会を開くというそういう例は過去にもたくさんございまして、そういうものはいずれも適法として適法のある委員会として扱つて。

○若木哲夫君 只今委員部の解釈におきましても本委員会は成立したものと私たちは思ひたい。よつて今堀議員の、僕はそういう解釈をいたしておるから委員長に先ほど議事進行について御了承を得たことに関連して政府に質問いたしたいことをお許しを得たいと思ひますが、如何でしょうか。それでは只今より私が二、三質問をいたしたいと思ひます。これは本法案を……

○吉川末次郎君 それはみんなの合意がなつたときに初めて解釈は成立したけれども、委員長がそういう無理押しを解釈をされることは非常に無理だ。

○若木哲夫君 委員長、ちよつと発言中でありますから、只今議題となつておるこの警察法の改正法律案に對しまして、私たちは非常にこの問題を重要視しておるものであります。そこでやがて討論採決が行われることと思うのであります。それに先立つてその討論及び採決の方針を決意するに先立つて特に各議員から今までのいろいろ質問されたこともありますが、或いは重複しておる点があるかも知れませんが、特に重要な問題といたしまして次の五点について質問いたしたいと思ひます。この質問は総理大臣に質問いたしたい。又閣僚に質問いたしたい。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今のことに對しまして委員部の小沢課長から説明いたさせます。(委員長が成立しておる趣旨ですね)と呼ぶ者あり)

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今のことに對しまして委員部の小沢課長から説明いたさせます。(委員長が成立しておる趣旨ですね)と呼ぶ者あり)

○参事(小沢俊郎君) 緊急なる場合に公報に載せないで、そうして全員に通知ができた場合には、急遽委員会を開くというそういう例は過去にもたくさんございまして、そういうものはいずれも適法として適法のある委員会として扱つて。

○若木哲夫君 只今委員部の解釈におきましても本委員会は成立したものと私たちは思ひたい。よつて今堀議員の、僕はそういう解釈をいたしておるから委員長に先ほど議事進行について御了承を得たことに関連して政府に質問いたしたいことをお許しを得たいと思ひますが、如何でしょうか。それでは只今より私が二、三質問をいたしたいと思ひます。これは本法案を……

○吉川末次郎君 それはみんなの合意がなつたときに初めて解釈は成立したけれども、委員長がそういう無理押しを解釈をされることは非常に無理だ。

○若木哲夫君 委員長、ちよつと発言中でありますから、只今議題となつておるこの警察法の改正法律案に對しまして、私たちは非常にこの問題を重要視しておるものであります。そこでやがて討論採決が行われることと思うのであります。それに先立つてその討論及び採決の方針を決意するに先立つて特に各議員から今までのいろいろ質問されたこともありますが、或いは重複しておる点があるかも知れませんが、特に重要な問題といたしまして次の五点について質問いたしたいと思ひます。この質問は総理大臣に質問いたしたい。又閣僚に質問いたしたい。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今のことに對しまして委員部の小沢課長から説明いたさせます。(委員長が成立しておる趣旨ですね)と呼ぶ者あり)

○参事(小沢俊郎君) 緊急なる場合に公報に載せないで、そうして全員に通知ができた場合には、急遽委員会を開くというそういう例は過去にもたくさんございまして、そういうものはいずれも適法として適法のある委員会として扱つて。

○若木哲夫君 只今委員部の解釈におきましても本委員会は成立したものと私たちは思ひたい。よつて今堀議員の、僕はそういう解釈をいたしておるから委員長に先ほど議事進行について御了承を得たことに関連して政府に質問いたしたいことをお許しを得たいと思ひますが、如何でしょうか。それでは只今より私が二、三質問をいたしたいと思ひます。これは本法案を……

○吉川末次郎君 それはみんなの合意がなつたときに初めて解釈は成立したけれども、委員長がそういう無理押しを解釈をされることは非常に無理だ。

○若木哲夫君 委員長、ちよつと発言中でありますから、只今議題となつておるこの警察法の改正法律案に對しまして、私たちは非常にこの問題を重要視しておるものであります。そこでやがて討論採決が行われることと思うのであります。それに先立つてその討論及び採決の方針を決意するに先立つて特に各議員から今までのいろいろ質問されたこともありますが、或いは重複しておる点があるかも知れませんが、特に重要な問題といたしまして次の五点について質問いたしたいと思ひます。この質問は総理大臣に質問いたしたい。又閣僚に質問いたしたい。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今のことに對しまして委員部の小沢課長から説明いたさせます。(委員長が成立しておる趣旨ですね)と呼ぶ者あり)

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今のことに對しまして委員部の小沢課長から説明いたさせます。(委員長が成立しておる趣旨ですね)と呼ぶ者あり)

○参事(小沢俊郎君) 緊急なる場合に公報に載せないで、そうして全員に通知ができた場合には、急遽委員会を開くというそういう例は過去にもたくさんございまして、そういうものはいずれも適法として適法のある委員会として扱つて。

○若木哲夫君 只今委員部の解釈におきましても本委員会は成立したものと私たちは思ひたい。よつて今堀議員の、僕はそういう解釈をいたしておるから委員長に先ほど議事進行について御了承を得たことに関連して政府に質問いたしたいことをお許しを得たいと思ひますが、如何でしょうか。それでは只今より私が二、三質問をいたしたいと思ひます。これは本法案を……

○吉川末次郎君 それはみんなの合意がなつたときに初めて解釈は成立したけれども、委員長がそういう無理押しを解釈をされることは非常に無理だ。

○若木哲夫君 委員長、ちよつと発言中でありますから、只今議題となつておるこの警察法の改正法律案に對しまして、私たちは非常にこの問題を重要視しておるものであります。そこでやがて討論採決が行われることと思うのであります。それに先立つてその討論及び採決の方針を決意するに先立つて特に各議員から今までのいろいろ質問されたこともありますが、或いは重複しておる点があるかも知れませんが、特に重要な問題といたしまして次の五点について質問いたしたいと思ひます。この質問は総理大臣に質問いたしたい。又閣僚に質問いたしたい。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今のことに對しまして委員部の小沢課長から説明いたさせます。(委員長が成立しておる趣旨ですね)と呼ぶ者あり)

○参事(小沢俊郎君) 緊急なる場合に公報に載せないで、そうして全員に通知ができた場合には、急遽委員会を開くというそういう例は過去にもたくさんございまして、そういうものはいずれも適法として適法のある委員会として扱つて。

○若木哲夫君 只今委員部の解釈におきましても本委員会は成立したものと私たちは思ひたい。よつて今堀議員の、僕はそういう解釈をいたしておるから委員長に先ほど議事進行について御了承を得たことに関連して政府に質問いたしたいことをお許しを得たいと思ひますが、如何でしょうか。それでは只今より私が二、三質問をいたしたいと思ひます。これは本法案を……

○吉川末次郎君 それはみんなの合意がなつたときに初めて解釈は成立したけれども、委員長がそういう無理押しを解釈をされることは非常に無理だ。

○若木哲夫君 委員長、ちよつと発言中でありますから、只今議題となつておるこの警察法の改正法律案に對しまして、私たちは非常にこの問題を重要視しておるものであります。そこでやがて討論採決が行われることと思うのであります。それに先立つてその討論及び採決の方針を決意するに先立つて特に各議員から今までのいろいろ質問されたこともありますが、或いは重複しておる点があるかも知れませんが、特に重要な問題といたしまして次の五点について質問いたしたいと思ひます。この質問は総理大臣に質問いたしたい。又閣僚に質問いたしたい。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今のことに對しまして委員部の小沢課長から説明いたさせます。(委員長が成立しておる趣旨ですね)と呼ぶ者あり)

和二十三年法律第百三十一号の第九十三條の檢察官の捜査に關する権限にかゝる事項についてはこれは指示しないといふことは今言明されましたが、この際重ねてこの点に單獨に明確にしておきたい。先ほどのお話は關連したお答えでありましたが、單獨にこの問題について明確にお答えを承わりたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 刑事訴訟法に反するやうな命令はいたしません。

○岩本哲夫君 次に第五点としてお尋ねしたいことは、又この六十一條の規定による指示に基きて行なつた措置のために都道府県又は市町村に要した費用の全部又は一部は當然國で負担するべきかと思つておりますが、かような処置をとられますかどうか、お尋ねしたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今お述べになりましたやうな費用については、政府から支弁するやうに考慮したいといふことを考へております。

○岩本哲夫君 私が特に質問いたした点は以上のとおりです。

○若木勝藏君 委員長、議事進行について……先ほど委員部の課長さんから、この委員会は成立するといふやうな意味のお話がありました。その際言葉を分析して見ますといふと、緊急の場合は委員長の職權によつて招集することとは成立つ、若しこの場合が緊急でないといふことが明らかになれば今までやつた質疑応答も、これからやろうと考へられておられるの討論採決も、すべてこれは御破算にならなければならぬ。私はそう考へております。

す。その点について委員部の課長に質問するのであります。その点を明らかにして頂きたい。

○參事(小沢俊郎君) 先ほどちよつと言葉が足りませんでした。会期切迫の折とか、それから緊急な場合でございませう。その緊急なる場合といふときに委員長が緊急なるものと認めになつて、そして開けばそれは……

○若木勝藏君 そうすると、この場合は緊急な場合と委員長はみなされるかどうか。

○委員長(西郷吉之助君) 私は会期も切迫しておりますので、誠に緊急な場合と認めたわけでありませう。それでは先ほどの動議についてお諮りいたします。堀君の動議について……

○原虎一君 委員長、議事進行について……

○委員長(西郷吉之助君) 今発言中ですが……

者あり)それで岡本さんがもう一遍出せと言われた。それは出すことはできませう。併しそやういふ議事の運営で堀さんの動議が生きているものとするならば、これは私は大変な間違ひであると思う。それからその中でなければ、そやういふ動議が出たものの、決定なくして甲の委員には発言を許して、今度は乙の委員には発言を許さんといふことは私は議事運営上正しい運営とは言えないと思ふ。従つて堀さんの動議はすでに死んでゐるものだ。従つて私は若木君の質問に續いて質問するといふことは當然許さるべき議事の運営の方法だと思ふ。ただこの点を正しく議事法に基きて運営されるということがお互いになさなければ、従つて私は質問の許可を要求しているわけでありませう。

○委員長(西郷吉之助君) 今お答えいたしますが、岩本君の発言には條件が附いておりまして、委員長が堀君の動議を採決する場合その直前に質疑をしたといふ、こやういふ申出がありましたか。動議の採決に先立つてそやういふ條件附でありますから、私は岩本君に発言を許したわけでありませう。

○原虎一君 如何なる條件が附けられておりましたか、動議を仮にも決定しないで質疑がされるという、そやういふ議事法がありますか。如何なる條件が附けられてあるうと、動議は動議として可否を決定するべきである。それで質問を許しておいて、他の委員の質問を許さんといふ不公平な運営をなしてはならないから動議に対しては直ちに決定をさるべきである。それを條件を附けて甲の委員には質問を許しておいて乙の委員には許さないといふ不公平な運営は、それは委員長、それ

こそ休憩にされても議事部長なり、議事規則にもつと精通する人間に私は検討されるべきであると思ふ。この法案が重要であればあるだけそやういふうに私は動議が死んだにもかかわらず、その動議を又生かして如何なる條件を附せられておつても質問であります。その質問が許されておいて、私なら私の質問或いはBならBといふ質問が許されないといふことは私は認められな

○委員長(西郷吉之助君) 原君に重ねて申し上げますが、岩本君の質疑はですね、動議を採決する直前に先立つて質問をしたいと思います、こやういふやうな條件が附いておられますので、私は動議を採決する前にそやういふ條件附のものでありますからこれを取計らいましたので、私は「委員長」と呼ぶ者あり)條件附でない、單なる質問とは違ひますので岩本君には発言を許したのであります。

○原虎一君 委員長、そうしますと国会法なり、參議院規則の第何條によつてそれがなされるか、私に納得のできる説明がございますれば私はあえて異議を申しません。条文に基けば私の解は正しいと思ふ。ただ委員長の權限で勝手におやりになるといふならこれは別であります。死んでゐる動議です。それを生かしてやる。そやういふことは私は議事規則第何條によつてそれができるといふことが私の今まで調べた範囲において、私の今までの経験においてはずでその動議は死んでゐる。従つて新しい動議が生きてゐるはずのものではない。それが条文によつて第何條と、国会法何條により、參議

院規則第何條によつて私の解釈が間違ひだといふ納得の行く御説明があればあえて私は反対いたしません。

○委員長(西郷吉之助君) 重ねてお答えいたしますが、私の今までの経験においてはずでその動議は死んでゐる。従つて新しい動議が生きてゐるはずのものではない。それが条文によつて第何條と、国会法何條により、參議

○高橋進太郎君 いろ／＼あれです、長時間に亘つて警察法の改正の問題につきましては質疑応答もございしたもので、この際質疑を打ち切ると、直ちに討論採決することの動議を提出いたします。

○岡本愛祐君 只今の高橋君の動議に賛成いたします。

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より採決をいたします。高橋君の動議に賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕
○委員長(西郷吉之助君) 多数と認めます。よつて只今の高橋君の動議は成立いたしました。よつて質疑は打ち切つたものと決定いたしました。これより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお修正意見がありましたら討論中にお述べを願ひます。

すべき御答弁がありましたから、政府はこの答弁の具現、実現、実行に必ず約束される、又この御答弁を厳守されるというこの御言葉を頂きましたのでこの言葉を条件といたしまして私は本法案に賛成するものであります。

○岡本愛祐君 私には縁風会を代表いたしまして本法案に賛成の意を表します。ただこの際申し上げておきたいことは、政府原案におきまして、この総理大臣が國警長官、又は警視總監を任命いたします。そういうふうなことは絶対に反対であります。衆議院の修正におきましてその点は解決をいたしておきます。それで衆議院の修正議決に対して賛成するのであります。又只今岩木委員より討論がございましたが、六十一條の二の總理大臣の指示につきましては法務總裁以下政府委員がしなれば明らかに御答弁になりましたように、この指示は行政官に反するものであつてはなりません。又刑事訴訟法第九十三條の檢察官の捜査に関する権限を侵すもので絶対にあつてはならないのであります。その点は法務總裁の言明に信頼いたしまして賛成をする次第であります。

○吉川末次郎君 議事進行についてこの際申し上げたいのですが、先ほど理事會を開きましたときに、修正案を改進黨のほうから出され、まだほかの党派も修正案を持つていらつしやるところもある。我々のほうでも今日直ちに討論の過程に議事を進行するものだと思つておりませんでしたから十分な検討は得ていないのであります。多少そういうことについての用意もないではないのであります。併しながら今日はこうした過程において私は飽くまでも

これは非合法であると思つておりますが、仮に合法であるとしたしまして、こうした討論の過程に直ちに入るものであると考へておりませんから、その用意は十分に整つておりません。併し理事會では修正案を持つていゝところの党派からそれらの修正案を出して、そして懇談会の形においてお互いが検討し合つて見てできるだけ譲り合つて統一したところのものに仕上げ行くところの過程を経たい、そういうプロセスを経たい、これは理事會で大体話合つたことだと思ひますので、只今改進黨のほうから修正案の御提出があつたのでありますから、これを中心といたしまして暫らく議事を休憩して、そしてそうした懇談会の形式において、懇談会を持ちますために、その修正案審議のために議事を休憩されるように私は願ひたいと思ひます。そのことは委員長より御承知のことと思ひます。(委員長、委員長)と呼ぶ者あり。

○委員長(西郷吉之助君) 今のは修正案ではないことを申し上げておきます。(委員長)と呼ぶ者あり。改進黨は討論の御意見ですか。(委員長、委員長、議事進行について)と呼ぶ者あり。

○中田吉雄君 岩木君にお尋ねいたします。あなたの政治的な節操について私はお伺ひいたします。(議事進行じやないですか)と呼ぶ者あり。いや議事を進行です。それはあとで聞いて下さい。あなたは私を會議中にあそこへ呼出されて、一つ今晩質問だけ打ち切りたい、それを了承してくれと、こういうふうな申されたわけでありまして、そして私は会期が本日ももう延長されないということであるなら討論採決されてよ

ろしいと、併し明日になるというのなら一つその辺はもう午前中内でやるようにして、その辺で一つ我々の立場を認めてもらいたい。そこで岩木さんのほうではあちらの党の幹部なんかと連絡して会期の延長の問題を一つ探索してもらいたい、それがきまつたら決して本日そういうことをしない、あなたは万々あつても本日は委員会の質問を打ち切る程度でやるから一つ承知してくれ、ということをおっしゃられたのに、まあ君子は豹変するということもありまして、何と言つても政治はやつぱし責任の基本的な三つの要件というものは智と決断と責任なんだ。私はこういう点で、どういふわけであらうというふうになられたか、非常に御指導を受けている岩木氏に対して甚だ申訳ないのですが、私は会期は本日も中ならもう討論採決されてパツとやられてよろしい、併し明日に延びるといふことが確定したら若干の基本的な質問があるから一つ朝ちよつとやらしてもいいから、それぐらいはよからう、いずれになるか一つ党の幹部のほうに走つて行つて調べて来てと言われたので、私なんか安心していたんだ、その辺はどうなつてゐるんですか。

○岩木哲夫君 当委員会各議員個人の本法案に直接関係のないことについての質疑はこうした時間に成るべく避けたいと思ひますけれども、特に同僚中田議員からのお尋ねでありますから、その辺のいきさつをお話し申し上げたいと思ひます。私があなたと御相談をいたしましたことは、どうも衆議院の情勢から見て会期の延長がむずかしいかもわからない、かれこれもう一時間余

りしかない状態であるから、この辺で質疑を打ち切りの動議が出たら賛成をいたしたいと思つたので了解を得たいという、併しそれについては修正案を出したいと思つたのであるけれども、この時間の切迫したときに修正案を各派でまとめるということは非常に困難だ、実は事前に寄り／＼関係議員には我が党の修正を意図する点について披露はいたしてあるが、完全なまだ妥結の状態に至らないので、結局私から重要な事項を五項目に分けて政府に質問したいからその私の質問に対して満足すべき答弁があつたら修正の企図は放棄してその実現、言明約束を信じて、そして修正に代る措置としてその政府の言明を条件としてこれは通過賛成すべきである、かように思つたので、どうせ社会党としてはこれについては賛成はできないと思つけれども、どうしても反対的態度というものは変えることはできないと思つたので、併し反対の中にもこういう措置をとらざるを得ない今の段階から見ても了解を得たい、そこで若し会期が延長されて明日のことになるならば本日は質疑の打ち切りにしてそれはそういう方法をとつてもよい、それに対して特にあなたから是非の場合には明日質問いたしたいという順序が望ましいとの希望であるという御意見がありましたので、それは誠に御尤もで自分も同調であるということをあなたに申し上げたのであります。ただあなたに申し上げたのと、今私が高橋議員の動議即ち質疑を打ち切つて直ちに討論採決の動議に対して私が賛成したのは、あなたとの話し合いについては或いは行き違ひを生じているかも知れません。けれどももうこの午前中の未明に亘つて会期の

延長されたことを承認してまあこれに對して異論は皆無おつしやつていますが、事実上会期の延長が成立されておる、この未明の段階においてもう大體あなたも御承知の通りこうした五項目に對して質問をするという内容についてはその内容の点については同感であるという実情を、あなたは心算も承わつておられますから、私はもうこれが若し午前零時とか、いや五分からやるというふうなことでなかつたならば、お説のような点に相当私もあなたとの約束に對しては違反してゐるかわかりませんが、特に委員長長の職権によつて午前五分から、零時五分からやろうといつて、そしてこの時間に差迫つた今の段階といたしましては、もう討論採決に入ることも止むを得ないという、その後の情勢変化に基いて、あなたとの約束については、或いは食い違ひがあるかも知れませんが、大局的においては食い違ひはない、こういうつもりでやつておるわけですから、余りまあそこは角立たずにお願ひしたいと思ひます。(了承)と呼ぶ者あり。

○原虎一君 討論に當つて委員長は修正案があるならばということでありまして、この法案は非常に重大な法案であるし、議事規則から言つても先ほど理事會の決定に基いて各派の修正意見を提出すると、それを持寄つてやるといふことになるのですが、この参議院の規則によりまして、第四十六條の規則を讀みますと、「議案を修正しようとする委員は、予め修正案を委員長に提出しなければならぬ。」こうなつております。この機会を委員長はいつにされたのか、与えられていないのです、我々も我が会派から先般委員外発

延長されたことを承認してまあこれに對して異論は皆無おつしやつていますが、事実上会期の延長が成立されておる、この未明の段階においてもう大體あなたも御承知の通りこうした五項目に對して質問をするという内容についてはその内容の点については同感であるという実情を、あなたは心算も承わつておられますから、私はもうこれが若し午前零時とか、いや五分からやるというふうなことでなかつたならば、お説のような点に相当私もあなたとの約束に對しては違反してゐるかわかりませんが、特に委員長長の職権によつて午前五分から、零時五分からやろうといつて、そしてこの時間に差迫つた今の段階といたしましては、もう討論採決に入ることも止むを得ないという、その後の情勢変化に基いて、あなたとの約束については、或いは食い違ひがあるかも知れませんが、大局的においては食い違ひはない、こういうつもりでやつておるわけですから、余りまあそこは角立たずにお願ひしたいと思ひます。(了承)と呼ぶ者あり。

言で連合委員会に出席できなかったの
で、伊藤修君がやつております。修君
等の修正案も我が会派において審議し
て今日質問中だったので、十分にま
とまつていない。委員長は修正案は一
緒に討論すると言いますけれども、こ
の参議院規則に今読みました第四十六
条による、委員はあらかじめ修正案を
委員長に提出しなければならぬ、と
いう機会を私は与えて頂きたい。これ
だけを参議院規則によりまして……委
員長は規則を履行されたいと思います。
○委員長(西郷吉之助君) 今討論中で
ありますから修正案がございましたら
お述べをお願いします。

○原虎一君 修正案がありましたらと
言われますけれども、先ほど理事会に
おいて各派がそれを持出すという、運
営法をおきめになつてその持出す機会
をいつにするかという事も知らせん
で、突然今になつて、而も今日は夜が
明けて間もない、ですから、いつ修正
案を持出すことになつてゐるから、いつ
にしてくれという事を予告されもし
ないで、徹夜の会議で突然出してくる
という事は、できないことを委員長
は要求されておる、できないことによ
つて運営しようとしておる、参議院規
則はやはり守つて頂きたい。繰返して
言いますけれども、この四十六条は
「議案を修正しようとする委員は、予め
修正案を委員長に提出しなければなら
ない。」事実においてそういうことは言
われて来ましたが、あらかじめ
提出する機会、又十分に用意する機
会は与えられていない、質問中です、
質問が終つて初めて私はこれを修正し
なければならぬ、あそこを修正しな
ければならぬというものだろうと思

うのです、質問中に修正案というもの
を作るという事は、これは私は輕率
ではないかと思ひます。従ひまして私
は本会議が開かれる前まで質問いたし
ますよ、私の質問は終つておりませ
ん。でありますから、私は岩木委員
の質問に就いて質問を許された。委員
長は質問を抑えませんでした。私の質
問に終つていない。終つていない者に
修正案をすぐ出せという事は、委員
長、無理である。でありますから、参
議院規則によつてあらかじめこれから
一時間後に出せと言われるのか、明朝
何時までにだせと言われますか。従つ
てそれは私は参議院規則の四十七条
が、これで質問を打ち切るということ
は、動議によつて打ち切られた。討論に
際しては、ついでに修正案を出せと言
われる。ついでであります、原案に対
して賛否ならば簡単であります、修
正案を含めての討論であります、修
正案、やはりこれを参議院規則四十七
条に質問が終つて打ち切られたら打ち
切られたら、それに基づいて修正案が作られ
るといふことは、これは議事運営の私
は当然なる正しい運営だと思ふ。今ま
でのこういう状態ではないのであります
ならば、今までの慣習上用意もあつ
たであります。併し現に私は繰返
して申し上げます、そこから修正案
を作らなければならぬ。修正案を作
る機会というものは与えていない。而
も修正案を含んだ討論をやれるとい
うことは、できないことを委員に強いる
ということでありまして、この点は良心
によつて委員長正しき法によつて決す
る、而も一時間しかないとか、三

十分しかないという審議の時間ではあ
りません。明日の夜の十二時までは
はずである。必要ならば衆議院はもう
一回会期延長をするかも知れません。
そういう状態において質問を打ち切ると
すぐ修正案を出せ、それによつて討論
するということでは、できないことを議
員に強いるものであります。而もこの
法律案は如何に重要だということでは、
委員長みづから十分御承知なのであり
ます。委員長はやはり良心によつて、
良識によつて委員会の運営を図ること
を切望するものであります。

○委員長(西郷吉之助君) 討論中であ
りますから、御意見がございましたら
お述べをお願いします。
○勸井藤平君 私は只今討論採決に入
つておりますので、民主クラブを代表
いたしまして、法案に対して賛成いた
します。
○委員長(西郷吉之助君) 他に御意見
はございませんか。
○吉川末次郎君 私はこの委員会の成
立そのものに法的な疑義を持つておる
ものであります、それはただ疑義
を持つてゐるということ以上には、委
員長と解釈を異にするものであります
から、それ以上は申しませんが、この
法案に対しては、先ほど理事会におき
まして岩沢君にも話しておつたのであ
ります、我々は修正案についての用
意を持つておる、それはこれでありま
す。併しながら先ほど申しましたよ
うに、実はそれは法務委員の伊藤修君
が私の指示によつて、指示という何
であります、委嘱によつて作つて
参つたものであります、十分の私は
検討を経ておりませんから、我が党の
会派の意見としてこれを皆さんの前に

○原虎一君 先ほどから申しますよ
うに、参議院規則第四十七条は「議案を
修正しようとする委員は、予め修正
案を委員長に提出しなければならぬ。」
修正案の意思があるということはその
委員会の理事会において委員長は御存
じのはずです。而もそれは質問が先
ほど申しますように終つてすぐ討論
採決、而もそこに修正案を出せと、原
案に賛成か反対かということだけを以
て一応打ち切られて、修正案は明日に出
せと、これならば私は議事法に基く理
論が立つと思ふ。原案に対する賛否の
論旨に直ちに修正案を出せということ
は何としても、私はできないことを委
員長は委員に強いておる。而も時間が
ないというので委員長の責任上無理で
も遂行しなければならぬという時間的
状態にありません。如何に数があるの
を言つて申しまして、我々法を作る人
間は法を守らなければならぬ。法
を委員長は十分玩味願ひたい。参議院
規則第四十七条を御研究の上において
なさつてゐるとは私も考へられま
せん。御研究あつたならば何故この参
議院規則四十七条に反してもその意思
に反してもやらなければならぬとい
うことを我々に一応御説明があつて然
るべきだ。如何に討論があつても、多数
がやられたとしてもいゝゆる法を破る
多数は暴力ではあります。学識経
験のある委員長は法を破る暴力に動か
されずに、卓を叩いて声を大にするこ
ころのものは暴力ではあります。法
律を無視する多数は暴力であります。
それを私は委員長に申上げて、私は
納得できません。私、吉川君にどうい
う修正案が伊藤君から出されたか知り
ませんけれども、私自身は一個の委員

として質問が終つたばかりでありまして、その質問に了解できなかったら、了解できないままに於いて修正案を作らなければなりません。その時間を委員長はいつ与えたか。私は何としてもこの点は納得できない。

○吉川末次郎君 我々の質問は昨日始めたばかりじやないですか。

○岡本愛祐君 只今参議院規則第四十七条とおつしやつたのでありますが、四十六条であらうと思ひます。これを根拠にして原委員から委員長に対する御質問がある、いづれ委員長なり議事課長がおりますから私の解釈、これが間違つておるかどうか、これを御答弁願ひたいと思ふ。この四十六条というのは委員長に対して議員から議案を修正しようとする委員に対して修正案の提出を求めなければならぬというのではあります。これはよく読んで見ると、議案を修正しようとする委員はあらかじめ修正案を委員長に提出しなければならぬ。つまりこの討論の過程におきまして議案を修正しようとする委員はあらかじめ委員長にこの文字で、書面で修正案を提出しなければならぬという、その義務を課しておるのであります。だからこれは今出してないのですからどうも修正案の出しやうがない、この四十六条で言へばそう言えるのであります。

○原虎一君 岡本さんの……

○岡本愛祐君 ちよつと待つて下さい。これに対して間違つておるかどうか、委員長並びに議事課長、どちらでもいいですが、それから御答弁願ひたい。

○参事(宮坂亮孝君) 只今岡本議員のおつしやる通りでありまして四十六条

は修正しようとする委員は前以て委員長に提出するというのが法の解釈でございます。

○原虎一君 それはわかつて最初から言つておるのです。それがわからずに質問いたしておる。それから法の解釈、それから運営とは、ただ、失礼ですが、一課長が言うことによつて私もそれが全部正しいとは考えられません。これを以てその実証する、或いは納得するとなればそれだけの機関、それだけの機構によるものの職責も十分果し得る人間から聞きたいのです。これは委員長のおつしやる通り申上げるまでもないのであります。私の言うのはこの規則は議案を修正しようとする委員はあらかじめ修正案を委員長に提出しなければならぬ。これは先ほどから繰返して申すように、理事會を開いて修正案を出すという話を話して、併し質問が終つていないのに修正案を作るといふことは、作らないことはありませぬけれども、質問が終了して作るのが当然ではないかと思ふのです。併し質問が終つてその期間を与えずして議案に対する賛否の討論ならばこれは規則に違反すると思ひますし、修正案を含めてという事は出す機会を実質上は与えずして委員長は審議しようというのですから、我々委員の審議権という、即ち四十七条の精神というものを殺してしまつてただ急げばいい、それも私は繰返して申しますけれども、時間がなければ別であります。時間がなければ言へません。そういう無理な審議を委員長はなせなければならぬ。公正無私と言はれて敬意を表しておる委員長が会期延長が一日きまつた今日、何故に参議院規則を、この条項を無視した、精神を殺す行為をなせなければならなかつたか、そういう立場に委員長はなせ追ひ込まれたのであるか。先ほど申しますように法を作る者が法を蹂躪することはそれ自体が暴力であります。そういう運営を委員長はなせなければならぬ。私はそれは理解できないから申上げておるものであります。法文の解釈につきましてはその私の解釈が運営上間違ひであるかどうかという事は、それだけの運営委員会にも聞く必要がありまう。課長以上のそれだけの職責ある者の意見を聞く必要もありません。或いは法制局長の意見を聞く必要もありません。でありますからそういう疑義を生ずる……すでに岡本さんの解釈が違つておる。その解釈に基いて時間があつてもかかわらず何故にこの委員会を継続して行かなければならぬかといふことを申上げておきます。

○石村幸作君 私は自由党を代表いたしました。本議案に賛成の意を表します。

○委員長(西郷吉之助君) 他に討論の御意見がなければ討論を……

○若木勝蔵君 議事進行について、今吉川さん、それから原さんの本人から修正案のことについて非常に私は理のある御話があつたと思ふのであります。確かに修正案を作ることは余裕も与えられていない、機会も与えられていない。こういうふうなことによつてこのままこれを進行させるといふことは非常に私は委員長としての取扱方として遺憾な点があると思ひます。そこで私はやはりそういうところの折角の原さんのほうからそういう申出があるものでありますから、ここで何とかそ

れを折合つけるような取扱方を委員長がなさることが議事の運営の円満の上から考へまして、これは委員長としてとるべきところのことではないかと、こう考へるのであります。

○委員長(西郷吉之助君) 私は再三原委員に対して修正御意見があれ

ば討論でありますからお述べを願うことを申上げておるのであります。御異議がなければ討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それでは御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。

警察法の一部を改正する法律案について採決いたします。本警察法の一部を改正する法律案の衆議院送付案は修正議決案であります。この衆議院送付案通り賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西郷吉之助君) 多数と認めます。よつて本議案は衆議院送付案通り多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四十四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二条により

まして委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可とせられたかたは順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

堀 末治 岩木 哲夫
石村 幸作 岩沢 忠恭
高橋進太郎 宮田 重文
岡本 愛祐 館 哲二
駒井 藤平

○委員長(西郷吉之助君) 御署名漏れはございませんか。署名漏れはないものと認めます。本日はこれにて休憩……

○石村幸作君 大分皆さんお疲れのようですが、適當な時間だけ休憩いたします。そして、そうして残つております集團運動等の秩序保持に関する法律案並びに請願陳情等を休憩後引續いて審議に入りたいと思つております。然るべくお進めを願ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 本日はこれにて休憩いたします。午前十時に理事會を開き、且つ十時半に委員会を開会したいと思ひます。これにて本日は休憩いたします。

午前十一時二十分休憩

午後二時二十五分開會

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より委員会を再開いたします。本日は昨日いたしました請願に引續いて第二千二百十七号並びに第二千三百三十三号、この二件を説明いたさせていただきます。

○専門員(武井群嗣君) 請願第二千二百十七号と第二千三百三十三号、同名のものであります。地方自治法改正

案中一部改正に関する件、宮城県議会
議長提出であります。内容は前日述
べましたと同様な自治法の改正をする
に当つて政府の案には議会の議員の定
数を減じ、或いは議会の回数を減らす
というようなことがあるようである
が、右は地方自治権の伸長を害するも
であるから、さような事項を削るよう
にしてもらいたという趣旨であります。

○委員長(西郷吉之助君) これは今お
聞き及びの通りでありますから、採
択して政府に送付することにいたしては
如何ですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計
いたします。

次は二百九十一号について説明
いたさせます。

○専門員(武井群嗣君) 請願第二十二
百九十一号、地方自治法改正反対に關
する件も同趣旨のものでございます。

○委員長(西郷吉之助君) それではこ
れも同趣旨でありますから、同様に採
択することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計
いたします。

次は第二五三八号、これも今のと
同様でございますから、同一の取計ら
方をいたしまして、採択いたしたいと
思います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) 次は第二千
五百三十九号でございます。

○専門員(武井群嗣君) 請願第二千五
百三十九号、地方自治法改正法案に關
する件、これは政府は地方自治法の改
正案が出ておるようであるが、それぞ

れの法案の審議については、近く筈足
を予定せられる地方制度調査会の意見
を聞いた上で慎重にしてみたいとい
うのでありまして、ちよつと御採択
如何かと存じております。(賛成)と
呼ぶ者あり)

○委員長(西郷吉之助君) これはそれ
では留保することに御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) ではさよう
取計いたします。

次は第百十一号。

○専門員(武井群嗣君) 請願第百十一
号、地方公共団体企業に対する優先免
許の件、その要旨は電気ガス事業、自
動車運送事業等を地方公共団体が経営
する場合においては、他の企業に優先
して免許するように取計らつてもら
いたいという趣旨のものであります。

○委員長(西郷吉之助君) これはお聞
き及びの通りでありますから採
択して送付したら如何ですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) ではさよう
にいたします。

次は第百十二号。

○専門員(武井群嗣君) 請願第百十二
号は、地方自治法第七十五条第一項改
正に関する件というのでありますが、
その要旨は入場税、遊興飲食税等を市
町村税に移管してもらいたいというの
であります。

○岡本愛祐君 これはいろ／＼研究を
要する問題でありますから留保した
らうですか。

○委員長(西郷吉之助君) 留保の御意
見がございしますが、よろしくござい
ますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(西郷吉之助君) それでは留
保いたします。

次は第百六十八号。

○専門員(武井群嗣君) 請願第百六
十八号は地方自治法第九十二条改正に
関する件であります。これは請負業
者と地方議会の議員との兼職を禁止す
るよう改正してもらいたいという趣
旨でございます。

○委員長(西郷吉之助君) これは採
択しては如何でしょうか。

○中田吉雄君 県会議員等の職権とか
らみ合ひまして非常な弊害はあると思
うのですが、ちよつとその問題は憲法
上の疑義がありはせんかと思うので
す。

○委員長(西郷吉之助君) では留保
いたします。

四十五号から同趣旨のものを含めて一
つ願ひたい。

○専門員(武井群嗣君) 陳情七十五
号、百七十七号、三百二十二号、三百四
十四号、四百六十七号、請願千三百四
十号、二千三百七十七号、陳情六百七十四
号、七百四十四号、七百五十八号、八
百十号、九百五十五号、九百七十七号、九
百六十九号、千十三号、こまでは特別
市制に反対の請願及び陳情ございま
すが、趣旨は細かく申上げません。

○委員長(西郷吉之助君) これは特別
市制の問題でありますからこれは留
保が如何かと思ひますが、如何で
すか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それでは留
保いたします。

○専門員(武井群嗣君) 請願千七百
七十八号、陳情九百五十一号、九百五十六
号、九百八十八号、この四件は大阪の
特別市制反対に關する陳情並びに請願
でございます。

○堀末治君 これも同断たな。(賛成)
と呼ぶ者あり)

○委員長(西郷吉之助君) それでは留
保いたします。

○専門員(武井群嗣君) 請願千二百五
十五号、千二百七十七号、千三百二十
五号、千三百五十三号、千三百九十九
号、千四百八十二号、千七百五十六
号、陳情八百一十一号、請願千六百七十
号、こまでは請願、陳情は大阪市を
特別市に指定する法律制定を請願又は
陳情することでございます。

○吉川末次郎君 これは反対の陳情及
び請願と同様に取扱いを願ひたいと思
ひます。共に留保……。(賛成)と呼
ぶ者あり)

○委員長(西郷吉之助君) それでは留
保で御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それでは留
保いたします。

○専門員(武井群嗣君) ついでに陳情
七百四十五号、七百九十二号、八百四
十一号、千六百四十四号、千七百七十七号、こ
までは大阪市に特別市制を実施して
もらいたいという請願並びに陳情ござ
います。

○岡本愛祐君 留保。

○委員長(西郷吉之助君) 留保の動議
が出ましたが……。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計
いたします。

都市に実施するように取計らつても
らいたことでございます。

○堀末治君 留保は如何でしょうか。

○委員長(西郷吉之助君) 留保の意見
が出ておりますが……。

〔留保と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) 留保いた
します。

○専門員(武井群嗣君) 陳情九百九十
八号、千二百一十号、千三百一十一号、この三
件は神戸の特別市制反対の陳情ござ
います。

○委員長(西郷吉之助君) 大阪同様に
留保で……。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) 留保いた
します。

○専門員(武井群嗣君) 陳情三百二十
五号、地方自治法の統合強化に關する
件、これは自治体の統合を強化するこ
と、それから事務の再配分を促進して
もらいたいという陳情でございます。

の職種に関する件、こういうのであります。これは都道府県の土木部長、建築部長を技師に限るようにして、そうしてそれを専門工學職というようにしてやりたいというのであります。

○委員長(西郷吉之助君) これははい、少し研究を要すると思ひますので留保いたします如何ですか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) それでは留保いたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情四百六十八号、五百十号、請願千九十一号、千三百六十二号、千三百八十六号、千六百八十八号は、いずれも特別区の組織及び運営に関する件でありまして、その特別区の自治権を拡大することを要望しておるのであります。

○委員長(西郷吉之助君) 留保にいたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情八百五十五号は東京都特別区制度改革に関する件、このほうは都の権限を拡大しても構はないという陳情でございます。

○委員長(西郷吉之助君) 同様留保で如何でございますか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) それでは留保いたします。

○専門員(武井群嗣君) 請願千二百七十五号、地方公務員法附則第二十一項の單純勞務雇用職員の身分取扱に関する件、これは従前の例によると附則に書いてあります單純勞務者に関する立法を速かにしてもらいたいという請願でございます。

○委員長(西郷吉之助君) これは採択いたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情五百七十

三号、七百四号、七百九十九号は地方自治法第三百三十八条改正に関する件であります。これは地方の議會に議會事務局を設置するようしてもらいたいというのでございます。

○委員長(西郷吉之助君) これはお聞き及びの趣旨でございますから採択しては……。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○専門員(武井群嗣君) これは法律のほうには市会のはずは事務局を設けることになっておりますが、町村会のはずは設けることができるものとなっております。

○岡本鑒祐君 これも研究課題として留保する動議を提出いたします。

○委員長(西郷吉之助君) 留保で如何でございますか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) それでは留保いたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情七百二十四号は地方自治法中一部改正等に関する件、これは議員の定数を減ずる案を執行してもらいたいという趣旨の陳情でございます。

○委員長(西郷吉之助君) これははい、少し研究を要すると思ひますので、留保しては如何ですか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) 留保いたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情七百八十八号、地方公務員の恩給制度確立に関する件、町村の職員についての恩給制度は一応できておるが、市の吏員の恩給制度ができておらないので確立してもらいたいという趣旨であります。

○委員長(西郷吉之助君) これは採択いたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情九百三十三号、北海道林務部存置に関する件、これは五通ございまして、北海道に林務部を置いてもらいたいという趣旨でございます。

○委員長(西郷吉之助君) これは届出でできることになりましたからこれは採択いたします。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○専門員(武井群嗣君) 陳情九百六十五号、地方公務員法中一部改正に関する件、これは地方公務員が公務災害等に會つた場合に、災害補償に関する審査を請求するときに、都道府県や市町村などの公務員の場合には、その審査をその市町村の属する都道府県の人事委員会に申請するというものになっておるのであります。市の人事委員会にも申請ができるように、こう改めてもらいたい、こういう趣旨でございます。

○委員長(西郷吉之助君) これははい、少し研究を要する問題であります。留保して研究することに御異議ございせんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) それでは留保いたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情九百八十四号、主要道府県に建築部設置の件、同じく陳情一千六百六号、一千六百十一号、一千六百二十三号、主要道府県の建築部存置に関する件、この四件はいずれも主要なる道府県に建築部を設置、或いは存置してもらいたいとの趣旨であります。大体今回の改正で願意は達せられておるようであります。〔採択〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) ではこれも採択いたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情一千三百三十号、地方公営企業法案中一部修正に関する件、これは地方公営企業の會計監査のために地方公営企業を経営する市は監査委員を設置するところの規定を設けるよう修正してもらいたいという趣旨でございます。地方財政法等において市には監査委員を置くことになっておりますので、その趣旨は達せられることと思つております。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) これも採択することにして差支えないと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 採択いたします。

○専門員(武井群嗣君) 請願一千八百七十七号は同名でありますけれども、内容は前段の通りでございます。これは地方公営企業法案の中に下水道事業も指定してもらいたいというのでございまして、先般の地方公営企業法の改正によりまして、これは指定し得る状況になつておるわけでありまして、〔採択〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) それではこれも採択いたします。

○専門員(武井群嗣君) 請願一千八百四十二号はこれも前段と同名であります。その内容は地方公営企業の従業員を一般の公務員とは別個の法制によつて規律してもらいたいというのであります。大体先般の地方公営企業労働関係法によつて願意はおおむね達せられておるのじやなからうかと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 次は請願二千二百九十五号、二千四

百二十六号は今申上げたと同趣旨のものであります。〔採択〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) ではこれも同様採択いたします。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○専門員(武井群嗣君) 請願二千三百六十七号、五大市の選挙管理委員会存置に関する件、これは題名の示すごとく五大市の選挙管理委員会が一時は政府では廃止になつておりましたので、これを存置する請願でございます。今回存置することに改正せられましたので、願意は達せられましたものとみなします。〔採択〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) それでは採択いたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情千八百十八号、行政書士法中一部改正に関する件、この内容は行政書士を救済するために諸官庁等に出す書類は必ず行政書士の手を經るということに決定してもらいたいというのであります。研究を要すると思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 留保をいたします。

○専門員(武井群嗣君) 請願三十六号から陳情三十四号、同じく三十六号、五十三号、七十七号、六十五号、百三十三号、二百六十八号、請願三百二十三号、陳情三百二十四号、同じく二百四十六号、三百五十五号、七百三十七号、請願千五百号、これまでは題名はそれ〴〵若干の違いはございますけれども、その内容は平衡交付金の配分を増額してもらいたいという共通な願ひでありますので、一括並べたわけでありまして、

○吉川末次郎君 大体内容もわかつておりますが、ここに地方財政委員会の財務部長が見えておられるようでございますから、地方財政委員会側の意見をお聞きしたいと思います。

○委員長(西郷吉之助君) 今の請願、陳情に対して政府から内容を伺います。

○政府委員(武岡憲一君) 只今お尋ねの各陳情並びに請願につきましての意見でございますが、大体題名によりまして内容を推察いたしまするのに、各団体に対する二十六年度或いは二十五年年度の平衡交付金の金額が期待に対して少かつたということから、その増額を要求しておりますものと推察せられるのであります。御承知の通り財政平衡交付金の配分に關しましては、今回特に平衡交付金法の改正をして頂きまして、大企業は特定せられたのでございまして、只今二十七年年度の平衡交付金の配分につきましては、この新らしい法律に基づきまして準備中でございす。いろ／＼従来やつて参りました配分の結果等を参酌いたしまして、補正係数或いは基準財政収入額の算定方法等につきましていろ／＼研究をいたしまして、できるだけ実情に即した適切な配分をいたしたいということで準備にかつておるのであります。各団体によりまして交付金の額がどのよう配分されたかということにつきましては、結果的に見て財政需要額の測定が不当に低かつた、或いは収入額の測定が不当に高いというようなことが、団体によりまして或いはあるかと存じまするが、これらのものにつきましては、なおその具体的な事実等が判明いたしました場合にそれを参酌いたしまして、特別平衡交付金等による調整を行なつて参つたのであります。これらの陳情、請願等につきましても、更に具体的にその内容を拝見いたしました上で、若し二十七年年度の配分につきまして改めるべき部分がございしますれば、適当に改めて参りたい、かように考へておる次第でございします。

○委員長(西郷吉之助君) これは一応お聞きの通りでありますから、採択して政府に送付することにいたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) ではさよう取計いたします。

○專門員(武井群嗣君) 陳情六百二十九号、府県の財源不足対策に關する件、請願三十七号、地方財政確立に關する件、四百十九号同じく、二百六十二号地方財政危機打開に關する件、陳情四百十四号、地方税財政制度改革に關する件、題名は五件とも違つておるのであります。これに共通する請願並びに陳情の趣旨は、六百二十九号につきましても、財源不足対策のために緊き資金を利用してもらいたいというものが主たる理由であります。それから次の三件の請願は、地方財政確立のため或いは危機打開のために起債或いは交付金の増額、税制の改革、短期融資等を取計らつてもらいたい。四百十四号はこれらのことを制度の上に現わすように改革をしてもらいたい。いずれも各地方公共団体の財政難を救うための共通の願望と認められますので、ここに並べて一覽表にいたした次第でございします。

○委員長(西郷吉之助君) これは趣旨が極めて妥当でありますから、採択の上政府に送付しては如何ですか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) ではさよう取計いたします。

○專門員(武井群嗣君) 請願二百七十九号、市町村立学校職員給与負担法中一部改正に關する件、これは現在市町村立学校職員の給与のうち日直手当は県費で負担しておるわけであるが、これを市町村から出すようにしてもらいたいという長崎県知事の陳情であります。研究をしようと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) それでは留保にいたしたいと思ひますが、如何ですか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) 留保いたします。

○專門員(武井群嗣君) 陳情の四百四十四号から数件ございしますのは、それぞれ具体的なものになつておりますので、その点でまとめたものであります。四百四十四号は、公営電気事業の起債は非常に嚴重になつておりますので、これを拡大してもらいたい。陳情の三百二十三号は、公共事業の起債早期決定に關する件、これは起債の規模を早くきめてもらわないと、事業の進行上東北地方は特に困るからといううなことであります。請願五百八十二号、京都、小倉両市の都市計画用地買収費起債等に關する件、これは都市計画用地の買収のために起債をしなければならん、その起債の許可を早くしてもらつて、それからそれに対する国庫補助も早く出してもらいたい。陳情六百二十六号、電源開発資金起債別枠確保に關する件、これは電気事業の電源開

発の資金の起債の枠を拡げてもらいたい。陳情六百三十一号は、地方公務員の退職金財源措置に關する件、これは地方の公務員に対しても国家公務員に準じて退職金の財源措置を講じてもらいたい。もう一件陳情の六百四十九号、起債及び平衡交付金の早期決定等に關する件、これは災害復旧等のために平衡交付金及び起債の決定を速かにして、その災害復旧を早くやるようにいたしたいというのでございします。

○委員長(西郷吉之助君) これはいづれも趣旨妥当でありますので、採決の上送付することにしては如何ですか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○專門員(武井群嗣君) 請願千三百三十八号、地方財政法第五條改正に關する件、これは趣旨は第五條を削除してもらいたいというのでございまして、第五條は起債の制限であつたと思ひます。普通税の税率が標準税率以上である場合に限つて起債を許されるような規定になつておりますので、非常に窮屈であるから、これを改正してもらいたいというのが趣旨でございします。

○委員長(西郷吉之助君) これはなお研究を要すると思ひますので、留保した如何ですか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) ではさよう取計いたします。

○專門員(武井群嗣君) 千四百四十四号、農業委員会書記の恩給に關する件、これは先般の恩給、町村職員恩給法によりまして農業委員会の書記の恩給は交付せられることになつたのであります。この財源措置に困つて

○委員長(西郷吉之助君) これは趣旨が妥当でございしますから、採択して政府に送付したら如何かと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それではさよう取計いたします。

○專門員(武井群嗣君) 請願千五百三十七号、六三制学校特別教室等の建設費起債に關する件、二千五号、定時制高等学校校舎建設費起債に關する件、陳情千五百六十六号、高等学校定時制分校建設費の起債枠設定に關する件、以上三件は高等学校の、特に定時制について建築の財源等に困つておるのでその施設が遅れておる、それから六三制については特別教室の建築が遅れておるので、それは要するに起債の制限が強いからであるからして、この枠を拡げ、或いは起債を多くしてもらいたいといううな趣旨でございします。

○委員長(西郷吉之助君) これは趣旨が同様でございしますから、採択の上送付しては如何ですか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○專門員(武井群嗣君) 請願千五百三十八号、港湾修築費地元負担金の金額起債に關する件、これは地方で行う港湾修築の費用を支弁するために地元負担金を出しておりますが、その地元負担金について全額起債のできるようにしてもらいたいというのでございします。

○委員長(西郷吉之助君) これは採択送付しては如何でございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○専門員(武井群嗣君) 請願千五百四十号、国庫補助金等早期交付に関する件、千九百四十三号、起債の早期認可に関する件、一方は国庫補助、一方は起債でございますが、共通するところは共に早期に認可交付等をしてもらいたい、そうして事業を急ぎたいということでございます。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それではこれは採択の上送付いたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情九百九十九号、公営住宅建設事業費起債増額等に関する件、千二十七号、清掃事業施設整備に要する財源確保に関する件、千五十七号、定時制高等学校教育費測定単位に関する件。

九百九十九号は公営住宅の建設事業の起債の認可の額をもつと殖やしてもいい。それから千二十七号、清掃事業については、この清掃事業が遺憾なくできますように起債の許可を速かにすること、国庫補助、平衡交付金等に特に考慮してもらいたい。それから次の定時制高等学校は、これは平衡交付金の測定単位の中に学校数、学級数等を加えて遺憾なきを期してもらいたい、具体的に例を挙げてござい

ます。

○委員長(西郷吉之助君) いずれも趣旨は妥当でございますから、採択の上送付することと如何でございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それではさようにいたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情七号は、地方税制改正に関する件、宮城県知事は七名、北海道、東北のほうでは特

にその都市事情に適するように地方税制の改正をしてもらいたいというので、いろ／＼と具体的に例示をしたものであります。

それからこれと対照的になりますものは次の請願二百七十八号と、陳情の四十四号でありまして、これは大都市のために地方税制の改正をしてもらいたいというので、いずれも具体的に例示をしたものでありまして、趣旨はおおむね結構と思つております。

○委員長(西郷吉之助君) これは政府に送付して如何でございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○専門員(武井群嗣君) 陳情六百二十五号、地方税制改革等に関する件、鹿

て、地方税制改革につきましているといふと陳情をいたしたのでありますが、おのおの抽象的に書いてありまして趣旨はおおむね結構と思つております。

○委員長(西郷吉之助君) それでは採択の上送付いたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情六百四十三号、鉱産税の府県移譲に関する件、これは現在市町村税になつておりますものを府県に移譲してもらいたいというので、研究を要すると思つております。

○委員長(西郷吉之助君) これは留保して如何でございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○専門員(武井群嗣君) 陳情六百四十八号、地方税法改正に伴う財産措置の件、これは附加価値税等を実施した場合においては、地方に財源が不足するから、交付金等によつて補つてもらいたいというのであります。

○委員長(西郷吉之助君) これは採択

かと思つております。〔留保、研究と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それでは留保いたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情八百三十号、地方税法三百四十八条第一項改正に関する件、これは次の陳情千二百一十一号も今の地方税法中一部改正に関する件とは同様でありまして、それから次の請願千九百四十四号、地方税法第三百四十八条第一項改正に関する件、この三件はいずれも同趣旨のものでございまして、固定資産税の非課税の範囲に関する規定を改めて、端的に申し上げますと国鉄等に固定資産税を課するようになしてもらいたいという陳情であります。〔留保、研究と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それでは留保いたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情二十六号は事業税の課税標準等に関する件であります。これは先ほどの事業税の課税標準につきましまして細かく課税標準の現在の二・二%を八%に引下げてくれとか、或いは個人企業に十萬円の基礎控除を認めてくれとか具体的に陳情しておるものがございますが、研究をいたしたいと思つております。

○委員長(西郷吉之助君) 留保で如何でございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) 留保いたします。

を軽減してもらいたいということでありまして、先般の改正によつて願意を達せられたものと思つております。

○委員長(西郷吉之助君) それではこれは採択して如何でございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それでは採択いたします。

○専門員(武井群嗣君) 請願四十五号、六十一号、六十二号、百五十五号は営業用トラックの自動車税を軽減してもらいたいということとあります。それから請願の六十三号、百十号、百三十九号、百四十五号、百五十六号、百五十七号、百八十八号、百九十七号、四百三十一号、陳情七十六号、八十四号、六百二十八号、これまでは自家用と言わず、営業用と言わず自動車税を軽減してもらいたい。

それから請願の四百二十号、四百五十七号、四百五十八号までの三件は自動車税の引上げ反対等に関する件、七百五十一号は乗合自動車税の引下げに関する陳情でありまして、大体共通の趣旨と思つておりますので、採択すべきものと思つております。

○委員長(西郷吉之助君) これは趣旨妥当でございますから、採択の上送付しては如何でございますか。採択して送付してよろしうござい

ますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それではさようにいたします。

○専門員(武井群嗣君) 請願百九十六号、地方税法中一部改正に関する件、この要旨は附加価値税を実施するよう

困っている者のいろんな仕事をしてお

る者が多いのでありまして、特別所得税を免除してもらいたい……。

○委員長(西郷吉之助君) それではこれは政府に送付いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡本愛祐君 免除だよ。免除ということではちよつと研究を要する。

○委員長(西郷吉之助君) これは極めて軽微なものでありまして、非常に困つてゐるらしいから……。

○中田吉雄君 産児制限で困つてゐるらしいですな。

○委員長(西郷吉之助君) これはもうその通りで、産児制限のためで大部分の者が生計が立たぬそうです。

それでは採択の上政府に送付いたします。

○専門員(武井群嗣君) 請願二千三百十一号は地方税法中電気ガス税一部改正に関する件でありまして、先般の改正が行われたところであります。

○委員長(西郷吉之助君) これはすでに願意が到達しておりますから採択することにいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○専門員(武井群嗣君) 請願二千二百三十六号、これは少し変つておりますが、財団法人講道館に対する固定資産税免除に関する件、請願の趣旨は、講道館は世界的柔道普及のために設けられておるのだが、学校法人でないために税金が多額にかかつて経営困難であるので、固定資産税を免除するように取計らつてもらいたいというのでございます。

○委員長(西郷吉之助君) 如何でございますか。

〔留保、研究と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それでは留保にとどめます。

○専門員(武井群嗣君) 請願二千三百八十号と二千三百九十九号は共に教育研究に対する電気ガス税免除の件、先般の改正によつて願意が到達しております。

○委員長(西郷吉之助君) それでは採択いたします。

○専門員(武井群嗣君) もう一つ申し上げるのを落しました。請願二千三百九十五号は民間學術研究機関に対する電気ガス税免除の件でございます。

○委員長(西郷吉之助君) これも同様採択しては如何ですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○専門員(武井群嗣君) 請願二千四百七号、二千五百三十六号、二千五百八十七号と陳情千百二十九号は共に医療に対する特別所得税を撤廃してもらいたいというので、先ほどの助産婦等と同様でございます。

○岡本愛祐君 これは留保してもらいましよう。問題が大きいかから……。

○委員長(西郷吉之助君) それではこれは研究を要しますから留保いたしましたと思ひます。

それでは次に警察官、その一枚おきましてその追加がございしまするか。

○専門員(武井群嗣君) 文書表の第二十回報告というのが書いてございしますので、追加が一枚ございします。第一の追加がございします。行政関係で請願二千七百三十八号、特別市制反対に関する件、陳情の千百九十二号、五大市を特別市に指定する法律制定の件、一方

反対、一方賛成の請願であります。

○委員長(西郷吉之助君) これも前記と同様留保しては如何です。留保して御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それではさように取計らいます。

○専門員(武井群嗣君) 次は陳情千百百号、地方財政委員会存置に関する件、この名の通りであります。

○委員長(西郷吉之助君) これはすでに法律が通つておりますから留保しては如何でしょうか。

○岡本愛祐君 留保していいでしよう。

○委員長(西郷吉之助君) 留保にとどめます。

○専門員(武井群嗣君) 次の陳情千百百一、千百九十九号は地方自治法改正案反対等に関する件、先般政府から提出したものに對する反対陳情であります。

〔留保と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) これはすでに通りましたから留保いたします。

○専門員(武井群嗣君) 請願二千八百十四号、岩手県久慈町の起債全体計画に関する件、これは速かに起債の全体計画を承認してもらいたいという請願でございます。

○委員長(西郷吉之助君) これは多少研究を要するかと思ひますが、まあ趣旨は大體いいのでありますが、採択してもよろございしますか。

○高橋進太郎君 もう採択していいな。

○委員長(西郷吉之助君) では採択いたします。

○専門員(武井群嗣君) 請願二千八百二十五号、地方財政平衡交付金法中に

幼稚園と明記する等の件、現在の平衡交付金では基準財政需要の中に幼稚園のことは書いてございせんので、幼稚園の発達が遅れておるので、これを明かにしてもらいたい、たび／＼出る請願でございます。

○委員長(西郷吉之助君) これは政府に送付しては如何です。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それでは送付することにいたします。

○専門員(武井群嗣君) 請願二千七百二十号はめん類の飲食税撤廃に関する件、二千七百八十三号、同じく免除に関する件で同様めん類の飲食税を免除してもらいたいという請願であります。

○委員長(西郷吉之助君) これはすでに先般大體願意は到達しておりますので、採択することにいたしましたと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) 採択いたしました。

○専門員(武井群嗣君) 請願二千七百二十七号、新聞業に対する地方税非課税の件、先ほど出たのと同様であります。

○委員長(西郷吉之助君) 前二回と同様の趣旨で採択しては如何でしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○専門員(武井群嗣君) 請願二千七百八十四号、二千八百二十六号、医療に對する特別所得税撤廃の件、先ほど御審議のものと同様であります。

○委員長(西郷吉之助君) これは留保いたしますか。

〔留保と呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) それじや留保いたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情千百九十九号、地方税法中一部改正に関する件、これは市町村民税の規定を改めて控除金額とか或いは市町村で特別徴収を義務制にすることとかというように地方財政の健全化を図るためにこれを徴収を確保したいというのであります。

○委員長(西郷吉之助君) これは採択しては如何ですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) さようにいたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情千百二十二号、ニッケル製錬用電気ガス税免除に関する件、先般の改正の件であります。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) 同様採択いたします。

○専門員(武井群嗣君) もう一枚、警察法は飛ばしまして、請願二千八百八十二号、地方自治法改正法案反対等に関する件、それから陳情の千百六十九号、地方自治法改正法案中一部修正に関する件、これは題名は違ひますが、本日初めに御審議を頂きましたと同様に、地方自治法の改正によつて議員の定数を減らす、議会の回数を減らすというようなものを反対する趣旨の陳情又は請願でございます。

○委員長(西郷吉之助君) これは採択しては如何でございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) ではさよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) それではさ

○委員長(西郷吉之助君) それではさ

○委員長(西郷吉之助君) それではさ

○委員長(西郷吉之助君) それではさ

○委員長(西郷吉之助君) それではさ

○委員長(西郷吉之助君) それではさ

○専門員(武井群嗣君) 請願二千八百八十六号、公営企業建設費起債の優先割当に関する件、これは先ほど御審議になったと同様のものであります。

○原虎一君 これはその前もどこかにあつたように言われておりますが、聞いていませう、内容はどんなのですか。

○専門員(武井群嗣君) 地方の公共団体が営むところのいろいろな事業に対する起債に対してはそれ／＼に枠があり、順位がきまつておるようであるが、公営企業の建設事業、例えば学校その他の公営事業につきましては、起債を割当てる場合において優先的に割当ててもらいたいというのであります。

○原虎一君 ちよつと私公営事業と公営企業という……、こたわるようですが、公営企業となつておりますが、公営企業というのであれば、例の今度のなによりです。地方公営企業、それとの関連があると思ひますが……。

○専門員(武井群嗣君) これはおつしやる通りでありまして、地方財政法の中に六つほど公営企業の例示がございまして、それを指しておると見えまして、ここにも公営事業、水道事業等の公営事業も挙げております。

○原虎一君 そこで公営企業法とどういふふうになるかおたれたのですが、それとの関連は照らし合せてあります。か。

○専門員(武井群嗣君) 地方財政法の中に、公営企業六種ほど掲げてございまして、これは今回出ました地方公営企業法もそれを受けて相表裏した規定になつておりますので、この請願の趣旨は採択して結構だと思つております。

○原虎一君 その優先割当に関する件、これは先ほど、企業法関係であつたのはうで何条と照らして間違ひないという点は調べて頂けませんか。企業法関係で、その点で以て私ちよつと気になるのですが、それだけでよろしいのです。どなたか調べて頂きたい。

○専門員(武井群嗣君) 今の点は取調べて後刻御返事申上げることになります。請願二千八百八十七号、地方公共団体に對し国庫負担金増額に関する件、地方公共団体の財政が逼迫しておるの、いろいろと失業対策、農業委員会、生活扶助、児童福祉等の事業がなか／＼思うように参らぬので、国庫負担金の率を上げてもらいたいというのであります。

○委員長(西郷吉之助君) これは趣旨は大體妥当と思ひますが、採択、送付して如何でございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○専門員(武井群嗣君) 請願二千九百三十八号は特殊なものでありまして、長崎県青島の電灯、動力設備資金起債許可に関する件、長崎県青島の電灯、動力設備資金についての起債がなかなか認可されないもので、早きに認可をしてもらいたいというのであります。

○委員長(西郷吉之助君) 大體趣旨は妥当であります。政府に送付しては如何でございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) ではさよういたします。

○専門員(武井群嗣君) 陳情二千二百五十号、ダイナ台風による災害復旧費起債等に関する件、これは先般のダイナ

台風による災害復旧の起債を認められ、而も速かに認可をしてもらつて、一日も早く災害復旧を完成したい、という趣旨でございませう。

○委員長(西郷吉之助君) これは趣旨妥当でありますので、採択して政府に送付しては如何でございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○専門員(武井群嗣君) 請願二千八百六十二号、医療に對する特別所得税撤廃に関する件、先ほどの追加でございませう。

〔留保々々〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) では留保にいたします。

○専門員(武井群嗣君) 請願二千八百八十三号は、地方税法中一部改正に関する件でありまして、これは具体的に書いてございませうが、要は政府が提出している地方税法については、たださへ地方の財政が逼迫しておるところに、更に財政を逼迫するような改正であるからして賛成しがたいというようなことが趣旨になつております。

○委員長(西郷吉之助君) 多少研究を要すると思ひますが、留保で如何でございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○専門員(武井群嗣君) 請願二千九百八十五号は農業協同組合連合会医療施設の固定資産税の非課税対象とするの件であります。この件名の通りであります。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○専門員(武井群嗣君) 最後の頁に二件ございませうので御審議願ひます。財政関係の追加であります。請願三千八百八十六号、地方財政平衡交付金法中一部改正等に関する件、内容は定時制高等学校のために平衡交付金の測定単位費用の中に学級数と学校数も加えてもらいたいというので、先ほど御審議されたのと同様であります。

○委員長(西郷吉之助君) 同様趣旨によりこれは政府に送付しては如何でございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○専門員(武井群嗣君) 最後は請願三千八百八十七号、高等学校定時制分校々々舎建築費起債に関する件、これは先ほど御審議を済ませたものと同様の追加であります。

○委員長(西郷吉之助君) 同様趣旨に送付しては如何でございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) それでは柴田府県税課長が来ておりますから、先ほどの出版事業の政令の件を説明いたさせます。

○説明員(柴田謙君) 出版業の内容、出版業の範囲を縛る政令でございませうが、当初いろいろと税務行政執行面という恰好から考へまして、やりやすいようなもの考へておつたのであります。ところがその後私たちの理解しておりますところ、立案、立法者の意思というものの若干食い違ひがあることがわ

○説明員(柴田護君) 社会教育といふものの考え方がございますが、学校教育と、それから學術研究、学校教育、社会教育等となつておりまして、純文芸と申しますものも人文科学、自然科学等の研究、その応用の研究となるから範圍が広がつて、純一重になつて参ります。執行面から考えまして余り判断のむずかしいものを縛りまして、実行しにくいというふうな關係もありまして、それをよけたのであります。

○岡本愛祐君 そうすると普通の大家小説と言われるものは別として、いわゆる純小説というものは非課税になるのですか。
○説明員(柴田護君) さようでございます。

○岡本愛祐君 そうすると「チャタレー夫人」なんかというものも皆非課税になるのですか。
○説明員(柴田護君) 「チャタレー夫人」といふものをどう考へるかという問題になるわけで、これは非常にむずかしい問題でございます。……それでは次に進みます。警察関係に入ります。

○岡本愛祐君 そうすると大衆文芸といふものは、これは娯楽だから課税する、それから普通のいわゆる小説家の書く純文芸は非課税になる、こういうふうになるのですか。吉川英治とか白井喬二とかいふ人の書くのはどうなるのですか。
○説明員(柴田護君) いわゆる普通小説と言われるものは非課税の範圍には考へておりません。純小説といふものは普通の文芸といふことになるわけでありまして、まあ詩とか俳句、短歌といふ類にいゝゆる純小説は入つております。大体その辺に線を引いております。

○岡本愛祐君 もう一遍念のためにお尋ねをしたいのですが、そうすると大衆小説といふもの、肉體小説などといふものもありませんが、田村泰次郎とかあゝいふものは純文芸と見ないで、つまり非課税の範圍じゃない、こういうことになるわけですか。
○説明員(柴田護君) そういうことになりません。

○岡本愛祐君 純文芸といふのは詩とか俳句とか短歌とか、そういうものだけを言うのですか。
○説明員(柴田護君) さようでございます。

○岡本愛祐君 それならわかりました。
○委員(長(西郷吉之助君) 只今の出版の政令の事業税免除につきまして御質疑でございます。……それでは次に進みます。警察関係に入ります。

○委員(長(西郷吉之助君) 警察関係の諸願、陳情について御説明申し上げます。先ず最初に八枚目でございます。八枚目の中ほどに警察関係といふものがございまして、最初は陳情四百十三号であります。内容は、現在国警、自警二本建の警察制度はいろいろ不便な点があるので、この際都道府県単位の警察を設置するようにしてもらいたいという陳情でございますが、その府県単位の警察といふものが国警になるのか、自警になるかという点について、直接触れておりませんが、内容に、財源を平衡交付金又は地方税法の改正等に求めたいといふことを申しております。……都道府県単位の自治体警察を予想しているものと察せられます。

○委員(長(西郷吉之助君) これはなお検討を要すると思ひますが、留保で如何ですか。
○委員(長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○委員(長(西郷吉之助君) その次は請願千四百十四号でございますが、これは岡山県連島町に自治体警察がございまして、本年の四月一日から国警に編入され地区署が設置されることになるのであります。……その地区署の設置については、全額国庫でやつて頂いて地元負担をかけるまいようにして頂きたいといふことでございますが、これはすでに現在に国警編入によつて地区署が設置されておりました。……請願の趣旨は、現に国警について調査いたしましたところでは、一切地元負担というふうなことはかけていないという事情でございます。

○委員(長(西郷吉之助君) それでは大體願意が到達しておりますので、採択して如何ですか。
○委員(長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○委員(長(西郷吉之助君) その次は陳情七百三十号でございますが、これは本年の三月二十日附に受理されておりました。……當時警視庁を国家警察に編入する計画があるやの噂がございまして、それを予想して或いは心配して

○委員(長(西郷吉之助君) それでは大體願意が到達しておりますので、採択して如何ですか。
○委員(長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○委員(長(西郷吉之助君) その次は陳情七百三十号でございますが、これは本年の三月二十日附に受理されておりました。……當時警視庁を国家警察に編入する計画があるやの噂がございまして、それを予想して或いは心配して

○委員(長(西郷吉之助君) それでは大體願意が到達しておりますので、採択して如何ですか。
○委員(長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○委員(長(西郷吉之助君) それでは大體願意が到達しておりますので、採択して如何ですか。
○委員(長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○委員(長(西郷吉之助君) それでは大體願意が到達しておりますので、採択して如何ですか。
○委員(長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○委員(長(西郷吉之助君) それでは大體願意が到達しておりますので、採択して如何ですか。
○委員(長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○委員(長(西郷吉之助君) それでは大體願意が到達しておりますので、採択して如何ですか。
○委員(長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○委員(長(西郷吉之助君) それでは大體願意が到達しておりますので、採択して如何ですか。
○委員(長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○委員(長(西郷吉之助君) それでは大體願意が到達しておりますので、採択して如何ですか。
○委員(長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○委員(長(西郷吉之助君) それでは大體願意が到達しておりますので、採択して如何ですか。
○委員(長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○委員(長(西郷吉之助君) それでは大體願意が到達しておりますので、採択して如何ですか。
○委員(長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○委員(長(西郷吉之助君) それでは大體願意が到達しておりますので、採択して如何ですか。
○委員(長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○委員(長(西郷吉之助君) それでは大體願意が到達しておりますので、採択して如何ですか。
○委員(長(西郷吉之助君) さよう取計いたします。

○専門員(福永興一郎君) それでは請願千八百十八号でございますが、これは京都府舞鶴市は、引揚者の引揚地であつたとか、現在旧軍港の施設を利用して国連軍が駐在しておるとか、失業者が多いとか、日本海に面しており、警備上の問題が多いのでありますから、舞鶴市の警察費に対して平衡交付金の測定単位を特別に実情に即するように定めて頂きたい。つまり平衡交付金が増額されるように特別のお取計らいをお願いしたい、こういう趣旨のものでございます。

○委員長(西郷吉之助君) では研究留保ということに取計らいます。

○専門員(福永興一郎君) 次は消防関係でございます、請願百四十号、請願百九十五号、請願二千九十一号、陳情千四百三十三号、この四件はいずれも現在の自治体消防が財源に悩んでおりますので、国家補助を増額するとか、起債の増額を認めるとか、平衡交付金を増すとかということによつて、自治消防の整備強化を図るようをお願いしたいという趣旨のものでございます。

○委員長(西郷吉之助君) 研究留保でございますか。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計らいます。

○委員長(西郷吉之助君) これはすでに落んでおりますから保留ということにいたしては如何でございませうか。

○中田吉雄君 もう一遍説明して下さい。

○専門員（福永興一郎君） 按分ではな
くて均分でございます。

○委員長(西郷吉之助君)　すでに法案

を通してありますから、そういう意味におきまして保留は如何でございましょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（西郷吉之助君）さうぞう。取計
います。

○専門員（福永興一郎君）その次は請願三千百四十二号及び陳情千二百八十

四号、これはいずれも大阪市議会議長

からは各前になつておりました。内容は全く同じものであります。一方は紹

して、療養患者の選挙権行使について、これらの患者の、気の毒な患者に便利なように用意して選挙権の行使ができるように特別の法の改正をお願いしたいというのですが、現在

までのところではまだ希望通りには参
つておりませんので、今後の研究に待

つところがあるように存じます。

○委員長（西郷吉之助君） 研究留保で
如何でございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(西郷吉之助君) さよう取計

らいます。

次に公営企業の原君の質問の……

すが、御承知のように地方財政法の六

条におきまして、公営企業の規定が、

ざいます。その公営企業は政令で指定することになつておりまして、水

道電気 自動車企業等六種を指定し、
てございます。先般制定になりました。

地方公営企業法におきましても、それ

と合致するように六種を指定してあるわけでございます。今回の川崎市議会

議長からの陳情 請願はその六種のうちの水道、ガス等の公営事業への起債

を優先的に認められたいということでは

子定通り大体請願 陳情を結了いたしました。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(西郷吉之助君) 速記を始め
て下さい。

これより集団示威運動等の秩序保持に関する法律案について質疑をいたします。すでに集団示威運動等の秩序保持に関する法律案につきましては、趣旨、提案理由の説明を聞き、更に連合委員会において提案理由の要点を法務保

總裁より聴取いたしました。直ちに

お願いいたします。

自分の解釈で自由にできるのだ、こう
いう論告をしたところの検事があるの
であります、その考え方に對する法
務總裁の御意見を伺いたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今御審
議を願つておる法案につきま

は、勿論警察隊長若しくは警察長若
しくはその当該集團示威運動等につ
いて、これらの命を受けてその実施場所
において檢察官若しくは警察吏員を統
轄して指揮する警察官若しくは警察吏
員は、前項の規定による警告又は制止
によつてもなお違反行為を是正し、又
は防止することができない場合におい
ては、公衆の生命、身体、自由又は財
産に對する直接の危険を防止するため
に必要正當を得ないと認めるときに、
初めて当該集團示威運動を解散させ
ることができるとであります。又一面
においてその行為を是正し若しくは防
止するために警告し、又はその行為
を制止することになつておるのであり
ます。これらは只今申上げましたよう
に、当該官吏がその当時の状態を十分
に把握して、そうして妥當なりと考
へたときに初めてこれらの解散なり、或
いは警告なり、制止ができるようにな
つておるのであります。警察官の判断
によつてやることは勿論であります
が、むやみにやられるわけじやない。
個々の生命、身体、財産に危険を及ぼ
すという場合には初めてやれるとい
うことは、法文上厳として存してお
るのでありますから、さうな御懸念
はないと考へておるのであります。

○若木勝藏君 今の法務總裁の御答弁
は、私の質問の趣旨からちよつとこ
うな制止とか、或いは解散とかい

ので伺いたいところ申したのでありま
す。それは繰返しますが、或る検事の
論告において、いわゆる検事の立場か
らこの法を解釈することは、立法者の
立場を離れて、そして勝手にできるの
だ、かういふうな論告をしたところ
の検事があるが、それに対するところ
の法務總裁の御意見はどうだ。若しそ
ういふことが成り立つとすれば……
これは如何に我々が苦心をしてこれ
を審議し、修正し、成り立たせて行つ
ても、これはすでにでき上つてしまつ
て、そんな立場を離れて、いわゆる
の法を離れた矢なから我々のもの
である、勝手に解釈してもいい、全く
立法者の立場、或いは立法府の立場を
無視したところの考え方になつて来る
と私は考へる。これに對する法務總裁
の御意見を伺いたい、かう言うのであ
ります。

○國務大臣(木村篤太郎君) そうい
う論告をした検事は誰か私は存じませ
ん。又さういふ論告をした事実ありや
否やのことは存じませんが、恐らくあ
つたものとあなたがおつしやるのだか
ら私は信用いたしません。併しながら
さうな論告をいたしても、公正な
裁判官が最終的に判断するのでござ
います。さういふ論告によつて左右さ
れるものじやないのではありません、
従つて論告の如何はあえて問いてま
せん。併しながらさういふ論告を事実
した者ありとすれば、私はその検事の考
え方は間違ひじやないか、かういふ
うに思ひます。

○若木勝藏君 その次に、そういたし
ますと、あなたの立場からい
うと、この法の解釈も先ほど申上げたよ
うな制止とか、或いは解散とかい

うな場合は濫用される虞れがなくなつ
て来るのであります、十分に立法者の
立場を考へれば……その点について
は一つ法務總裁の立場から濫用される
ことのないよう、一つ第一線に立つ
ところの人たちにはつきりと指示を願
いたい、かういふうに思うのであり
ます。次に伺いたいのは、先ほどの石村
委員からの質問に對して國警長官が御
答弁になつたのであります、これは
公安条例の場合においては許可制をと
つておるが、併しこの法案ではそれが
届出制に緩和されておる、まさにその
通りであるといふうな御答弁があつ
たのであります、それに対して
は、私はこの条文をいろいろ調べて見
たところによりますといふと、非常に
疑問があるのであります。果して許可
制をとつたところのこの公安条例の場
合に比べて緩和されておるかどうか、
かういふ点であります。はつきりとこ
れは許可主義をとらずに、いわゆる届
出主義のさういふはつきりした立場に
本當に立つたものであるかどうか、こ
の点について長官のお考えを伺いた
い。

○政府委員(齋藤昇君) 全く届出主義
に相違ないのであります、届出主義
の仮面を被つて許可主義をやつておる
といふことは全然ございません。先般
の合同審査の際に法務委員会の伊藤委
員からも、詳細にその点に亘りまして
条文の内容についていろいろとお尋ね
があつたのであります、その際にも
申上げたのであります、成規の時
間前に成規の届出がありますならば
ば、それによつてこれらの集團示威運
動等が行われますことは、何ら法律違
反とならないのであります。

○若木勝藏君 そういたしますとい
うと、私は疑問が出て来るのでありま
す。一旦届出たものに対して補正する
といふうなことは、許可を意味して
おるのじやないか、この点について伺
いたい。

○政府委員(齋藤昇君) この補正は、
法律の第三条に掲げておる届出
の内容と必要なるものを満たしてお
りません場合、それを満たすように補
正を命ずるだけでありまして、全く形
式上の整備を図るに過ぎないのであり
ます。

○若木勝藏君 表面は常にさういふ
うになるのでありますけれども、私は実
質的な立場から考へますといふと、そ
ういふ形式によつて事実許可を實施し
よう、かういふうなことが考へられ
るのであります。昨日の警察法の一部
改正の場合におきまして、さうい
う点が幾多考へられるのであります。
いわゆる昨日の質問の中にあつたの
でありますが、明らかにこれは私の考
え方では、國警長官を首相が任命する
といふうな場合、これは公安委員会
の中に大臣が入り込む、かういふ
なことを意味するのでないか、かうい
ふうに私は考へられるのでありま
す。それと同様な意味で許可主義では
ないのだ、形式はこの通り補正命令
じやないか、かういふうに言われてお
りますけれども、事實は、具体化され
て来るところのものは許可主義になる
のじやないかと私は考へるのであり
ます。その点をもう一度伺いた
します。

○政府委員(齋藤昇君) 只今補正命令
は、これは許可主義をとるものでない
かといふお尋ねでございますが、補正

命令は、この第五条に明記をいたして
おりますように、第五条の第一項第
一号の「第三条第一項に規定する要件
の一部を具備しない、いわゆる届出事
項の第三条にありする各号の様式を
備えていない場合には、それをはつき
り備えてくれといふ場合と、それから
集團示威運動等の主催者のうちに十六
歳に満たない者、又は禁治産者がある
場合、十六歳以上又は禁治産者でない
者に交えてくれといふこの二つの場合
以外は補正命令ができないのでありま
す。従つてこれらによりまして、
只今仰せになりましたような許可主義
の効果を挙げようと思つておしまし
ます。

○若木勝藏君 それではその点につ
きまして更に疑問の点を伺いたいと思
つて、速かに送達受領者に送達しな
ければならない、特に補正命令をした場
合にですね、さういふことは、我々
普通常識で考へておるものは、届出
というものは届け放しであつて、窓口へ
届けて来ればそれでいいのでありま
す。これはいろいろ場合を考へて見
まして、さういふうになつておる
のであります、その届出に對して何
故に一体これは受領した旨を送達しな
ければならないか、これは送達するこ
ともいいことでありますけれども、そ
の受領したくないかといふことの如
何によつて、これは効力を認めるもの
であるかどうか、その点を伺いた
します。

○政府委員(齋藤昇君) 受領書の送達
は届出の効力とは何ら関係がないので
ございます。特にこの送達の事項の規

定をいたしましたのは主催者の便宜のため、或いは又間違ひを、間違ひと言いますか、警察官が間違ひを起さない、即ちすでに届出をしてあるにもかからず、実際やつておる場合に警察官が来て、それは無届じやないかと言われた場合、いやこの通り受領書がありますというように見せられるようにしたほうが親切であらうというので、むしろ警察側にこういう義務を負わしたのであります、この受領書がありません際には、それは届出たと言つたつて、その証拠はわからんじやないかということがある虞れがあるかも知れませんが、違法の無届の集会にはならないのであります。従つてこの受領書を持つていないというような場合におきまして、何らの罰則なり規制はこの法律にはないのであります。

○若木勝藏君　その場合に、それでは更に伺いたいのでありますが、先ほど申上げたように、窓口で済むことをどうしてわざ／＼そういうふうな手数のかかる、金のかかるようなことをしなければならないか、この点を伺いたいと思います。

○政府委員（齋藤昇君）　仰せの通りに大部分は窓口で私は済むと思います。併しながらときによりまして郵送して来る場合もあると考えます。窓口で受付けました際には、そこですぐ受領書を渡すというようにいたすのは、これはもう当然のことであります。郵送されて来たような場合におきましても、ここに所定の時間までに受領書を更に届出たものに送達をするというふうに規定をいたしておるのでございます。

○若木勝藏君　今はその程度にしておきます。

○原虎一君 逆に法務総裁にお尋ねするのですが、集団デモと申しますか、示威行進というものを認めなければならぬという基本的な考え方について一応先ずお伺いいたしておきます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 集會、集団行進、これは原則として認むべきものであると考えております。

○原虎一君　それを認めなければなら
ないという基本的な考え方でございま
すね。認めなければならんと思うから
認めておるのであつて、なぜそれを認
めなければならぬか、認めながらも
まだこういうふうな法律を作つて行か
なければならんというところに問題が
あるのであります。それに集団示威行
動というものを認める基本的概念とい
うものがはつきりしていなければ、こ
ういう条文が正しいか否かという判断

を下の基礎概念というものがわかりませんので、それを私は法務総裁にお伺いしております。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは私に憲法所定のいわゆる基本的人権に属するものであると、こう考えております。公共の福祉に反しないようにこの権利は行使すべきであるは勿論、又万が一公共の福祉に反するようなことがあれば、これを制限すべきことは当然であらうと、こう考えております。

○原虎一君 基本的人権であります
が、簡単に申しますれば、それがなぜ
基本的人権であるかということも一応
考えなければならぬと思います。憲法
に定めてあるから基本的人権と言え
ばそれまででありますけれども、憲法
にない基本的人権として取扱われたか
いふところから御説明を願いたいと思
います。

○國務大臣(木村篤太郎君) それは基本的に考えますれば、いゝゆる人類の人權と申しましようか、おの／＼が随意に弁論をし、又は集會をし或いは行進をするといふことは、これは天賦の人權であらうと我々考えております。これは憲法において所定されておるのと、こゝ認めるのであります。

○**原虎一君** それで問題はその基本的な觀念の下に取締規則ができるということは、今總裁の御説明のように、公共の福祉に反しない範圍というものがこの法律を制定する基本的な第二の条件となると、こう私は判断いたしますが、さよう考えて差支へございませぬか。

○**政府委員(齋藤昇君)** その通りであります。

○**原虎一君** いろ／＼条項についてお

伺いたい点もありますが、時間の關係上、昨日この委員会で自由、緑風の諸君が強行されましたが、この法律警察法の改正であります、この法律で行きますと、問題になりました第六章の二の「内閣総理大臣の指示」第六十一条の二であります、内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の意見を聴いて、都道府県公安委員会又は市町村公安委員会に對し、公安維持上必要な事項につ

て、指示することができる。」、こうやつておられます。そこでこの条文から行きますというと、公安維持上必要だと総理が認めますれば、この示威運動に対して禁止指示ができるのではないかと思うのでございます。これがいわゆるこの法は今国警長官は居出主義に立つておると言つておるが、いわゆる公安維持上、総理はこれは地方の公安委

員会に対して排斥ができる。公安委員はこの届出に基いて指示が出ておるからこれを許さない、こういう処置ができる。私は考えますが、これはできないのであります。その点を總裁にお聞きしたいのであります。

○政府委員(齋藤昇君) 総理の指示といえども法律に従わなければなりません。この(支那)支那軍閥の失序暴行

入るのでこの集は万國運動の秘府に
に關する法律におきましては、禁止は
事前に行きないものであります。禁
して總理が如何に指示しようと考
しても、この法律の存する限りは、さ
ような禁止の指令は出せないのが当然
であると思ひます。

○原虎一君　總理が禁止というこ
は、勿論禁止事項が法律にはないので
あります。併し他のいろ／＼な届出書
に対する問題の具備条件、必要条件が
備へられておらずに、なすべからざる

溜たされておられたわけですね。それによります。そういう点についていわゆる法の濫用ができる途があると考えておりますがこの点は非常に我々は重要だと思ひます。と申しますのは、この改正警察法を総理が濫用いたしますれば、反対党の屋外集会を全部禁止できるのではないかということが想像できるのであります。その想像は必ずしも無理な想像ではない。警察法の改正がそこに及ぶのじやないかということ

考えますときに、恐るべきものであります。この集団示威取締規則に対しまして、昨日又本日我が参議院の本院議において通りました警察法との関係においてそういう問題が起らないということと言われますならば、法文上でききということを御指摘願いたい。

○政府委員(齋藤昇君)　むしろ私はこの法律をどう濫用して禁止ができるか

一つ整えて頂きたい。是等の事であり、
す。我々といひたしましては、どこから
考へましてもそう言つた意味の濫用
いゝゆる或る種の団体の会合は事前に
禁止だといふことができないように立
案をいたしたつもりであります。先ほ
ども申しましたように、補正命令は十
六歳未満及び禁治産者が代表者になつ
て

という場合のほかは、第三條の各号に掲げてあります事柄が書かれておるならば、届出を受理しなければならぬのでありまして、これをどういうようにして届出が受理できないか、ここに書かれてある事柄が間違ひであるからと言つて、そう補正を如何にさせようと思つても私はできるものじやないと、かように考えるのであります。

○原虎一君　それは各条項審議の場合において各条項に出て来ると思ひます。

す。従ひましてそういうことができません。という国警長官のお考えでありますれば、逐条審議の場合におきまして逐次出て参ります。そのときにお聞きすることになります。改正警察法の六十一条の二との関係におきましては一応この程度に留保いたして置きたいと思ひます。

それから国警長官にお伺いしたい点は、現在の公安条例を実施化しておお

まするところの市町村の数は約百三
と記憶いたしておりますが、今度こ
ができましたれば全国的に適用を受け
わけであります。その必要がなぜあ
のかというところであります。どの範
にどう適用されて、その範囲にかく
用しなければならん必要があるから
いう理由を御説明願いたいと思ひま
す。

○政府委員(齋藤昇君) 只今条例の

きております所は都県において二十
二ありますから、この二十二の都県は
これは市町村全部にそれが適用されて
おるわけでありまして、あとの都県につ
きまして市において七十六、町におい
て二十六、村において六というわけ
で、まあ大体半分ぐらいと、かように
考えるのであります。そこでなぜこれ
が必要かというお尋ねでございますが
が、条例のありまるところにおきま
しても、その条例の内容が相当区々に
亘つておるのであります。このために
実際上において、非常に不便を来たし
ておる向きが多いのであります。又全
然ない所におきましては御承知のよう
に、最近の集団的な行動が相当暴力化
いたしましたして、生命、身体、財産等に
直接被害を加える場合が多いのであり
ます。かような場合になりましては
も、現実にいわれる刑法犯なり現在の
法令に触れるという場合以外に処置の
しようがないのであります。治安確
保上非常に困る場合を生じるのであり
ます。御承知のように四月二十八日、
即ち講和条約の発効までは進駐軍の命
令によりまして全部取締をいたしてお
つたのであります。現在の都県或い
は市町村の条例のありまるところにお
きまして、むしろ進駐軍命令によ
る取締が行われておつたのでありま
す。条例のない所においてもさうで
あつたのであります。独立後はそ
の命令は失効をいたしましたので、現
在条例のない所におきましては、先ほ
ど申しますように、全然処置の施し
ようがないというわけでありまして、
従いまして最も適當なる方法で治
安の維持上集団示威進行は、これは表

現の自由でありますから許可主義を
とらないで済むように確保をする。
併しながら秩序を案ずるという場合にお
いては取締れるという根拠を持たなけ
れば、今日の事態におきまして治安の
確保に欠くところが多々である、か
ように考えたのでございます。

○原虎一君 全国的に一律な法律でな
ければ不便であるからという御説明の
ようでありまして、国警がこういう条
例に基いて集団示威の取締をやつてい
る所が、市町村はどのくらいあるか、こ
自警関係の所はどのくらいあるか、こ
ういふ資料がございましたらば御提出
願いたいと思ひます。と申します。こ
れは、国警関係におきまるところの集団
示威といふことは私は少いのでござい
ます。地方自治警察の所に多くある。
そうすると地方自治警察側の意見が
国警にも来て、そういうことを取上げ
る、こういう点について誠に私もは
知識を持つておりません。今まで資料
も御提出願つておりません。この点を少
し御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 現在国警の地
域で条例によつて取締つております
のは、先ほど申しました二十二都県は
これは自警、国警の区域を問はず、そ
の県内一様の条例でありますから国警
もその地域、国警の区域におきまして
は、その都県の条例によつて取締つて
おるのであります。その他の都県にお
きましては国警は取締れるものがござ
いません。で、この条例は国警の見地
とか、或いは自警の見地とかいふわけ
ではありませんので、自警の区域にお
きましては或いは市町村の当局或いは
知事側のほうにおきまして、この際
ない所は是非適正な法案が必要である

し、そうして隣りと隣りが違つておつ
ては非常に不便であるから、この際
非きとめて適正な法令にしようとい
ふという要望が強くありました。この
案につきましても自警側と十分打合せ
をいたしまして、自警側からも是非こ
の法案の一日も早く通ることを希望さ
れておる次第であります。

○原虎一君 今の御答弁ですが、二十
二県は国警でやつておるというので
すが、私は必要のないところ取締法を
作る、即ち先ほど法律編纂が言われま
したように、基本的人権と公共の福祉
を損しない範囲においてこの法律を作
られる。基本的人権は飽くまで尊重し
て、基本的人権が公共の福祉を損しな
い範囲において飽くまで自由を尊重せ
しめる、こういう点から行きますと、
例えば私の住まう県は公安条例を持
つておりません。これが今度作られま
すという、その県にも適用を受けて、
山の中の村にも作られる。ところが政
党なり労働組合なり青年団なりが、そ
の意思を表明するために街頭で演説を
するのになんか公安委員会に届きな
ければならぬと私は考えておりま
す。この点をどうぞとすれば、不必要
なところまでなせ作らなければならぬ
かという私は質問をせざるを得ない、
この点はどうか。

○政府委員(齋藤昇君) 先ほど申し
ますように、講和条約発効までは進駐
軍の命令によつて取締が行われてお
つたのであります。が発効後はその命
令は効力がなくなりました関係上、今
までやつておりました取締もできない
という状態になるのであります。従
いましてこの法律の目的をいたしま
すことは、生命、身体、自由、財産に

直接危険を及ぼさないで秩序正しく示
威運動を行うということを目的とした
しておるわけでありまして、たと
え現在今度一度もさうな事態がな
い所におきましても、最近の情勢から
考えますならば、やはりこの法律が
全国的に及ぼされまして、若干の、只
今お述べのような届出という御迷惑は
かかると思ひますが、これは公共の
福祉のために忍んで頂かなければなら
ない事柄であると考えてるのでありま
す。

○原虎一君 どうも国警長官は、進駐
軍がおつた所は駐留軍になり、独立後
駐留軍の命令によつて公安条例に等し
いものがあつた。それがなくなつたら
非常に不便であるという理由でありま
す。そういう所は、これこそ簡単に
わかりだろと思ひます。それから、こ
れ一時間休憩いたしますから資料をお
出し願ひたいと思ひます。私は理解で
きません。駐留軍関係において、そうい
う所が独立後公安条例というものがな
いから困るというようなことは、すで
にできています。所は駐留軍がそうい
うことを要求して公安条例を作つてい
る、殊に要求を受けたところの、中田君な
ども経験者として、県会議長をされて
おつたのだが、それが独立後その法律
がなくなつたから、この法律がいては
いいことは、これは私は理解できませ
んから、駐留軍が存在した所でそうい
う公安条例がなくなつて困るというこ
とを、具体的に一時間なり一時間半の休
憩がありましてからお出し願ひたい。私
がお聞きしているのは、例えば私は埼
玉県におります。が、秩父の山奥に町
があり村がありますが、これらに対し
て我々は党の政策として徹底さすため

に街頭演説に行かなくてはならない。
今日は自由であります。ところがこれ
ができると三峰山の山の上へ行
つても届を出さなければならぬ、そう
いう必要がなせあるかといふことにつ
いてであります。が、そういうところは
届を出さなくても済むといふことにな
るのですか、出さなければならぬか、
その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 先ほど私が申
述べました点につきまして、誤解があ
つたかのように考えられますので、
今一度申し上げます。が、駐留軍のため
にそういう取締を要求されたのでは
ないものであります。日本の治安を確
保をするという目的から占領軍司令官
の命令として、集団示威運動等の取締
の指令が出ておつたのであります。従
いまして駐留軍のいる所と、いない所
といふことには関係はなかつたわけで
あります。この条例におきましては、
できるだけさういふ只今お述べにな
りましたような不便の点を避けます
る必要上、避けましますために第二条の第
六号で、公安委員会が届出を要しない
と指定をいたしますならば、これは
届出は不要といふことになるわけで
あります。これは農村の極めて平穩な
所、さうでない都市によりまして、
それ〴〵公安委員会が実情に即して、
この指定を掲げて行けばそれだけ届出
をする集団示威運動等の種類が少くな
つて来るわけでありましますから、秩父
等におかれましては適當な公安委員会
が指定をされるものと考えるのであり
ます。なお選挙演説等は第二条の中に
届出を要しないと、かように規定をい
たしておるのであります。

○原虎一君 選挙演説のことは、私も自身が法律を作ったわけだから説明を頂かなくてもわかつておる。政党が政策を国民に知らせるための街頭演説は、ことごとく屈出を出さなければならぬ、今公安委員会がその決定をするようなお話ですが、これは私は逆なんです。先ほど総裁の御答弁から行けば、できるだけ自由を認めて公共の福祉に反しないような範囲においてやらなければならぬ、現に必要を感じない村までに、町までにこの法律を作つて、その公安委員会が一々きめるのを待つ必要は、法律を作る必要はない、作ろうと思えば公安条例が地方自治法の十四条でございまして作ることができるのであります。それによつて作つておる。なぜその国家全体にこれ以上……今日市にいたしますれば、御承知のように二百七十六の市のうち、殆んど百三十は市だと思ひます。町もあるかと思ひます。市だと思ひます。半分は市が作つておる。それによつて大体事足りて来ておる。あとの市までにこれを適用しなければならぬ、そういう理由は、今までの御説明の中では納得できない。もう一つ具体的な点をお伺いしたい点は、あとの逐条審議のときにお伺いすれば足りると思ひますけれども、前以てお伺いしたい点は、公安委員会というものは市町村公安委員会か、県公安委員会か、公安委員会であればどれでもいいのか、その点を一つお伺いしておきます。

○政府委員(齋藤昇君) 市町村の自治体警察を持つておられますところにおきましては市町村の公安委員会、国家地方警察の県におきましては府県の公安委員会ということになります。

○委員(西郷吉之助君) 原君、御質問でありまして、先ほどの申合せによりまして六時より七時まで休憩とすることになったのであります。お差支えなければ申合せの通り只今より休憩にいたします。

○中田吉雄君 休憩後に質問いたしたいと思ひますが、私のお願いいたしましたのは、大抵御出席願つていますが、この法律の適用されるところが都市的なところが多いためでありまして、その率が平衡交付金の単位費用と非常に関係があると思ひますので、一つ遅く申出て恐縮ですが、単位費用のことに付いて詳しい、事務当局の人で結構です。一つ地財委のかたをお願いいたします。

○委員(西郷吉之助君) それでは只今より一時間休憩いたします。七時五分過ぎより再開いたします。

午後六時八分休憩

午後七時四十七分開会

○委員(西郷吉之助君) それでは只今より委員会を再開いたします。法務総裁が今衆議院の議運に出ておるようで、後ほどお見えになりますので、その他のかたに御質問をお願いしたいと思ひます。

○中田吉雄君 ちよつと困まるのですね、やつぱり食いさしでは駄目です。ね、順序を追うて……。

○委員(西郷吉之助君) 法務総裁ですか。

○中田吉雄君 それからやつぱり……。

○委員(西郷吉之助君) 今公安審査委員の承認のあれで、それを説明しておられるらしいのですが、時間は長くかからんだらうと思ひます。中田さん、

これは逐条説明もやりますか。

○高橋進太郎君 ちよつと特に警視總監からお伺いしたいのです。

○委員(西郷吉之助君) それでは質問をなさいますね。

○高橋進太郎君 この法律は、まあ各府県に大体これよりもむしろ許可制度のような形において、公安条例のような形であるのですが、この法律でそれらの府県条例でどうしてもまあ都合が悪いという点、どういふ点が都合が悪いのでしょうか。我々から言つて、むしろ現在の許可制度のほうがこれからの行為について強力にこの制約して行くことができるように感ずるのですが、この法律による届出等では十分その目的は達成できないのじやないかという気がするので、この法の関係で……特に東京都なんか今許可制をとつておられますが、これに關係して一つ實際の事態に就いて御説明願ひたいと思ひます。

○参考人(田中樂一君) お答え申し上げます。東京都の集団示威運動、集団行進並びに集会に関する条例は、やはり当初におきましては、内容は若行異なるのであります。届出制度をとつておつたのであります。その趣旨は、許可制度というものが果して憲法上正しいものであるかどうかということにつきましても、相当研究すべき余地も多分にありましたので、十分に憲法の精神に副うために、憲法に認められたい種々なる自由を十分に尊重する意味におきまして、先ず安全であると認められる届出制度の条例を一応制定しておつたのであります。その後いろいろの社会情勢から勘案いたしまして、これを許可制度にしたほうがむしろしつかりした取締ができるのじやないかという考えから、これを許可制度にいたしましたのであります。實際問題といたしまして、許可制度にいたしまして以来、数字のことはつきり覚えておりませんが、昭和二十六年中に約八千近くあつたのであります。その際にいろいろの事情からいたしまして、不許可にいたしました件数が二十四、五件だつたと考へております。かような情勢からいへば、必ずしも許可制度でなくともこの取締の目的は達成できるのではないかと考へておるわけでありまして、殊に最近のいろいろの情勢からいへば、表現の自由を尊重する意味におきまして、又一面公衆の生命、身体、自由、財産を保護するために届出制度でも十分にその目的を達成することができると考へて、かように考へております。

と準備その他に非常な支障を来いたしますので、一応そうした時間的余裕を考へまして七十二時間と、これは一面主催者側の立場も十分考へまして当初七十二時間というふうに一応やりまして、決して主催者側の権利を侵害するとか、或いはこれを抑圧するとかいう趣旨ではないのであります。そういう理由から七十二時間ということにいたしましたのであります。

○高橋進太郎君 そうしますと、七十二時間に対する一種の救済規定、即ち何かそういう集会的な行為を七十二時間後においてやらなければならぬような緊急な必要性があつた場合において、それらにはそういう緊急事態に應ずるような何か特例といったようなものがこの規定ではあるのでしょうか。

○参考人(田中樂一君) 現在警視庁におきまして實際取扱つております事実を申し上げますと、仮にその正当なる事由により、若しくは不可抗力によりまして、途中において条件等が変更になりまして、改めて又提出する場合におきまして、時間的な余裕、即ち七十二時間の余裕を持ち得ないような事情がございまして、その際にはその特別の事情を十分に斟酌いたしまして、主催者側の意思を十分に尊重いたしまして、その集団行進若しくは集団示威運動をたとへ七十二時間以内でありまして、特別な事情を勘案いたしまして、これを許可するという實際上の取扱をいたしておる次第であります。

○高橋進太郎君 もう一点お聞きしたいのですが、第八条の二項によりまして、生命、身体、財産等に対して危険を感ずるときには、示威運動を解散さ

りした取締ができるのじやないかといふような考えから、これを許可制度にいたしましたのであります。實際問題といたしまして、許可制度にいたしまして以来、数字のことはつきり覚えておりませんが、昭和二十六年中に約八千近くあつたのであります。その際にいろいろの事情からいたしまして、不許可にいたしました件数が二十四、五件だつたと考へております。かような情勢からいへば、必ずしも許可制度でなくともこの取締の目的は達成できるのではないかと考へておるわけでありまして、殊に最近のいろいろの情勢からいへば、表現の自由を尊重する意味におきまして、又一面公衆の生命、身体、自由、財産を保護するために届出制度でも十分にその目的を達成することができると考へて、かように考へております。

○高橋進太郎君 大体の御趣旨がわかつたのですが、この第三条に七十二時間前に届出なければならぬというお話があつたのですが、その七十二時間をおきめになつた根拠と申しますか、何かその説明をお聞かせ願ひたい。

○参考人(田中樂一君) この時間につきましては、四十八時間、七十二時間、議論があつたのであります。が、集団示威運動、示威行進等におきましては、いろいろの場所の選定又許可申請しましてから、その後条件の変更を認めるような場合もございまして、その場合におきまして主催者側といたしまして、日にちの迫つたときにこの条件の変更を申渡されま

せることができるということがござい
ます。現在の法令ではこれらの規定は
どういふ関係になつておるのですか。
これらの規定が今度新たに設けられた
ことによつてやられるのですか。或い
は今までの条例等の規定があつて、そ
うしてその条例等の活用によつて實際の
処置をしておるのですか、それを伺い
たいと思います。

○参考人(田中第一君) 御質問の趣旨
は本法が施行になりましたときにおけ
る現在の条例の取扱でございませうか。
○高橋進太郎君 私のお聞きしたいの
は、この第八條の二項の規定が新たに
設けられたので、今後やられるのが恐
らく現在までこういう事態に対して処
すべき法規上の根拠があると思つてお
すが、それは現行の条例の中にこれと類
似の規定があつておやりになつておる
のかどうか、そこいらの關係をお伺い
したいと思ひます。私の申上げておる
のは、今度の法令の第八條の二項で、
警察隊長等が「公衆の生命、身体、自
由又は財産に対する直接の危険を防止
するため必要やむを得ないと認めると
きは、当該集団示威運動等を解散さ
せることができる。」この規定です、
これは若し条例等の關係がございま
すれば、あとで御研究願つて、ほかの
たの御質問があるそうですから、私の
質問はこれで中止いたします。あとで
御研究願つて結構です。

○若木勝藏君 条文について細かい
ろいろな点を聞きたいのでありますけ
れども、また總括的に質問するところ
が残つておりますので、その点を伺
いたいと思ひます。先ほど私は警察長官
に質問したのであります、このい
わゆる形式は如何にも届出の形になつ

ておるけれども、實質的には許可主義
と何ら變らないではないか、こういう
ふうな質問に連關して行くのでありま
すが、それは届出の受理のところの項
目で、法案で言えば五頁になるのであ
りますが、そこで主催者が届出に對し
て變更を加へようとしたときは承認を
求めなければならぬ。又片方からい
うと承認を与へなければならぬ、こ
の場合は届出の場合と同様な趣旨にお
いて取扱われるのであるか、或いは違
うのであるか、私は承認という言葉か
ら推して行くと、これは許可のよう
に解釈されるのですが、その点をお伺
します。

○政府委員(齋藤昇君) これは届出事
項を變更する場合に本来ならば四十
時間前ということであつては却つて氣
の毒だから、従つてこの程度なら實體
を變更するものでなからうという場合
にはまあ承認で認めるということでご
ざいます。で、本来實體を變更してし
まうような變更でありますれば、これは
四十八時間経てば四十二時間前に出せ
ばこれはもう受理でいいわけですね、
でも、そうでなくて二十四時間前に變
更という場合にはそのときは承認の手
続を取つてもらいたいという趣旨でご
ざいます。

○若木勝藏君 そうしますと手続上の
問題としてはこの届出の場合には、先
ほど届出だけで受理したということ
を送達するということになつておるん
だ、送達受領者に送達しただけで、何
らそれを受取つたとか受取らないとか
ということ効力には變りがない、関
係しないという御答弁があつたよう
であります、承認の場合もそれと同じ

ように考へて差支えないですか、その
点をお伺いしたい。

○政府委員(齋藤昇君) これは承認が
なければ届出通りの示威運動をやつ
たということでないで、届出事項と
違つた条件で示威運動をやつたとい
うことになるわけでございますから、こ
の際には承認が必要でございます。

○若木勝藏君 そうすると、この際は
許可をするというふうなことがはつき
りして来る、それによつて集會なり或
いは示威運動なりを実施しなければな
らない、そういうことがはつきりされ
るわけですか。

○政府委員(齋藤昇君) これは一遍届
出たことを今度は變更するわけですか
ら、従つて新しく届出をするときは
四十八時間必要なんです。それを省い
てただ變更ということだけで行こうと
いう場合には、これはやはり承認がな
ければ取締上工合が悪いところ思うの
であります。従つてデモ等を行うにつ
いての許可というものはございませ
ん。やるにつれての初め届出た条件を
今度はかように變更するということに
だけこれは承認を入れておかなければ
ならない。

○若木勝藏君 そうしますと一
般的に届出ということに対してはこ
ういふふうなところの条件が付く場合
があり得る、こういうことになりま
すか。

○政府委員(齋藤昇君) さようござ
います。

○若木勝藏君 次に又伺いたいと思
ふのであります、これは私の聞いた範
圍では、在来公安条例の設けられてお
る所が却つて問題が多い、いわゆるそ
れによつて平穩に終るべきところのも

のが、それがあつたためにそこに排発と
いふおかしなことが起ります、そう
いふふうなことが起り得るために却つ
て問題を大きくしておるという、そう
いふふうなことを聞いておるのであり
ますが、これは事實どういふふう
になつておるか、全国一般的にどうい
う傾向になつておるか、伺いたいと思
ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 特に現在の条
例によつて排発をするという場合は私
はないと考へております。ただ今の許
可主義をとつております所では許可
をする、しない、それで問題を起す所
が若干あると考へております。尼ヶ崎
のごときは条例がないので非常に困
つておるのであります、あそこでは
しよつちゆう問題を起しております。

○若木勝藏君 それではその次に伺
たいのは、公安条例を作つておらない
ような所が相当あるのをごさいます。
そういう所は、或いは作つておる所も
考へてもいいのであります、何とか
全国的にこいう法律によつて統一し
てもらいたいというふうないわゆる希
望があつたかないかその点をお伺い
します。

○政府委員(齋藤昇君) 幸いここに警
視總監も見えておられますが、自治体
警察の連合会或いは自治体公安委員
会の連合会等からもしよつちゆうな要
望を我々は受けておるのであります。
又知事或いは市長等からもそういう要
望を、これは連合会という形ではあり
ませんが、ない所では是非国の法律と
して設けてもらいたいという要望を受
けておるのであります。

○若木勝藏君 そういふふうな要望を
するところの方面はどういふ理由によ

つて要望しておるか、その点伺いた
いと思ひます。

○参考人(田中第一君) 全国の自治体
警察の關係者のほうから、実は一昨年
来からずつとこした法制は単に自治
団体の地域のみでこれを作るべき性質
のものでない、飽くまでこれは全国的
な画一的な法律によつてこれを作るべ
きであるという意見を一昨年来衆議
院並びに參議院の地方行政委員會のほう
にも、全国の自治体警察の公安委員長
會議若しくは警察長會議におきまして
決議をいたしまして、そうして關係方
面にもこれを提案いたしておるのであ
ります。然らばどうしてこれが必要で
あるかと申しますと、殊に集團示威
運動のごときは道路に沿つて行進を
いたします關係上或る市と或る町に跨
りましてこれをやる場合におきまして
は、或る市におきましては許可をと
り、隣の町においては全然許可もな
いので取締もできんというふうな状況
で、非常に交通上にも多大の支障を來
す、かような關係から、殊に市が連
してあります所条例のある所とない
所で非常に取扱を異にいたしますこと
とは治安維持の上からも必ずしもこ
れは万全の策でないというふうな考
えかいたしまして、実は自治体警察
からも陳情いたしておるのであります。
それから先ほどお話がございました
が、特にできれば県単位で条例を制定
したほうが、若し国で条例の制定が不
可能であるならば、せめて県単位にお
いて少くとも一つの県内において同
一の手段、公安条例を制定すべきである
という意見も相當出ておるのであり
ます。それで県単位で作つた所もござ
いますし、又県単位もいふやうな事情

がある、それがあつたためにそこに排発と
いふおかしなことが起ります、そう
いふふうなことが起り得るために却つ
て問題を大きくしておるという、そう
いふふうなことを聞いておるのであり
ますが、これは事實どういふふう
になつておるか、全国一般的にどうい
う傾向になつておるか、伺いたいと思
ひます。

らしてどうも県単位にできない所は市なり町なりにおいて制定いたしておる次第であります。が、かような状況からこうした条例はやはり公共団体のみで制定すべき性質のものではないと考え、やはりこれは全国的な法律によつて制定するのが正しいやり方ではないか、かように考えておる次第であります。

○若木勝藏君　今の御答弁によります
 というと、それは全国の公安委員会と
 しての要望が非常に多いというようにな
 るお話であつたようであります。が、知
 事とか市長とか、そういう理事者側のの
 それに対する考え方はどうなんです
 か、その点伺いたいと思います。

○参考人(田中樂一君) 先ほど國警長官からも御答弁がありましたように勿論知事並びに市長方面からも現在条例の制定のない市長並びに知事からも是非一つこれを制定して欲しいという要望が何回もあつたのであります。

○若木勝藏君 更に今の御答弁で、まあ全国の自治体々にこういうふうなものであるものをやつても、国として一つ統一するものをやつてもいい、というふうな要望であるというふうなお話であります、その奥底を考えて行つたときに、いわゆる全国の公安委員会でも、実際は公安条例を作つて許可主義でやつて見たけれども、手に負えないから国でやつてもらいたい、というふうなところが本当の肚じやないかと思うのですが、どんなものでしょうか。

○参考人(田中榮一君) 今の御質問の手に負えないという意味がどういう意味であるか、私は解しかねるのであります。現在県で、例えば東京都の例

を申し上げますと、東京都の条例によりまして公安条例が制定されておりまして。この東京都内の二十三区の特例区を初めといたしまして、立川或いは八王子その他の市及び町村におきまするこの取扱いは、先ほど国警長官から御説明がありましたごとくに、市でありますならば市の公安委員会に提出する、それから又町でありますならば

ば、国警地域でありますならば地区署長を通じて都の公安委員会に提出いたしております。そうして現在この取扱いいにつきまして何らトラブルもございません。先ほど説明いたしましたごとく昭和二十六年度におきまして八千件ほどの申請がございます。その中

で不許可にいたしましたものが僅かに二十数件だと私は記憶いたしております。この二十数件もその内容によつてやるのではなく、場所が非常に狭くて職業に非常に危険を及ぼすとか、或いは或る一つの集会を備したところ

が、そこへ一方から腰り込みをかけるというような情報がありまして、その集会を許可することによつて双方に非常に傷者を出すというような、非常に公安に危害を及ぼす虞れのあるときには不許可にする、その不許可は内容によつて不許可にするのではないのでありまして、今まで手を焼いたとか、非常なトラブルを起したとか、許可事由にやつて手を焼いたとか、困つたとか、そういう例は殆んどございません。

○若本勝藏君 昨夜余り遅くまでやりましたので、いや今朝ですね、余り早

くからやりましたので（笑聲）私も十分これについて資料によつて研究するいとまがなかつたのでありますが、この前この問題で京都でたしか裁判問題

になりまして、何か憲法違反であるといふようなことから判決が下つたようでありますが、この實際の問題について長官からお伺いしたい。

○政府委員（齋藤昇君） 京都の地方裁判所におきまして、この京都の公安条例違反の裁判の裁判理由の中に、許可主義をとつてゐる京都のこの条例は憲法違反の虞れがあるといふのがその理

由の中にあるのであります。他の裁判所におきましては許可主義をとつておる所におきましてはさうな事となしに裁判をしている所もあるのであります。また京都の事件は最高裁まで行つておりませんので、私は許可主義をとつたならば必ず憲法違反になるかな

容如何にかかるのであるう、かように
考へておるのでありますが、現在はまだ
最高裁判所の判例となつておるもの
はございません。従ひまして許可主義
にいたします際には憲法違反になる

言えると思うのであります。

○若木勝蔵君　そうしますというと、この法案を立法する場合において京都の事件を参考にとられたのであるかどうか、その点を伺いたい。

○政府委員（柏村信雄君）　只今長官から御答弁申上げましたように、京都の公安条例については憲法違反の旨の判決があつたのでありまするが、この場合におきましても公共の福祉によつて止むを得ない制限を受けるということ、許しは認めておるわけでありまするし、許

可制度そのものがいけないという判決ではなくて、一般的制限に近い程度に
 広汎に集会集団示威運動を取締りの対
 象に置き、公安委員会の許可なくして

これを行うことができないものとする
ようなのは明らかに取締りの便宜に重
点を置き、憲法の保障する国民の集會
等、表現の自由を不当に制限してお
るのと言わなければならないというふ
うな趣旨を述べておるのでありまし
て、京都の判決においても、これはお
話のありましたように、まだ最高裁の
決定を見ておりませんが、これにおい

でも許可そのものが憲法違反であるといふことを言つておるのではないのでありまして、今度の提出いたしました法案につきましては憲法違反の虞れがあるから許可制度をとらなかつたというのではなくして、できるだけ尊重するといふ趣旨に立ちまして、現段階に

おいては届出制度を以てしても十分公衆の危害を防止し得るという見地に立つて立案をいたしたわけでございます。

○若木勝蔵君　そうしますというと許可主義をとるといふとどうも憲法違反す。

の虞れがあるというふうな心配から、それを如何に含みに届出制というような形でやるかと、こういうふうなことを御研究なさつて作つたんじゃないかと、こういうふうには思うのであります。が、如何ですか。(同感)と呼ぶ者あり。

○政府委員(齋藤昇君) 只今申しましたように一般的にとかく許可がなければもう集会ができないんだというこの建前は、これは私は憲法違反の虞れがあると、かように考えます。併しそれと、いうことにかかわりなく、只今警備部

長からも説明いたしましたように、本案はさような趣旨ではなくて、届出を必要とするというだけでありまして、従つて先ほどいろいろな変更命令とか

が、これは集團示威運動をやることをやるにやまいましな
補正命令という点をおつしやいました
許可と同じような扱いにするとおつし
やるのは全く当つていないのであります
して、届出ということをやればすべて
これは行い得るのでありますから、許
可制度を避けるために先ほど申しまし
たように実質において許可の目的を達
するということな点は一つもこの中に

○若木勝藏君　それで御趣旨はよくわかつたのでありまするが、その点は取締りの、いわゆる先ほども質問しました警官の制限であるとか、解散であるとか、そういうふうな方面にも一つ徹底するように指示をして頂きたい。と

いうのは法務総裁にきつぎ私質問した通り、それを商売としておる、つまり法律の中に生きておるような検事である立法の精神を離れた解釈で以て勝手にやろうとするような傾向があるのでありますから、一層いむゆる下級、下

れども、第一線に立つところの警官たるいふと、詭辯があるのであります。綱といふと、詭辯があるのではあります。念を持つのであります。その点については十分一つ間違ひのないように徹底するように御指示を願いたいといふふうに、若しこれが通つた場合にでもりまするが、そういうふうに願いたいと思います。

○中田吉雄君　木村法務総裁にいろいろな点をお伺いしたいと思ひますが、破防法が上程されています際に、木村法務総裁のこれが通過に対する意

色が極めて濃いものがありましたか、それが通りましたから非常に朗らかさうな、（笑聲）そして吉川議員に対しては食つてかかられるような元氣さを出

て、私はあれから木村法務総裁のこともし出されている雰囲気というものが非常に違つて来ている。併し私はこの法案が日本の独立過程において持つところの歴史的な汚点と言いますか、そういうものについてどのようなお考えをお持ちになれるかということについていろいろ質問して見たいと思うわけでありませう。

昨年の十二月に召集されましたから今日まで二百三十五日という日本の国会史が始つて以来ないところの長い期間が国会のために費やされたのです。これは破防法の委員会でも私申しましたが、この国会を大きく二つに分けて前半と後半とにわけますと、前半では八千五百二十一億という予算の中で一千八百三十六億と、全体の二七％を占めるところの、それを含むところの軍事予算を如何にして通過させるかということが吉田内閣の前半の使命であつた。後半におきましてはマツカリー元帥が持つていました占領政策に違反するものをすべてやつつけるといふところの、マツカリー元帥、リッジウエー將軍の持つておつた権限を吉田内閣のために握るところの諸立法を国会にかけられた。二百数十日に亘るところの長い国会を大きく分析するならば、私はかようにとれると思うのであります。そして後半におきましては行政協定の第三条に基づくところの刑事特別立法を初めといたしまして十三の特別立法、破壊活動防止法、警察法の一部改正、更に今回出されました集団示威運動等の秩序保持に関する法律案というものは、実はマツカリー元帥やリッジウエー大將の持つておられた大きな権限を吉田内閣の手に一手に握

ると、こういうような私は意味を少くとも全体として見るときには持つと思つておられます。何としても私は、この四月二十八日に講和条約が発効したしました、何人も日本が独立したというふうな見通しを持つものはないわけでありませう。(ノーノー)と呼ぶ者あり)その際に私は国民が、八千万国民の念願とするところの民族の完全なる独立運動を集団示威運動等の秩序保持に関する法律案が如何に阻害したしまして、八千万国民に重大なる運命的な打撃を与えるものであるか、私といたしましては、この法律案が委員各位が質問されたように、憲法十一條或いは二十一条或いは九十八條に違反することはないかどうかというふうな諸点の研究と共に、国際的な、国内的な我が國の置かれた現段階において、この法案の持つところの役割を正しく理解いたさなくては木を見て森を見ないものではないかというふうには私は考えるわけでありませう。現在の日本の置かれた段階において、日本民族の念願といたしましてこの民族の完全なる独立に對して、この法案がどういふ影響を及ぼすと木村法務総裁は御理解されますか、その点をお伺いいたしま

○國務大臣(木村篤太郎君) この法案は冒頭において述べましたように、集団示威運動等を秩序よくやらせようといふことが目的なもので、何もこれを禁止したり抑制したりするといふことは目的としておりません。この点をしっかりと御認識を願へば私はすべて問題は解決するだらう、こういうふうに解釈いたします。

○中田吉雄君 それではお伺いいたし

ますが、この法案が木村法務総裁が言われるように正しく適用されて、そうして我々の深く心配いたしますような拡張解釈の虞は絶対にないものであるかどうか、一体それはどの条章によつてそういうことが保障できるか。我々としたしましては木村法務総裁が国会で御説明になりましたように、憲法九條の解釈におきまして、バズーカ砲や戦車や大砲等を持つてもこれが戦力でないという規定をされておるような拡張解釈をなされておる現行犯と申しましては恐縮ですが、そういう立場をとつておられる木村法務総裁にどうして期待することができ得るでありませう。外国におきましては日本の警察予備隊の現況を全部リアーマント、再軍備だと言つておる。これが再軍備でないといふのは東京だけしか通じないといふことは、国際新聞、どの新聞を見てもはつきりしておるわけなんです。我々はどのようにして、我々といひましては木村法務総裁の善意を固く信じたいわけでありませうが、そういう事態にも、先例にも鑑みまして、特に我が党の若木議員が申しましたように、一度弓を離れた矢は独自の本質からいたしまして、こういう法に憂慮するわけでありませうが、そういうことがどこでないと保障があら

○國務大臣(木村篤太郎君) この法案は先刻若木委員に對して私はお答えいたしましたように、解散とか或いはデモの制止、制限というふうなことについては法文において個々の場合に十分に明示してあるのであります。従いま

してかような場合において濫用されるかどうかといふことの御懸念でありませうが、十分にあなたに監視して頂きたい。又我々のはうにおきましてこの法文を取扱うものに対して十分に教養と訓練を与へまして、万濫用の虞れないようにいたしたいと考えておる次第であります。

○中田吉雄君 木村法務総裁の任命権者は、憲法第六十八條によつて「内閣總理大臣は、國務大臣を任命する」といふ形で吉田總理が木村さんの任命権者である。ところが最近の国会を見まして、例えば福永君を幹事長にするかどうかといふ問題で党の長老各位に對して吉田總理は、一たび福永君を指名した以上は絶対に變えない、投票も辞さない、投票に破れたら責任を負う、こういうことをはつきり言われておるのに、投票することもしないにすではつきりもう責任を負わなくてはならぬ。そういうふうな任命権者を持つた、そういうふうな任命権者を、投票を待たずして敗れてしまつたが、そういう責任感の薄い、そのようなことについてはいささかの責任も感ぜざる、大臣の首を離すをすげ替へるやうに近く改造するのだと言ふ、こういう無責任な任命権者を持つた木村法務総裁に、総裁としては非常に善意ではございませうが、我々としては万端の信頼を繋ぎ得ない、木村法務総裁がいづまでも任命権者が變つても、吉田さんが變つてもおられる保障もありませんし、一体どういふふうなこれを吉田總理の最近の無責任に鑑みて、どういふふうな理

解したらいいか、この点をお伺いいたしたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は党内事情のことは何もわかりません。従つて吉田總理の進退問題とかその他については何ら関知しておりません。いろいろ御批判がございましたが、私はさうなことは一切存じません。従つてそのことについては御答弁はできません。ただ、今申し上げましたように、法案の濫用については十分に注意をいたして慎重な措置をとりたい、こう考えております。

○中田吉雄君 木村法務総裁にお伺いいたしますが、このようない種な治安立法が國際的に見てどのような國に布かれておるか、その事例を御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私の知る範圍においてはアメリカにおいてもかような法案は各州にあります。殊に許可制をとつておる州もあります。屈出制をとつておる州もあります。もつとこれより何と申しましようか、強い線の法案があるやに私は自分の讀んだ書物において聞き及んでおります。

○中田吉雄君 アメリカだけの事例について申されましたが、少くとも現在世界が二つに分れておりまして、アメリカの陣営についております韓国、更に仏領インド支那、或いはトルコ、そういうような國と我が國とは極めてよく似たところの環境にあるわけでありませうが、そういう國がどういふ治安立法をとつておるか、國際的な比較研究の御説明を願ひたいと思ひます。私はなぜこのような治安立法が必要になつて来るか、こういう治安立法では問題の根本的な解決ができないといふこと

を申し上げたいために、特にそういうことを伺うわけでありませう。

○國務大臣(木村篤太郎君) 外国の立法例はさておき、私は日本は日本の事情があるのであります。日本の現在の事情において最も即した法案を作成するのが私は任務であろうかと考えております。

○中田吉雄君 我々が誤りのない判断を下すためには、国際的な広い観察の上に立ち、更に歴史的な回顧の上に立つて、そういう立場に立ちませんと、この法案が持つ歴史的な意義というものがなかなか理解できないわけでありませう。御多忙な國務大臣のごことでございますから、そういうことが具体的にこの御答弁できないというところは事情もあると思ひますので、齋藤國警察官に具体的に、簡単に要領よく一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 私もイタリア或いはトルコその他におきましてこれに類するものがあるか、誠に申訳ないのですが究めておりません。只今法務總裁が申述べられましたように、今日の日本の実情におきましてはどうしてもかようなものが必要であろうと考えるのであります。只今御所見によりますと、こういうものを作つたからといって日本の治安がよくなるかどうか、どこに根本があるかという御所見であつたと考えるのであります。我々の立場からいたしますと、私、いつか申し上げましたように、我々といひましたのは、例えばこれを医者に例えれば、体の中にある毒がおどきになつて出て来ておる。この場合毒をどうかしなければおどきは癒らないかも知れないが、併しやはり出

て来たおどきを切開し、或いはこれに膏藥を付けるということがどうしても必要な場合におきましては、根本的なことも必要でありませうが、こういう末端現象、さようなことの起らないようにするという手当も私は必要である、かように考えておるのであります。

○中田吉雄君 化膿するから、その膿の処置をするというように言われましが、この処置は膿が外に出ることではなしに、蓋をして毒を内包せしめる、内攻せしめるという手段であるというところはあとで述べるところの齋藤長官がこのような不用意な法案の説明をされるというのを極めて遺憾とするものであります。あなたの所管で出された警察法に対するいろいろの改正法案、そういうものが出されまじうならば、それを自由党の党といふこととオブラートで出して二百八十数名という圧倒的な多数で通つて来る、それが殆んど参議院の自由党各位もそれに同調される、それによつて簡単に通る、こういうようなことから極めて私は国際的な深く研究もなしに出されるというところは、私は極めて遺憾に思ふわけでありませう。こういうことも来るべき総選挙、そして更に来年予想される参議院選挙で根本的に情勢は變つて来ます。こういう法案を出される際には何といつてもアメリカやイギリスや、或いは日本と同じような環境に置かれておる西ドイツ、こういうようなものをあなたの下におられますところの各位を動員されて、そうして深く研究の上に立つて我々を納得させるところの説明をされるということは

極めて大切だと思ふわけでありませうが、それは国会にも責任があります。そういうふうな簡単に法案が通るというふうなことからそのような説明すらできずに、ただ通されようということに対しては、私は極めて遺憾の意を表するものであります。我々のようないろ／＼忙し、各方面の仕事をやらなければならぬ者といひましたら、少くとも私はドイツ、イタリア、トルコ、ギリシア、韓国、仏印、そういうような国の治安立法に対しては大體の調査をいたしておるものであります。そうして私はなぜそのような米ソの間に挟まれたゾーンがこういう法案を立法せざるを得ないかというところを考へまして、私はこのような法案だけで問題が基本的に解決するものではない、このような一辺倒とは申しませんが、法案が問題が解決するように考へることは、全く法科万能の誤りであるところの私は観念であると思ふわけでありませう。私はそこで、そういう今後には立法と取組まれるところの嚴肅なる、そういう態度をとつて頂きたいというところを希望するわけでありませう。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はこの法案が日本の独立を阻害するものとは毛頭考へておりません。ただ集團示威運動等の秩序を保持して、そうして個人的なこの人権を各自尊重して、平和な社会を作り上げるように努力したいといふところ考へておる次第であります。

○中田吉雄君 我が党の書記長の野溝さんは非常に木村法務總裁の思想は別にあつたしまして、善意を高く評価しておりました。私は今の答弁では一國の國務大臣として極めて不親切である。日本の独立は一体独立してゐるのであるか、半独立であるとか隷屬的な状態であるとか、その点と、この法案が獨立過程の日本に對してどのような阻害になるかといふことを質問したいと思ふわけでありませう。一体日本の獨立はどの程度達成されておるのであるか、その点をお伺ひいたします。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は日本の獨立は本年の四月二十八日を以て成立したものと考へております。又見方によりましていろいろの批判もされまするが、私は日本は一國の獨立國になつたものと信じて疑いません。ただ日本の海外から受ける侵略については、これは日本國独自の力で以て防ぎ得ないから、いわゆる安全保障條約によつてアメリカの力を借りておるというのであります。日本は私は完全に獨立したものであると、こう考へております。

○國務大臣(木村篤太郎君) 日本は貿易しようと思へばどの國ともできるものであります。私は別にどこからも制肘を受けておるとは考へておりません。

○中田吉雄君 それでは今アメリカとイギリスその他日本とが自由世界以外の國と貿易をいたす問題について國際會議が開かれております。それに対して特に通商省方面では地獄的な安全保障の立場からバトル法程度のアメリカの法律を守ることが必要であるが、それ以外の、戰略物資以外のものは何としても許して頂かなければ日本の經濟は守れないという切実な要求がある、そのような問題を打開しないことが、吉田内閣が一日として國民的な信頼を失ふ大きな原因になつてゐる、それすら如何ともできない、そのような一體經濟自主權を持たない獨立國があるでしようか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は日本は經濟自主權を持つておると考へております。あなたとは私はその点において見解を異にしております。これ以上申し上げません。

○中田吉雄君 そういう点、日本が獨立國である、經濟自主權を持つておるのであるというやうなことを確信を以て言われるやうな大臣を頂いておる國民的な不幸を思ふと誠に残念であります。國民に代つて遺憾の意を表しておきましよう。私は日本が民主主義の立場をとりまして、暴力革命を強く否定いたしましたして、そうして日本の置かれ

ました完全な独立でない点を平和的な立場で我々の目的を達成いたします。これは、何と言つても言論、集会、結社の自由、そして国民のそのような強い要求をデモンストレーションによつて表示して、日本に十分の理解のない各国に對して、それを強く訴へて、日本が独立国になるという事は、暴力革命を否定する我々の立場から言つて絶対不可欠の立場であるわけであり、そういう点から私はこのような破壊活動防止法案更にこの法律が実施されることによつて我々の平和的な、穩健な意思の表明ができませんことによつて、結局我が國を暴力革命の途に追ひ込んで行くものである、私はこういうふうな考へるわけであり、木村法務總裁の御所見をお伺いいたします。

○中田吉雄君 私に現在の日本のおかれた立場を次のように理解するものであります。現在國際的に支配的な力を持つていますのはアメリカとソヴィエトであります。この二つの中に日本がどのような環境におかれておるかというのを先ず我々は問うて、それと破壊活動防止法或いは集團示威の取締法案等との関連を理解しなくては、それは正しい理解に到達し得ない。こういうふうに思ふわけであり、御存じのように我が國に對して大きな力を持つのはアメリカでございます。アメリカは一九四五年まではソヴィエトとアメリカとは両立し得るといふ立場をとつて来たわけであり、ところが一九四二年に、今から五年前にトルーマン大統領は、米ソは両立しない、力を以て片をつける、こういう立場をとつてソヴィエト封じ込み、政策を転回して、ソヴィエトを包圍し、北太平洋同盟条約でソヴィエトを包圍し、そしてアジアにおきましては講和条約、安全保障条約、行政協定によりましてアラスカからフィリピン、日本、沖縄、台湾、フィリピン、こういうふうにしてソヴィエト包圍陣の戰略配置につかされておるわけなんです。このような危険な立場に日本が置かれておるこのような際において、我々が警察予備隊の増強に反對し、再軍備に反對し、或いは警察予備隊の海外派兵に反對する、平和憲法を唱へるというふうなことが、アメリカの封じ込み政策に對して重大な阻害になるわけであり、そういうことに對する我々の平和的な念願を破壊活動防止法や或いはこのような法案によつて抑えて、アメリカの對ソ戦、或いは中国

の、中ソ兩國に對する要請に對して応えよう、國民の念願を保持しようといふところに私はこの法案の持つところの、國際的な或いは現段階における役割があると思ふわけであり、木村法務總裁はどういうふうに解しますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はさうな解釈しておりません。日本の独自の見解に基きまして必要な法案だと考へておるのであります。

○中田吉雄君 木村法務總裁は國務のため忙しくて、そういうふうなアメリカの封じ込み政策と日本の置かれた立場というものを對して十分な御意見が披露できないようであり、齋藤長官はそれらの關係とどういふ關係にあると思ふますか。私は日本八千万同胞が本當に獨立國になつて對等な立場でアメリカと協力の關係に入りた、從屬した關係でなしに對等の立場で入りたい、こういう國民的な念願があるわけであり、それが破壊活動防止法などはこれらの國民の意思を平和的に訴へるものを抑へる役割になりまして、齋藤長官が善意にこれを考へられても、歴史的には少くともそのような役割をこの法案というものは私は果すと、この法案を通過されることは、通過に努められることは昭和三年に治安維持法を大改革をして日本を今日のやうな悲境に持つて行つた同じような役割を私はあなたが果たされる、こういうふうな信念に立つて、我々は些々たる議事の妨害その他ではなしに、そういう歴史的な観点に立つてこの法案に對決しようという立場をとつておるわけであり、あなたはそ

ういうことについてどういふふうにお考へてありますか。

○政府委員(齋藤昇君) この法案は國民的な念願或いは民族の念願、これをあらゆる示威運動の形において表現いたしましたことは自由に認めておるのであります。ただそれが生命、身体、財産等に直接危害を及ぼすといふやうなやり方でやられては困るといふのであります。火災、竹槍、以て、そしていつ何時人を殺傷するかも知れんといふやり方でやられることが困るのであります。それでない平和的な示威運動は如何に盛大にやられましよう、又その意図がどんな意図でありましようとも、何らこの法案は關知をしておらぬのであります。目的においてそのことを明示しております。みならず、その手段方法等においても今私の申述べました点を一点も出でらんのであります。

○中田吉雄君 それではお伺いたしますが、この法がすでに通る前にあなたの配下と言いますか、あなたの下に、例へば具体的にいつきり例を挙げて申しますが、鳥取県において最近教育公務員法特例法の一年延期に對する法案が衆議院で否決されて、これに對してこれは日本の教育制度を破壊するものであるといふことを強く訴へて、街頭で演説する者を全部メモに書いて、それに対して強圧を加へている事實をあなたはどう思ふますか。私はそういうことが直ちに兩軍備反對、警察予備隊の海外派兵反對といふやうな問題と結びついて行われるといふことを、私はすでにこの法案が通る前に、昨日地域給の問題で来まして名前があとから申上げますが、そ

の人がです、何ら交通上の妨害にもならん所に市町村民に對して教育公務員法の特例法を一年延期することが否決された、そして町村にまでこれを設けることが如何に重大な問題であるかと、教育制度の根本的な破壊に通ずるものである、こういう世論に訴へて、そのを自治體警察でなしに國家地方警察の諸君がメモをとつて、そしてそういうことに對して間接的に恐怖心を起させている現状等々と考へ併せまして、どのようにそれを御理解でありますか。

○政府委員(齋藤昇君) そういう集會の状況をメモを取つておつたといふこととやうであります。私はどういふ状況でありましたか報告を受けております。今後十分調べたいと思ひますが、ただ私は了解を頂きたいと思ひます。我々治安の任に當つておるものは、そういう立場に合はなかつたといふやうに進んで行くかといふことは、絶えずやはり治安の面、治安の面と言いますのはここにあります。やうな國民の生命、身体、財産といふやうなものに密接に關係をいたす、その危険に密接に關係をいたすといふ点から注意をしなければならぬ、職責があるわけであり、ただメモをとつたからそれが強圧になるといふやうな考へを起して頂かないやうに私はお願いをいたしたいと思ふのであります。

○中田吉雄君 私はそういう答弁ではやはり安心できないわけであり、例へばこの法案の第二条におきまして、「但し、これらの集團示威運動、集團行進又は屋外集會が左の各号の一に該當するものである場合には、この

限りでない。」ということになつて、その四に「もつぱら學術研究、体育、競技、娯樂、興行又は商業宣伝のみの目的で行われるもの」というふうになつて、こういうものはこの法の適用の範圍外にある。これは平和憲法の立場から言ふなら屈出を要しないものに再軍備反対、警察予備隊海外派遣反対、

そういうようなものはつきり驅つておくなら私は安心できますが、このよくなものについては何ら規定がない。そういうことを以て見ても我々としてはあつても各条ごとに申し上げますが、非常な疑問がある。なぜそういうようなのなら、現下の我が国においてアメリカの傭兵に対して反対する、これは基本的な線である。平和憲法を守る立場から言つて交戦権を持たない日本としては、警察予備隊が海外に派兵されて行く、派遣されるというやうなことに對して憲法擁護の立場から反対するのは當然として、我々の杞憂を一通されるなら、娯樂や興行や商業宣伝のやういうやうなものでなしに、平和憲法を守るというものはつきり入れて安心されるやうにされたら如何です。

○政府委員(齋藤昇君) ここに掲げておりますやうな集團示威運動は生命、身体、財産等に危険を及ぼすやうなやり方で行われるということが殆んど考えられませんかここに除外をいたしましたのであります。只今お引きになりましたやうなものは、これは場合に依りますと生命、身体、財産に直接危険を及ぼすやうなやり方になる場合もあり得ますので、そういう場合、そういうものにつきましては屈出をいたしますものと共に、そういうものについては危険物を持つて行つてはいけな

いとか、いろいろ必要に応じた条件を付ける必要があるということになるだけでございします。

○原虎一君 第一条に「集團示威運動、集團行進又は屋外集會が公衆の生命、身体、自由又は財産に対して直接の危険を及ぼすことなく行われるやうに」云々となつておる。そこで私は先づ國警長官にお伺ひいたしますが、この集團示威運動、それから集團行進、屋外集會という定義ですね。如何なるものを言うか、この定義を一つ御説明を願ひたいと思つております。

○政府委員(柏村信雄君) 便宜私から定義の御説明を申し上げます。集團示威運動と申しますのは、多數人が一定の目的を以て行ひます共同の行為で、公衆に対して氣勢を張るものを言ふのであります。集團行進とは多數のものが一定の目的を以て行く共同の行為でありまして、一団となつて行進するものを言うわけでありまして、屋外集會は多數のものが一定の目的を以て行ひます共同の行為で、屋外の一定の場所に會し合はして、一定の行為をなすことをいうわけでありまして。

○原虎一君 そこで第一の集團示威運動、即ち御説明によれば多數人が公衆に氣勢を張る行動、これが例えば労働組合がその雇主、即ち使用者との団体交渉との結果、代表者が多數の組合員が労働組合に報告する、その他その場所であつて氣勢を張る、こういう状態に對して氣勢を張る、こういう状態においてはなされる集團示威運動というものは、この取締の対象たる集團示威運動であるかどうか、この点を一応お伺ひしたい。

○政府委員(柏村信雄君) 集團示威運

動と申しますのは、先ほど申し上げましたやうに、多數人が公衆に対して氣勢を張るというのでありまして、労働組合が、組合員が雇ひ……、この経営者に対して示威を行う者は、これは特定の人に對する示威でありますので、労働運動の過程においてそうした爭議の過程においてそうしたことが起りますものは、この取締の対象にならんとしたいと思います。

○原虎一君 如何にも机上的なお考え方でありまして、この工場がある、この工場の周囲の広場において、この敷地は仮に会社の敷地といつたしまして、併しながらそれはコンクリートの塀でなくして、一つの境もない空地である、その空地に一千人の労働組合員が集まつて労働歌を合唱すれば、その周囲にある人々には氣勢を添へる行為になる、こういう問題が集團示威運動である、ないといふ規定されるのであるか、規定されないものであるか、この点を一つお伺ひいたします。

○政府委員(柏村信雄君) その状況によりましてと思いますが、公衆はその氣勢の影響を受けない、主として経営者がこれを受けるというやうなものは、例えば会社の構内において行われるやうなものは、これはこの集團示威運動には入らないと思ひますが、たとえ組合員でありまして、むしろその示威が公衆に対して行われるというものであります場合には、當然にこの取締の対象になると考えております。

行動をやると思へば、これを警官が見る場合に、その近所の人々に対して、労働歌を歌ひ、組合旗を振つてやる行為は明らかに一般公衆にも氣勢をはる行為であると警官が認定すれば、これはこの法律に反するのじやないか、その認定権はどこにあるかというところをお伺ひします。

○政府委員(柏村信雄君) 認定は勿論警察官がいたすことになりまして、けれども、あくまでもそれは恣意的なものではなく、合理的に社会通念によつて判断されるものでなければならぬわけでありまして、単に個々の警察官が経営者に対して示威を行つておるものを公衆に對する示威と判断するやうなことはなかりと思ひますし、そういうことのないやうに指導して参りたいと思ひております。

○原虎一君 ないと思ひ、ないと思ひ指導すると言ひますが、若しそういう認定をして、警官が本法律の第三条に違反して、この法律に基く処置をした場合、労働組合の受ける損害は重大なものがある。でありますから、そういう行為を、いわゆるこれを濫用して、如何なる意識的であらうか、悪意があらうか、なからうか、これを濫用してやり、人権を蹂躪した場合に對する処置は、この法律にはない、何故それを入れたのか、先程中田委員が質問しましたのはそのことであります。今法務省はどうかへ行かれましたが……。

○委員(西郷吉之助君) 今ちよつと衆議院の議運に顔を出して戻られますから。

○原虎一君 この法律はあくまでも民主的な示威運動を育成するために、言葉は違ひますが、言われておる。我々の懸念するのは、労働組合に限つたことではありませぬ。学生或いは青年団、これらが政治的目的或いは社会的な目的を以て會合して、静かに集まつておる場合には文句を言わんでありまして、若しそこに労働歌を歌う、或いはフランス革命歌を歌う、それが社会的に氣勢を挙げるといふことは、無屈集會として取締るというところは、我々はたゞ過去においてやられた、それをあなたは、先程總裁は、法務總裁は、そういうことは断じてない、そういうことをないやうにするための法律だと言ひますが、そういうもののじやなく、濫用した警官に對して或いは公安官に對して如何なる処置をされる規定があるか、又それを第二には、それをさせないといふのは如何なる我々の納得できる処置を取られるところの法的根拠がどこにあるかといふことをお伺ひしたい。

○政府委員(柏村信雄君) 先程申し上げましたやうに工場の敷地内において経営者に対して行ふやうな示威は、この法律によつて規制をする限りではないわけでありまして、そういうことを趣旨としたしておらないのであります。が、万が一そうした職權濫用の事態が起りました場合に依りましては、公務員の職權濫用に對する刑罰、制裁があるわけでありまして、これによつて損害を蒙つた人は國家賠償法によりまして損害の賠償を請求することができるとあります。又そういうことでありますすれば當然に懲戒の処分を受けるということになるわけでありまして、この法律においてそうした者については制裁規定は設けておりませんが、他

の一般の法によつて処断されるわけでありませう。

○原虎一君 先ほど申しましたように、最も危険なる法律であります。いゝゆる基本的人権を蹂躪しやすい、濫用しやすい法律を作るときに、而もそれは受けた損害が多くして労働者、無産階級、これらが行政訴訟をやるにしても費用がかつて困るというような立場におる人間を取締る法律を作つてそれを濫用された場合においては一般の公務員の職権濫用規則に入るといふお考えそれ自体が問題なんです。ほかの法律とは違ひます。そこに即ち考え方の相違、この法律が取締りを主としておる法律であると言わざるを得ない、極端に申しますれば、ときと場合によれば濫用して、ときの政權に対する反対運動等を弾圧し得る。それが濫用とは言えないという危険性がこの法律にある。こういう危険なる法律を作る場合においてはそれを濫用したときには非常に嚴重な取締りをするところの法律事項があればまだ我々は幾分安心ができるということを考えますとときに、法務總裁の御説明は本人が御存じなくて言われていると私も思いますけれども、余りにも机上における考えを以てこの複雑なる問題を理想的に取締れるというような考えを持つことは甚だ理解できない。そこでもう一度この集團示威運動に対して伺ひたいしまするが、先ほど部長ですとか局長ですとか、失礼ですけれども、御答弁は、その認定は警官がする、一番我々は危険に考へるそれは、今申しましたこの会社の近く、或いはその空地において千名からする者が集まつて労働歌を叫ぶことは、必ずしも資本主義使用者に對する氣勢だけではありませう。輿論喚起のために、或いはその立場を訴へるための演説会かも知れませう。この認定がそういうものであるならば、労働組合がそういう行動に出る場合においては憲法並びに労働組合法によつて当然な權利であるから取締るべきものではないという、取締りの対象になつていないという条項があると、そういう御説明があるならば我々も納得できませうけれども、そのときの状況判断により取締るというのですから、取締対象になる可能性が十分にある事項であるということをお認めになると思ひます。その点どうですか。

第三部 地方行政委員会會議録第七十四号 昭和二十七年七月三十一日【參議院】

いは警察に携わるものに十分その趣旨を徹底いたさなければならぬのでありまして、若しこの趣旨に反するものがありまするならば、これは社会からも非難を受けることは勿論であります。が、公安委員会その他の監督者も十分監督を嚴重にせられたいと、かように考へるのでございます。

○原虎一君 先ほど法務總裁は他へ行かれましたが、その間を私が質問をやつておりましたのですが、これは非常にお聞きしなければならぬのですが、今國警長官の御答弁の労働組合の活動範囲については取締りの対象にならんと申します。これはどこにもありません。でありますから、それがもう警官の認定によつてこれがなされる、これは勿論正當なる労働組合の活動としてその行き過ぎがありまするならば、これは正當なる労働組合の活動と認められん。併しなから正當なる労働組合活動なりや否やというものをその場において認定するものは先ほど言ひました場の中でありませうが、無届集会にならんかも知れませんが、空地でありましたならば無届集会になる、そういう大会を持つならば四十八時間前に何故届出をしないか、そういうものがなければ無届集会としてこれは直ちに処理される、その処理がしてはならないという条項は一つもありません。従つて職権濫用ではない。その職権濫用は行政裁判の裁判によらなければならぬ、こういう結果になるのでありますから私は申上げておるんです。

○政府委員(齋藤昇君) 我々といひましたは、例えば労働争議の手段として行われるというふうな場合には、これは我々は労働法に規定をいたしておりまする。労働争議の手段は尊重をしなければならぬ。我々この法案はさうな労働争議の許された合法的な手段をこの法律によつて制圧しようというふうな考へはないのみならず、若しさうに運用されることいたしますならば、これは私は職権の濫用であると考えます。職権濫用につきましては更に高度の規定が必要ではないかという御意見でございますが、私はさうな規定がありまして、もともとはやはりさういつたようなことに陥り易いというふうな、なんと言いますか、警察の制度とか或いはその監督機関とか、或いは公安委員会のありかたとか、そういうものがやはり最後の私はものを言うことになると考へます。従ひまして我々といひましたは、労働争議の許されたその趣旨といふものは、これは法律を援うもの、或

る、その軍役の家まで行きたいといふときに二、三十名或いは百名以上の者が行進して行く。これは明らかに無届の集團行進になると思ひますが、この点はどうですか。

○政府委員(柏村信雄君) 多数の者が集團的に行進をいたす場合は、お話のように集團行進になります。

○原虎一君 それから屋外集會等はもう一度御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(柏村信雄君) 屋外集會と申しますのは屋外、即ち建造物の外におきまして多数の者が一定の目的で一定の場所に集まる行為であります。ただこの場合に集まる行為として取扱つておるわけでありまして、公共の場所以外の私宅とか、或いは会社の広場、或いは社内というふうなものにおきましては、これは差支ないわけでありませう。これは差支ないわけでありませう。この取締りの対象となる屋外集會は、先ほど座談中にありました多数に知らしめて屋外に集會する、公共の場所に集會する、例えば駅前におきまして街頭演説を即座にやる、こういうものは取締りの対象になる屋外集會ではないと我々は初めから考へております。

○原虎一君 そういたしますと、第一に多衆に知らしめて集まる、例えばその多衆に知らしめて集會せしめるといふことがない場合においては、これは取締りの対象にはならないのであるか、この点を一つ伺ひたい。

○政府委員(柏村信雄君) 単に街頭において演説をいたしまして、道行く者がこれに期せずして集まつて来るというふうなものは、只今御指摘の通り集會に入らないわけでありまして、一定の目的を以てそこに集まるという行動がなければならぬ。従ひまして当然に多衆の者に知らせるということが前提になると思ひます。

○原虎一君 ここはまだ残つていますけれども、法務總裁が見えて、前から質問を継続しております中田君が法務總裁に質問したいやうでありますから、一応私は留保いたします。

○中田吉雄君 私は木村總裁が申されますように、ただ、国内治安の本當の正しい保持ができるというやうなことにこの法が適用されるのであります。たゞ心配ないわけでありませうが、どうしても私はそれではこの法案は濟まない性格を持つてゐる、そしてこのやうな法案が立法されてゐる諸國の例を申し上げまして、私はこの法案に対する木村法務總裁並びに齋藤長官の御所見をお伺ひしたいと思つておるわけでありませう。私があちこちを調べましたところ、偶然にもこのやうな治安立法がなされてゐるのは、米ソ対立のこの両者の間に挟まれたアメリカの前進基地を承つてゐるところが殆んどやうなものであります。先ず一九四七年にトルーマン・ドクトリンが發表されました、最初にやられたのがギリシヤ、トルコであるか。トルコにおきましては非常に重大な關係になりまして、メンデレス・トルコ總理は、現内閣の關係を批判いたしましたならば、さうして中立政策をとるならば、さういふことをするならば、一年以上六年の懲役に処する、その他これに対する言論の非常な抑圧の關係があるわけでありませう。更にこのあと、同じやうな關係にありま

會に入らないわけでありまして、一定の目的を以てそこに集まるという行動がなければならぬ。従ひまして当然に多衆の者に知らせるということが前提になると思ひます。

すところの仏領インド支那でありますカンボジアにおきましては、キングが議会に對しまして、非常事態であるから今後六カ年間一切の権利を王に委ねる授權を要請いたしまして、若しそれに應じないならば国会を解散するというようなきつい立場に出まして、あえなくも議会は六カ年間キングに授權いたしたわけでありまして。更にアメリカの南衛基地を承わつております韓国におきましては、韓国保安法というものが制定され、これとの関連の諸法案が通りまして、施行以来六カ月の間に六万人の死刑がなされて、こういうふうな關係で、米ソの間に挟まれて、そうして危険な地帯にある國は、國民の自由が保たれない、独立できない、そうして戦争の危険があるというふうなことで、國民は平和を保ちたい、何とかして眞の獨立になりたい、こういうふうな要求があるものでありますから、それに対するいろいろな反動立法をいたしまして、彈圧せざるを得ないわけでありまして。私は齋藤長官等がどのように考えられようとも、この法案の持つてゐる立場は、そのようなものである。私はこういう法案に對して、まだ前途の有望な齋藤長官やその他が、何ら躊躇と不安と動搖なしに確信を持つてこのようなことに對して、特定の議員を尊夜ひそかに訪問して、この立法を促進されるというふうなことに對しては、誠に悲しむものであります。私も地方議會を担当いたしておりました際に、柏村さんに配付稿を何とか考慮してもらいたいというふうな陳情に行つたことがありましたが、年少の柏村さんが、或いは齋藤長官が、すでに年をとられた法務總裁は別

といたしまして、私はこの法案の持つ性格というものは、必ずそのような運命を担うものなのであります。そういうことで私はどうしてもこの法案は、そういうふうになる、御存じのように日本經濟を見ましても、アメリカは日本に對して陶器やマシンやまぐろに對して高率の關稅をかけて、日本の品物を入れない、而もバトル法を適用して、中国からはいろいろなものを買わせない、アメリカからは買わせる、南方においては、ポンド地域でイギリスは對決するという、一体このような状態で日本が再軍備を要請されて行く、どうなりますか。例えば私が先日国会で調べましたが、この日本の國際収支におきましても、そういうふうなドル不足が、日本の十萬近い女性の犠牲によつて二億ドル、七百二十億円のドルを稼ぐことによつてドル不足が決済されている、このようなことに對しては、國民の中から澎湃とした反對意見が起るわけでありまして。これをあなたがたはどのような善意にもかかわらず弾圧されて行く、そういう運命を持つものであります。私はそういう点で、齋藤長官や柏村さんよりも一つと第一線の諸君は、こういう法案に對して躊躇と逡巡を持つてゐるものであります。私はそれが民族的な立場から言つて正しいと思う。例えば私がメーデーの事件で調査に行きました際に、木村法務總裁の下に檢事やそういうような人は治安維持法を適用してそういう日本を誤らした、そういう思想檢事としてページにかかつた、そういう體驗がしつかりと胸にあるわけですから、そこ

である、こういうことを言つてゐるわけでありまして、そういう理解が最も必要なんです、こういう理解がなしに、この日本の米ソの間に開かれた經濟的、國際的な危険に對する認識なしには、この法案が擴張解釈されないというふうなことはどうしてもならぬといふわけなんです、そういう点から今後日本が本當に獨立したいというふうなことに對していろいろな反對が起る、いろいろな世論が起るわけでありまして。そこで私はどうしても今後大きな問題になるわけでありまして、さきに申しましたように、この運動を、この第二條の四の点であります、再軍備反對とか或いは徵兵制度絕對反對とか、警察予備隊海外派遣反對とかいふような強力な運動を交通その他の障礙にならんとするに野外集會をやる際、或いはそういうことを目的にする運動に對しまして、絕對それを弾圧されるようなものを、これにいたしますようないろ／＼な補正命令であるとか、或いは遵守命令であるとか或いは警察職員の權限というふうなものをやらせまして抑えられようという意思はないものであるかどうか、こういう点をお伺いしたいと思つてわけでありまして。

次にはいろいろ／＼擴張解釈をするようなことはいふ／＼濫用するやうなことはないとはいふやうなことをいわれましても、なか／＼私はそのように理解されない、そのようなことを私は齋藤長官の過去の履歴によつて判斷したいと思つてゐる。齋藤さんが過去どういふ體驗を歩んで來られてゐるか。警察との關係はどうであるかといふやうなことを私はお伺いしたいと思つてゐる。更にこのたびのあなたが立法の中心になられた警察法の一部改正或いはこのやうな立法に對して、一九四一年に出されたマツカーサー元帥の片山總理に對する書簡をどのように理解されて、これらの問題と取組まれたかといふことをお伺いしたいと思つてゐる。

○政府委員(齋藤昇君) この法律は例へば民族解放運動でありますとか、或いは徵兵反對運動でありますとか、そういうやうな運動を弾圧するやうなものであります。それらの運動がこの集團示威運動等に當る形式をもつて行われまします際は届出があればそれでよろしいのであります。たび／＼申しておりますように、補正命令でありますとか、或いは條件をつける命令でありますとかございまして、これらはすべてその生命、身体、財産に直接危険を及ぼさないための命令であります。平和的に行われる示威運動には何ら關係はないのでございまして、警察法のあり方等につきましましては、私はどこまでも日本の民主主義が健全に育成して行くやうにといふことが根本の目的であると考え、そういうやうな意味から取組んでゐる次第でございまして。

○中田吉雄君 恐縮ですが、私はなぜその齋藤長官の履歴をお尋ねいたしたのかと申しますと、日本の政治家が殆んど追放になります、その追放の歴史の意義を反省してない。そういう人が多いいわけでありまして。勿論齋藤長官はそういうことはなかつたわけでありまして、どうしても私は警察の、過去の若し警察法を担当しておられたら、それとの關係を承わつて私は

この所感と、この立法、本朝通りましたそれとの關係を御質問したいと思つてわけでありまして。

次に木村法務總裁にお尋ねいたしますが、破壊活動防止法が通りましたあとに、吉河特務局長が今はこの方面から去られたやに伺つてゐる、毎日新聞記者団との会見におきまして、毎日新聞の七月九日号に再軍備反對を唱えて警察官と衝突したこれに對して破防法が適用されると、こういうことを言つておられるわけでありまして、新聞のことでありますから眞偽ははつきりいたしません、こういうことは平和原則を唱えておられますところの我が黨が非常に心配するところでありまして。この点に對して警察官と再軍備の反對を唱える人が、こちらから衝突したならばであります、それをとめるために逆なことが起つて、それをとめるために衝突いたしましたら非常に問題になると思つてわけでありまして。この点に對して木村法務總裁の確たる御答弁をお承わりたいと思つたら大変仕合せだと思つてわけでありまして。

次に私は木村法務總裁並びに齋藤長官にお伺いしたいわけでありまして、が、このやうな立法なしに政治がよろしきを得ずとも外交がよろしきを得るならば、このやうな法案は要らないということを、オリンピックが開かれてゐるフィンランドの例で申上げて、こういう問題をどう理解されるか。各國から、何十カ國の代表が集まつていますフィンランド、これはソヴィエトと陸続きでレンングラードの傍であります。この國は殆んど軍備を持ちませ

ん。私の調査によつても三万内外の、殆んど警察に毛の生えたようなものである。それにも拘わらず治安立法なしにも十分やれている。その隣りのスウェーデンはどうでしょう。これは北太平洋同盟条約にも入っていない。完全な中立政策をとつてソヴェト代表部の存在の権限はないという通告をスウェーデンを通じて日本がしようとしても、ソヴェトに嫌われるようなことを拒絶して、絶対中立を保つて百年間国際紛争の圈外に立つている。こういうものが、そうして最近私の読んだスウェーデンにおいては各家庭に鍵がある、鍵はあるが、これは外からかけるものではない、盗難防止のためにかけるものではない、夫婦生活の安静を破られる、不意に人が入つたりして破られるのを防ぐために内からかけるものである。こういうことを政治のよしあしと、スウェーデンの鍵の問題から説かれて、スウェーデンであります、こういう問題をもう少し研究して私は治安立法をして頂きたいと思うわけでありませう。是非私はフランドが何故あのようなソヴェトとは陸続きだ、日本は海を離れてソヴェトとある、遙かに安全性があるにも拘わらずこのような立法が要る、ところがフィンランドはそうではありません。スウェーデンもそうだ、こういうことをどういうふうな御理解されるか、その点を木村法務総裁と斎藤長官にお伺いいたすわけでありませう。

次に田中警視總監にお伺いいたしますが、メーデー事件に關しまして東大の学生が率先誘導をやつたというやうなこの問題からいいますと、過般東大の教養学部ですか、非常にたくさん、私から見ると鶏を裂くに牛刀を

以てするといふやうなたくさん警察官を大動員されて、そして検束されたやうに聞いておりますが、私は学生諸君からあの逮捕状の問題その他でいろいろ異論があるやうに聞いたわけでありませう、一方面的な見解でこの問題を判断してはなりませんので、この事件に対するその後の経過をお伺いいたしたいと思つております。

更に私は昭和八年に京都の大学を出ましたが、丁度その頃は満州事変が始まる前後でありまして、そしてその京都大学のすぐそばにある川端警察と京大の生徒とが対立いたしました問題を通じて、これは学生は直観的に日本の運命を把握いたしておりますから、そういうことと非常に対決して、私は今とよく似ておるではないか、学生がああいうことを今せざるを得ないのは、これは政治の貧困だと思つて。政治の責任の重大であることを感ずるわけでありませう、そういうことに鑑みられまして、純心な次の世代を担うところの学生に対しては十分温い配慮を持つてやつて頂きたいと思つております。中国が阿片戦争以来百数年の諸外国の支配から独立する際に学生の果たした役割は極めて大であつたわけでありませう。そのやうな事情に鑑みまして、私は田中警視總監に對しましてその後の学生の、特に先般の教養学部の寮に未明に百数名の警察官を出して、鶏を裂くに牛刀を以てするやうな、ああいうことをされましたその経過、大体最近の状態を承わりたいと思つております。特に私は首都警察の困難を担われる總監に對して多く言いたくないわけでありませう、学生が日本の民族の解放と独立に果す役割

の重大に鑑みて、この点については十分透徹した考えと温い配慮を持つて取扱つて頂きたいといふことを特に同時にお願いするわけでありませう。

次に私は最近の治安状態に鑑みまして、國警と自治警察との二区域における、特にこの種の犯罪のこれに適するやうないろいろな騷擾その他の關係の犯罪の検査数を告示願いたいと思つております。私はこの度の警察法の一部分改正におきまして内閣總理大臣の指令が公安委員その他公安委員を通じて下に下されるわけでありませう、特に私はあの法律によつてどうしても自治警察が國家警察の下に立たざるを得ない困難な状態になると思つておりますが、ところが私は一番現在の治安状態、治安の問題で苦慮されておられるのは、実は國家警察の地域ではなしに自治警察の範圍である。それにも拘わらずああいうふうな自治警察が存分に治安上の力量を發揮することができない立場に置かれておられる。更に今度の平衡交付金の單位費用の計算においても十分な配慮がなされておられないといふやうな点からこの種犯罪の國警と自治警察の比較をいたし、更にそれと單位費用の關係において財政的にも十分やうな能力が發揮し得る措置が取られておるかどうかといふやうなことを知りたいと思つております。

木村法務總裁は治安の担任の大臣とされまして特別にお伺いいたしたい点は、これまで私の聞いておるところで誤りがないといひますならば國家警察では一人当り三十万くらいといふことでありませう、自治警察では單位費用が變りましたが、計算の方法が一人当たり幾らといふのが人口別に變りまし

たが、その際にこの自治警察の單位費用が有利になるやうな自治庁大藏省と折衝をなされまして、十分な活動を困難な中にやり得る財政的な御配慮をなされまして、そういう点についてお伺いいたしたいと思つております。

次に私は木村法務總裁にメーデー事件の賠償についてお伺いいたしたいと思つております。これも集團示威の問題と關係いたしますが、日本の外務省はあの皇居前の広場において混亂から外国人に對します被害が起きて、それに対する賠償の問題を積極的の國のほうで賠償するといふやうな申出をいたしたやうに聞いていますが、所管の大臣とされまして外務省とのお打合せがありましてかどうか、私といたしましては本来あのような賠償は日本の警察で十分犯罪を檢査いたしまして、その犯罪を犯したものが賠償するのが本筋ではないかといふやうに考えるわけでありませう、それらの關係はどういうふうになつておるでありませうか、お伺いするわけでありませう。

○國務大臣(木村篤太郎君) 先ず第一に、吉河君がどういふことを言われたか私は知りません。又その言つたことを新聞が正確に報道したかどうか存じておりません。ただ中田君の今仰せになりました再軍備反対云々のこととあります、ただ再軍備反対の運動を起したからと云つてそれが直ちに破防法にひつかかるのであるとはいひません。これは破防法をよく御研究下さいませう。これは極めて明瞭であると思ひます。たださうな運動の際に騷擾を起したり或いは殺人をしたり、汽車を転覆したりするやうなことがあります

れば、無論破壞活動防止法の対象になることは固よりであります。ただ再軍備反対の議論をしたり、その運動をしたからといつて直ちに破壞活動防止法の規定に觸れるといふことはないのであります。

次にフィンランドの話が出ましたが、私はフィンランドにかような法案があるかどうかといふことは存じませう。ただこの法案は私がしばしば申し上げますように秩序正しく集團示威運動をさせるために、さうな目的をもつて作成した法案であるのであります。

次に自治警察に對する國庫補助の問題であります、これはよく検討いたしまして善処いたしたいと思つております。

次に五月一日メーデー事件における外国人に与えた損害の賠償問題、私は外務省から何らの通告も受けておりません。相談にもなつておりません。ただこのやうなことを他から聞いた、外國の自動車持主は賠償してもらわなくてもいいといふやうなことを言つた、こういうことを聞き及んでおるだけでありませう。それも正確なことはわかりません。さうに御了承願ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 私の経歴をお尋ねになりましたが、私は終戦前まで警察に關係をいたしたのが、昭和十三年から五年の間に警備部長をやつただけしか経験を持つておりません。それから、自警と國警の間に集團的な犯罪がどの程度あるかといふお尋ねでございますが、これは御指摘のやうに自警の区域のほうはずつと多いのであります。その件数は、只今資料を持合しておりませんので御了承願ひたいと思ひます。

○吉川末次郎君 もつとほかのことをお聞きしているのじやないですか、あなたに対して……

○政府委員(齋藤昇君) なおフィッラルドとスエーデンとを例に引かれましたが、私は先ほども申し出ておりますようにこの立法だけで治安の維持ができるとは考えておりません。

○参考人(田中第一君) 只今東大教養学部学生寮を去る七月十八日の未明に警視庁におきまして押収捜索許可状を持ちまして寮内を調査いたしましたのであります。これは主として去るメーデー騒擾事件に関連したと考えられる容疑者数名が同寮内に起居いたしておるということ、それから、今一つは東大ボロボロ事件の発生いたしました際に、警察官に対して暴行をしたと思われる或る学生が、東大の学生がこの学生寮内に起居いたしております関係上、それらの人々を逮捕並びに証拠物件押収のために一応捜索をいたしましたのであります。この東大教養学部学生寮は、かねてからフラク活動の中心になっておりまして、全学連のいわゆるフラク活動の常に集窟になっておる場所と認定いたしましたのであります。

かような関係からいたしまして、警視庁といたしましては、早くからこれを捜索いたしたいと考えておつたのであります。そこには約九百人ぐらゐの学生が起居いたしておりますので、これらの九百名の学生の大部分は、私は極めて善良な、まじめな学生であると考えております。で、かような関係からいたしまして、警察官が侵入したために他の善良な多数の学生に迷惑をかけ、又これらの学生に非常な反感を持たせることは、いろ／＼の点

から申訳ない。かように考えまして、七月の十五日から暑中休暇になりましたので、大部分の学生が帰省いたしましたので、或るべく学生との不必要なトラブルを避けるために、七月十八日未明を期して一斉捜索をいたしましたのでござい。その際に、押収並びに捜索許可状を示さずして捜索したとか、或いは又いろ／＼学生側からの抗議もあつたのであります。が、我々としては、今までの経験からいたしまして、できるだけトラブルを防ぐために、手続を慎重にいたしまして、捜索令状等も事前に提示いたしまして、その上で執行をいたしておりますので、何ら適正を欠いたようなことはないと思ひます。

○中田吉雄君 木村法務総裁にお伺いいたしますが、再軍備の反対云々は、直中にはこの対象にはならないと言われたのですが、その辺に私少し不安があるのじやないかと思うのですが、一交通の防衛とかいうようなことがなければ、断じてこういうものの対象にはならないのですか。その辺を一つはつきりお伺いいたしたいと思ひます。直中にはならないと、こういうふうに言われまして……

それから、私は警察が、国警では三十万ぐらゐの一人当りの費用がつてゐるやに聞いておるのですが、ところが自治体警察におきましては二十万足らずなんです。そういうじやないかと、非常に不足いたしまして、自治体警察を財政面から廃止しようという声が起るわけでありまして、木村法務総裁は二本建の線を絶対主張するのだということをお申されたわけでありまして、先

ますが、一人当り幾らというものが、人口段階に応じての方法に変わったんです。が、それに対してこのアン・バランスを調整するやうな御配慮をいたされまして、財政面から援助されるやうなことはなされたんだものであるかどうか。私は前にも申しましたが、京都では国家警察が三千七百人おつて、国から頂く補助金、平衡交付金との差額が約四億ぐらゐも赤字になつて、京都財政の負担の重大な欠点になつてゐるという関係もありましたので、こういう関係をお伺いいたしたいと思ひわけあります。

次に、齋藤長官にお伺いしたいのですが、この種の対象になるやうな朝鮮人、或いはその他の犯罪が自治体警察と国家警察との分布状態はどうなつてゐるかというところをお伺いいたしたい。そのことは警察制度の改正の際に基本的に考えなくてはならない重大な問題でありまして、資料を御提供になつてゐるでありますが、その関係はどうなつてゐるでございましょうか。そういうことなしに警察法の一部改正法案を考へられたり、そうしてこの法の適用区域が自警のほうに多いのに、自警はいろいろの立場で国警の下風に立たざるを得ないやうなことになるかと、まず／＼自治体警察を困難にいたしまして、そうして治安上全きを得ないのではなからうかと思ひわけでありまして、そういう資料を一つ是非お示し頂きたいと思ひわけあります。自由党の高橋さん、その他は非常に議事をお急ぎのようでありまして、こういうものが出して頂ければ早急にできるわけでありまして、一つ高橋さんからもよろ

しくお願いしたいと思ひわけであり。次に、私はこの法律が憲法十一條或いはその他に、基本的な人権或いは集会、結社の自由というやうなものに許可制をとつたり、そういうことに對する違反の虞れが、憲法違反の疑いが濃いのので届出制をとつておられるやうであります。が、次に述べますやうな点から、これは迂回しての巧妙なる届出制度、或いは事実上の禁止制度といささかも変りがないのではないかと、いふうに考えるわけでありまして、その点についてお答え願ひたいと思ひわけあります。まず、それは成るほどこの届出の手續、或いは届出の受理、補正命令遵守、命令の送達、警察職員の権限とかいふやうなことを、これをいろいろやりましますことによつて、事実上の許可制度、禁止制度には變つて行くといふやうに思ひわけでありまして、そういうことはどういふやうにしてなるものでありましようか、そういう点をお伺いいたしたいと思ひわけあります。特に十頁の警察職員の権限、第八條の三行目のところでありまして、「若しくはまさに行われようとする集団示威運動等の主催者、統轄者若しくは参加者又は第六條第一項の規定により公安委員會の定めた遵守すべき事項に違反し、若しくはまさに違反しようとする主催者、統轄者若しくは参加者」に對して、違反行為を是正し、又は防止するため、警告を發し、又はその行為を制止することができるといふ点の場合ですが、「若しくはまさに違反しようとする主催者」といふやうな判定は一体どのやうにしてなされるものでありましようか、こういうやうなこ

とが私は起るかも知れない、「まさに違反しようとする主催者」といふやうなことで、警察職員の職權、權限といふやうなもので、非常に大きくこの点が巧妙に私はやられる場合があると思ひわけでありまして、この点についてお伺ひいたしたいと思ひわけあります。更に八條の二でありまして、「公衆の生命、身体、自由又は財産に對する直接の危険を防止するため必要やむを得ない」と認めるときは、当該集団示威運動等を解散させることができる。」「こういうことになつてゐるわけでありまして、……「公衆の生命、身体、自由又は財産に對する直接の危険を防止するため必要やむを得ない」と認めるときは、当該集団示威運動等を解散させることができる。」「

とが私は起るかも知れない、「まさに違反しようとする主催者」といふやうなことで、警察職員の職權、權限といふやうなもので、非常に大きくこの点が巧妙に私はやられる場合があると思ひわけでありまして、この点についてお伺ひいたしたいと思ひわけあります。更に八條の二でありまして、「公衆の生命、身体、自由又は財産に對する直接の危険を防止するため必要やむを得ない」と認めるときは、当該集団示威運動等を解散させることができる。」「

とが私は起るかも知れない、「まさに違反しようとする主催者」といふやうなことで、警察職員の職權、權限といふやうなもので、非常に大きくこの点が巧妙に私はやられる場合があると思ひわけでありまして、この点についてお伺ひいたしたいと思ひわけあります。更に八條の二でありまして、「公衆の生命、身体、自由又は財産に對する直接の危険を防止するため必要やむを得ない」と認めるときは、当該集団示威運動等を解散させることができる。」「

とが私は起るかも知れない、「まさに違反しようとする主催者」といふやうなことで、警察職員の職權、權限といふやうなもので、非常に大きくこの点が巧妙に私はやられる場合があると思ひわけでありまして、この点についてお伺ひいたしたいと思ひわけあります。更に八條の二でありまして、「公衆の生命、身体、自由又は財産に對する直接の危険を防止するため必要やむを得ない」と認めるときは、当該集団示威運動等を解散させることができる。」「

とが私は起るかも知れない、「まさに違反しようとする主催者」といふやうなことで、警察職員の職權、權限といふやうなもので、非常に大きくこの点が巧妙に私はやられる場合があると思ひわけでありまして、この点についてお伺ひいたしたいと思ひわけあります。更に八條の二でありまして、「公衆の生命、身体、自由又は財産に對する直接の危険を防止するため必要やむを得ない」と認めるときは、当該集団示威運動等を解散させることができる。」「

とが私は起るかも知れない、「まさに違反しようとする主催者」といふやうなことで、警察職員の職權、權限といふやうなもので、非常に大きくこの点が巧妙に私はやられる場合があると思ひわけでありまして、この点についてお伺ひいたしたいと思ひわけあります。更に八條の二でありまして、「公衆の生命、身体、自由又は財産に對する直接の危険を防止するため必要やむを得ない」と認めるときは、当該集団示威運動等を解散させることができる。」「

とが私は起るかも知れない、「まさに違反しようとする主催者」といふやうなことで、警察職員の職權、權限といふやうなもので、非常に大きくこの点が巧妙に私はやられる場合があると思ひわけでありまして、この点についてお伺ひいたしたいと思ひわけあります。更に八條の二でありまして、「公衆の生命、身体、自由又は財産に對する直接の危険を防止するため必要やむを得ない」と認めるときは、当該集団示威運動等を解散させることができる。」「

す。吉田総理のお父さんの竹内綱という人が、吉田さんは養子であります。が、この不平等条約廃棄に對しまして闘争をなされまして、そうして東京の町から外へ退去を命ぜられまして、二年半に亘つて禁足を食ひ、そうしてその刑に触れて獄舎に繋がれて、そのときできたお父さんが吉田総理であります。その吉田総理がみずから不平等条約を結んで、そのような運命の悲劇をこれによつて担うということは、誠に不肖の子ができたと言わなくてはならないと思うのでありますけれども、更に親子になると伺つておりますところの林譲治氏のお父さんの林有造氏は、竹内さんよりか更にひどい刑を受けられてまして、三年間東京にいることができなかったところの民族解放運動の戦士であります。そういうことで我々といしましては非常に重大な問題で、そういう歴史的な反省の上に立ちませんと、私は再び過ちが起ると思うわけであります。私は緑風会の皆さんに特別にお願いしたいと思うわけであります。いろいろな是々非々の立場からいたしまして、多くの法案を占領下中通過されましたが、最近におきまして、これに對する改正に關しまして、最も速かに賛成していられるような点も是、いろいろな社会情勢の変化とは存じますが、私はこういう点は政治家の立場からいたしまして十分お考え願ひまして、皆さんと共に私は再び日本を過ちなからしめるということが最も大切なわけだと思ふわけであります。私はそのやうな歴史的な観点に立つて、議事の妨害というやうなことはいたしません。ん。こういうやうな重要な問題は会期を何回も延長して通すよりも、むしろ

ろ近く行われますところの総選挙に開
うて、そうして國民と共に治安立法を
作ることによつて我が國の運命を過
なからしめるということが責任ある政
治家のとるべき態度であるというよう
な観点からいたしましたして、私は各地方
においてこの種の条例の必要なところ
は保安条例が随所にあるわけなんです。
これがなくてもさしたる問題はな
いわけでありまして。私も昭和二十三年
に県会議長をしていました際に、總司
令部から強く要請されましたが、私は
議長の立場からいたしまして、そのよ
うな条例を設定いたしませんでした。
併しながら責任を以て私は在任中にお
きましては、そのような治安立法の必
要のないような過去を持つていますの
で、確信を以て私はそういう立場を申
上げるわけでありまして。何とぞ議事
が促進できますように、我々のような十
分に理解の立ちません、先に申上げま
したような世界觀、國際情勢に對する
認識を持つておるものを十分納得せ
しめるだけの経緯と抱負をここで吐露
されて、日本の運命と對決するという
立場をとつて、私は採決されること
を、時間があまりありませんので強く
要求するものであります。我々も徒ら
に議事を遷延しようとは存じません。
自由黨の各位が与黨の立場としてこの
議事の促進に對する責任を負われる苦
衷もよく察しておるものであります。
何とぞかような、日本の運命はかくあ
るべきだという嚴肅なお考えを以て御
答弁を願いたいと思うわけでありま
す。先に申しましたような点は、私は
この法案の採決に對しまして、賛成す
るか反對するかを決定するところの重
要なキイ・ポイントになる問題であり

ますので、一つ十分な御答弁をお願いする次第であります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 先刻私の申上げたのは再軍備反対の運動を起す場合に、それが直ちに破壊活動防止法に抵触するかどうかというお尋ねのようにな承つたのでありますから、それは然らずと、こう申上げたのであります。その運動に伴なつて騷擾をした

り、或いは汽車を顛覆させたり、或いは放火をさせたりするような場合におきましては、破壊活動防止法の対象になることは論を待たないのであります。又そういう運動を起すために集団示威運動をなそうとするような場合にこれ又その秩序を保たせるためにこの法案の必要を感じるのであります。さような意味においてこの法案を作成したわけであります。自治警察に対する費用の負担等のことについては政府においては今後十分にこれを考慮したいと考えております。

○政府委員(齋藤昇君) 自警と国警のあり方につきましては、たびく申上げております通り、それく自警、国警の立場を尊重しながら連絡を緊密にいたしまして治安維持に当たりたいと考えておる次第でございます。なおこの法案が許可主義でないにもかかわらず、許可主義の実体をとるものである

という御意見でございますが、この点もたび／＼申上げております通りさうではないのでありまして、この補正命令或いは遵守命令等も決して集団示威運動等を行われることを妨げるものではないことは、たび／＼先ほどなからも御説明を申上げた通りであります。なお第八条の点で「公安委員会」の定めた遵守すべき事項に違反し、若し

この解釈は、例えば公安委員会が道路における蛇行進、坐り込みを禁止をした、ところがその条項に違反して蛇行進をやつたというのは、ここに掲げる「違反し、若しくはまさに違反ししよう」というのは坐り込みをやろうとする、蛇行進を始めようとするというのの、は該当する次第であります。

○原虎一君 先ほど特に私は質問を留保してありますので、先ほどの屋外集会の定義をお尋ねしましたが、この場合における一定の目的で屋外に集合する会合を屋外集会だ、この場合に具体的に例を挙げて申し上げれば、労働組合が一つの神社の境内に五百人集まつて一般大衆に聞かせるのではないが、労働組合員の五百人に聞かせる演説をしたという場合、この定義に嵌るかどうか、今一つは神社の境内及び境内の管理者の許可書、いわゆる使用許可書と云うものがなければ許されないもので

あるかどうか、この点を先ずお伺いいたします。

○政府委員（齋藤昇君） 神社の境内に自由に入ります場合にはさような使用許可書は必要といたしません。そこで屋外集会をやるという場合におきましては、これに該当いたしましたして届出を必要といたします。

○原虎一君　そこで最初にお尋ねしたのでありますが、国警長官は、いわゆる私が先ほども最初に申しました今朝きまりましたところの改正警察法六十一条の二に「内閣総理大臣は、特に必要がある」と認めるときは、国家公安委員会の見解を聴いて、都道府県公安委員会又は市町村公安委員会に対し、公安維持上必要な事項について、指示をす

示権をいよ／＼明日から持つのであります。そういたしますと、公安委員会がその示威運動というものの届出を受けて、それに対する法規に基くいろいろな条件に照してこれに対して補正を届出者に対して要求をするというような権限を持つわけであります。私ども考えますときに、いわゆる内閣打倒国民大会を全国に開く、そういう場合において、これは屋外集会、屋内集会いろいろ／＼できるわけであります。これがいわゆる屋内集会におきましては四十八時間、或いはデモ行動行為におきましては七十二時間という前に届出るのでありますから、一つの政府の反対党が全国的に内閣打倒の運動をやるるときに、先ほど長官が言われましたごとく、この条文から行けば許可できないというような問題はあり得ないのであります。

〔中田吉雄君〕誰ですか、十分の質

問の機会を与えずに委員長に督戦隊のような行動をとっているのは……委員長に退去を命ぜられるように要求いたします。」と述ぶ

○原虎一君　そこでその質問は最初から私は留保しております。(「緑風会政府にエロ・サービスするな」と呼ぶ者あり)そこで問題はそういう場合にお

きまして、例えば届出に第三条の条項が具備されていなければなりません。即ち「その承認を得たことを証明するもの」書類の写を添附しなければならぬ。

一 当該集団示威運動等の名称、種別及び目的

二 主催者の住居、氏名及び年令（主催しようとする者が団体であるときは、その名称及び主たる事務所の所

在地並びにその団体の代表者の住居、氏名及び年令)

三 この法律の規定による公安委員会の送達を受領すべき者(以下「送達受領者」という)の住居、氏名及び年令並びにこれらの送達を受領すべき場所(届書を提出する警察署の管轄区域内にあることを要する。)

四 当該集団示威運動等をその実施場所において統轄指揮すべき者(以下「統轄者」という)の住居、氏名及び年令

五 開始及び終了の日時

六 実施場所及びその略図

七 参加団体の名称及びその主たる事務所の所在地並びにその団体の代表者の住居、氏名及び年令

八 参加予定人員数及びその参加団体別内訳

2 第一項の届書の様式は、総理府令で定める。とある。この中の一つでも欠けておきますという、二十四時間前に補正が命ぜられるのであります。こういうことになりましたれば、例えば「実施場所及びその略図」、これが不備であるということになれば二十四時間前に補正命令、この法の扱い如何によりましては事実上内閣打倒の演説会ができないように濫用すればできる。而もそれが濫用なりや否や判断できないような方法においてできる条文になつておる。であるから総理大臣が公安委員に、公安上こういう団体が内閣打倒演説会をすることは不適当と指示して行けば、嚴重にこの法律によつてこれを取締れという指示を与えれば、この条項のどこを捉えても実質上その運動ができないようになるのであります。でありますから、法律を作るとき

にそういうことができるというようなへまな法律を作られる人はありません。濫用しようと思えばできる箇条はどこにもあります。届出それ自体の中の八項目の項目がいけなくともこれを補正せよ、その出し方が悪くて、ちよつと時間が遅ければ、これをやらせないということができるのであります。であるから認可制ではないけれども、實際運用面においてはそういう濫用しようという悪意を持つ警官ならば、正しい運営をする警官ならば、むしろ許可制のほうがいい、これは怪しい法律であるということ指摘せざるを得ないのであります。(「緑風会政府にエロ・サービスするな」発言中余計なことを言うなと呼ぶ者あり)それで第四条の「議員が安つばいことを言うな」(「廊下」と呼ぶ者あり)五頁の終いから二行目の「公衆の生命、身体、自由又は財産に対して直接の危険を及ぼす虞がある」と認める場合を除き、承認を与えなければならぬ」という、成るほど立派な条文がありますけれども、これを認定するものは警官であります。でありますから、この「公衆の生命、身体、自由又は財産に対して直接の危険を及ぼす虞がある」という認定をしようとするれば、デモンストレーションをやろうとする場合にはいつでも認定できる状態にあるのです。それが濫用であるかどうかということは、濫用の場合における厳格なる規定がなくして誰が保証できましようか。私は最初に法務総裁に質問いたしておりましたが、個人的人権というものは、できるだけ自由に公共の福祉を害しない範囲において大幅に認めて行かなければ憲法の精神に違反するのであります。

而もこの法律は、今私が指摘いたしましたように一警官の頭によつて個人的人権は幾らでも弾圧できるところの、蹂躪できるところの、濫用できるところの内容を包蔵するところの法案を出して、おいて、そういう濫用した警官を取締るところのものは、外務省なり、人事院等の、或いは労働省等の庁内におけるところの公務員がその職権を濫用したと同様の考えで公務員の職権濫用を取締るところの考え方をそれ自体が、法務総裁の答弁と、法の条文を一々審議して行きますれば、如何に反したものであるかということも明瞭であります。条文のどこをあげて見ても、認定がすべて警官によつてなされる。而もその濫用した警官は処罰されるという事項はどこにもない。そこで次の質問に移ります。第五条の「公安委員会、集団示威運動等の届出が左の各号の一に該当するときは、届書に記載されている集団示威運動等の開始日時の二十四時間前までに、その主催者に対し、時間を定めてその時間内に届出を補正することを命ずることができ。」これであり。二十四時間前までに主催者に対して時間を定めて、その時間内に届出を補正する、どうです、三十分以内にやれなかつたら許可しなくてもいいということになるじやないですか、そういう濫用はできるじやありませんか、簡単にできるじやありませんか。時間を定めて届出を補正することを命ずることができ、というのですから……それからもう一つ、「第三條第一項に規定する要件の一部を具備しないとき」、これは先ほど申しましたあの八つの中のどれか一つが具備していなければ、これがいかん、補正し

る、而も三十分以内に補正しろ、三十分以内にできないような補正をしても、それは法の命ずるところであつて、警官が誤まつた補正を命じたものではありませんという形をとることができ法律であります。それからその第二におきましては「当該集団示威運動等の主催者のうちに十六歳に満たない者」、十六歳に満たないというのは主催者でありますから、その年令を書いて出すのでありますから、すぐわかるであります。これは「又は禁治産者がある」と思へば、これは禁治産者があると思へば、君は禁治産者か何かわからんから証明を持て来いということができるものであります。そうしたら、時間内に持つて行けなかつたらできんじやありませんか。これに対して御答弁を願いたい。君は禁治産者であるかも知れないから禁治産者でないという証明を持つて来い、これは補正の一つであります。こういうことは私から言わせれば無理なことであり。」「当該集団示威運動等の主催者のうちに十六歳に満たない者又は禁治産者があるとき」、そのときに補正を命ずることができるのであります。くだいようでありますけれども、濫用しようと思へばこれを一つ持つて来て、君は禁治産者かどうか、区役所へ行つて、又は村役場へ行つて証明を持て来い。どうです、この法律をどなたがお作りになつたのですか。そういうことが簡単にできる法律を誰が、どなたが作ったのですか。そういうことを簡単にできるような法律を作つておきながら罰則はどこにもない。それを濫用した人間の、警官の罰則は一つもない。而も時間内

に補正ができなかつたらその運動はできないのであります。
〔高橋進太郎君「議事進行」と述べ〕
○原虎一君 質問中です。(「発言中だ」と呼ぶ者あり)第五条の4「第一項の規定により公安委員会が定めた時間内に補正がされなかつたときは、届出がなかつたものとみなす。」どうです、これではつくりだしたものであります。第一項の規定により公安委員会が定めた時間内に補正がされなかつたときは届出がなかつたものとみなす。而も補正を時間内にしろという命令は警官が出せるのであります。その警官が出せるというのは第六項であります。「公安委員会は、警察隊長若しくは警察長又は警察官若しくは警察吏員を指定して、前項の規定による権限の行使を委任することができ。」公安委員会が警官に委任せられる、警官は何でもやれるのであります。取消も命ぜられれば、補正の時間も定めることができます。定めた時間内に補正がされなかつたならば届出がないものとみなすということもできるものであります。このくらしい警官に都合のいい、取締りや弾圧に都合のいい法律はありません。
〔高橋進太郎君「議事進行」についてと述べ〕
○原虎一君 発言中です。それから5には「公安委員会は、第三條第一項の届書又は第四條第二項の変更承認申請書を受取つた場合において必要がある」と認めるときは、その届出を受理し、若しくは補正を命じ、又は変更の承認をするにつき必要な範囲内において、当該集団示威運動等の主催者又は統轄者に対して出頭を求め、又は質問することができ。」これが先ほど私が座談

その次に第六条であります。「夜間又は学校、図書館、病院その他これらに類する施設の周辺におけるけん騒防止に関する事項」とあります。これは第六条におきまして、この示威運動として「当該集団示威運動等の主催者、統轄者及び参加者に対してこれを遵守すべきことを命ずることができる。」、学校又は図書館であります。これは一体図書館は「夜間又は学校、図書館、」夜でも図書館のまわりを歩

それから先ほど申し上げました屋外集
会の場合において、多数者が一定の目
的で屋外に集合する、この一定の目的
とは如何なる目的を言う、一定の目的
と言いますから何らかの異なる目的で
もいい、持つて集合するということ、であ
りますから、それは例えばボスター
を貼つて何々神社の境内で演説会をす
るからということになれば明らかであ

し、その正しき歩みを確立しなければ、一つの力によつて自分の指名権が永続すると考えるのでなければ、幾ら長くても四年よりも続かなかつたのであります。これは民主主義の基本的な大衆と共に、国民と共に、党員と共にという考え方が敗れて、基本的間違ひであるということとを昨日如実に示されておるのであります。我々はそういう観点からいたしても、如何に正しき国民運動、如何に正しく民衆の意思を秩序正しく表明できる方法を講ずるかということは、少くとも国政に携わる者の現下の日本の世界的情勢から見ましても、法務総裁は曾つて私が自由国際労働連合が日本の労働組合法の政悪或いは破防法という民主的運動を鎮圧する法律を作り出すとか、作つておるといふ問題に対する質問書が来たのに對して、總理がこれを回答したために再びその回答の催促を受けたということは、国の不名誉ではないかか、ということとを破防法審議のときに申上げた。そのときに法務総裁は、一國の法律を作るのに外國の力を借りるときは以ての外であると憤慨されて答弁をなされました。私の質問が十分意を尽くさなかつたかも知れませんが、一つ、一つの法律についても外國が目と光らしておるといふことを忘れて政治はないのであります。外國の力を借りて私どもは法律を作ろうといたしません。むしろ外國の力を借りて法律を作つて来たところの政府が今日如何なる悲惨な目に会いつつあるかといふことはよくおわかりではありませんか。(原君もう大丈夫だよ、よせよ)と呼ぶ者あり)でありますから、私はそういう基本的な考え方からいたしま

濫用の指示を受けようとは私は考えません。(議事進行)委員長議事進行だよ(統一している、統一している)と呼ぶ者あり)

○原虎一君 国警長官のお考えはもうわかつておる。あなたがこの法律を如何なる内閣の下でも適用される場合には、あなたの良心によつて私が今申しましたようなことは決しておやりになるとは思いません。併し我々お互いに長くこの世の中に生きて来ますと、あなた自身はそういうことにぶつかつた御経験はなかつたかも知れませんけれども、末端の警官が誤つたことをやるといふことはあり得るのであります。御承知のように末端の警官でありません、京都市におけるところの公安条例が問題になつておる。そういうことはただ一つ京都の問題だけではないのであります。若し悪い警官が一人でもあれば、これは只では済ませないといふところの決意が法律の条文の中に現れておつて初めてその法律が完全に適用できるのであります。そういう警官はないと言いますか。泥棒した警官がたたくさんあります。(その通り)と呼ぶ者あり)泥棒する警官が一人もないと断言は如何に齋藤国警長官でもなされない。国警にはそんなのがいないか。自警にはあるか、自警にもある。官吏の中に国家公務員法に違反して処罰を受けなければならぬような行為をしておる者がある。先日この委員会における質問の中にもたび／＼出ておる。岡野国務大臣はそういう事実があれば取締らなきやならぬという事実を指摘されて答弁をなさつておる。人は善とお互いに信じたいのでありますけれども、善人なりと信じておれば警官

自体が強盗しておる。デモンストレーションの中に秩序を乱すものがあるというのを否定できないのであります。同時に警官の中に泥棒をやる警官がないと否定できないのです。すべて警官なるものは神のごときものとして法律を作るならば大変な誤まりであります。それを私は申し上げておるのであります。警官が一々濫用したからといって訴訟を起すところの力のない者が、我々は警官の法律の濫用によつて如何に苦しめられたか、あなたは御経験ないであります。経験がある者からしますれば、この法律は実に危い法律であるのでありますから、あなた自身がお作りになられて、あなた自身が一人でこれを適用されるならば、それは問題はないといふことを私は断言できると思ふ。併しながら何万人の警官が濫用したときに、しなない誰が保証できますか。又曾ての治安維持法が如何に濫用されたか、国の政治のあり方によつて如何に濫用されたかといふことはあなたの御存じのことなんです。これを申し上げておるのであります。私どもは警官は皆泥棒とは思いたくないのです。併し事実あることをあなたは否定できないでしょう、どうです。

○政府委員(齋藤国警長) 民主的な公安委員会によつて監督、運営されております。私は警察におきまして、そういうような、只今例に挙げられましたが、政治的な意図を以て濫用しようとする警官はないと信ずる次第であります。(議事進行)と呼ぶ者あり)

○高橋進太郎君 だん／＼質問がございまして、本法律案は現在ありまする各県の公安条例、その他の条例で各県できまつておるのであります、新らしい立法とは思われず、それを統合したのでありますから、従つて質問応答につきましては、この程度にしまして、而も会期は余すところ一時間十分足りないわけでありまして、この程度で質疑を打切つて直ちに討論採決に入られんことの動議を提出いたします。(賛成)「反対」まだ質問続行中じただけじや駄目だと呼ぶ者あり)

○中田吉雄君 私が田中警視總監に質問して言いました際に、私が田中警視總監に申し上げた質問をいたしました際に、側におられました眼鏡をかけておられる情儀のいいあのかたが、まだ答弁が済まないのに、メモを渡して、そうしてやめさせられておるわけでありまして、こういうことでは如何にお急ぎになつても困るわけで、私は何人この警視庁の警官を動員されたか、あいつうことは鵜を割くに牛刀を以てするよるな、非常にたくさん警官を動員されたじやないか、そのようなことが過大な費用の負担を来たすのじやないかといふことを申し上げたのですが、そういうようなことから、ところがメモを出されまして、(議事進行じやないじやないか)と呼ぶ者あり)そうして答弁を切つてしまわれておるわけでありまして、一つ採決をするまでに、そういう問題をばつきりしてもらいたい、併し重ねて田中警視總監にお願いいたしますが、七人の学生を逮捕されたといふことであります、それらの人の経過はどうなつておるか、(議事進行について)と呼ぶ者あり)警察官はどれだけ動員されたか、費用は幾ら要つたかといふことであります。更に私は、(夕べの例があるのだ)「自分から作つたわな

だ」と呼ぶ者あり)私はそういう答弁を先ず要求したいと思ひます。

次に私は、西郷委員長さんとしては非常に我々の要請と、そうして会期が余すところないという点からいへば、問題があると思ひわけでありまして、併しこの法案こそ我が国の運命の死活を制する重要法案であります。このよるな法案に対しては私はやはり更に多くの時間を割いてやるべきが適当であると思ふ。私はすでにこのよるな会期も切迫して十分の審議の時間がない際において、よろしく(やれやれうんと)と呼ぶ者あり)政府はこのよるな法案は継続審議に持つて行くか、或いは(注意して下さい)と呼ぶ者あり)撤回されるなりしてやられるほうが議事進行のために非常に結構だと思ひわけでありまして、木村法務総裁は、この法案をよろしく撤回して、来たるべき総選挙に国民に問うて、国民と共にやる、そういう議事進行をやられる御意思はないか伺ひたいと思ひます。

○駒井藤平君 私は只今動議を提出せられました高橋君の動議に賛成いたします。(反対)賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(西郷吉之助君) それでは高橋君の動議は賛成者があつて成立いたしましたから、この際高橋君の動議を採決いたします。

高橋君の動議は質疑打ち切りですか。

○高橋進太郎君 質疑を打ち切つて直ちに討論採決にお入り願ひたいと、こういうことであります。

○委員長(西郷吉之助君) それでは高橋君の質疑打ち切りの動議について採決をいたします。高橋君の動議は質疑終了の動議であります。質疑を打ち切り討論採決に入らぬ動議であります。採決いたします。高橋君の動議に賛成の諸君の

挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(西郷吉之助君) 多数と認められます。よつて只今の動議は成立いたしました。

これより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお修正意見があらましたら討論中にお述べを願ひます。

○原虎一君 私は本法案に反対の意思を表明するものであります。なお社会党第二控室を代表いたしまして、次の理由を開陳いたしたいと存じます。重ねて委員長にお伺ひいたしますが、昨日私が申しましたように、参議院規則四十六条によりますれば、議案を修正しようとする委員は、予め修正案を委員長に提出しなければならぬ、これは夕べ誠にどういふのでありますけれども、数回委員長に申上げてあります。本日やはり私の質問或いは中田君の質問継続中に、立案者政府の意思を十分確かめることを得ずして討論に入つたわけでありまして、従ひまして修正を含むところの昨晩のように討論をお考えになつておられる。ただこれの賛否だけを討論しようとするのであります。修正について委員長は如何なるお考えをお持ちであるか、私は夕べの委員長の運営から行きますれば、四十六条、即ち「議案を修正しようとする委員は、予め修正案を委員長に提出しなければならぬ。」それを出してありませんから、この参議院規則四十六条にありますが修正案提出は認められないのであるか、この点をお伺ひした上討論をいたしたいと存じます。

○委員長(西郷吉之助君) 原君にお答えいたしますが、原君の言われる通

りに、修正をする時間もないというふうなことは、私もさように考えます。御覧の通り、時間も切迫いたしてありますので、止むを得ず討論に入りまして、この事情を御覧の上、一つお願いしたいと思ひます。(議事進行)と呼ぶ者あり)

○中田吉雄君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、集団示威運動等の秩序保持に関する法律案に断固反対するものであります。これから長時間に亘りまして反対の理由を陳列いたしまして、皆さんに御迷惑をかける点を御了承願ひたいと思ひます。これはこの法案は、現在の国際的な二つの対立の世界の真つただ中におきまして、戦争か平和か、経済的な窮乏か、生活向上か、こういう重大な段階に八千万国民が直面しておるわけでありまして、そこでこれをどういうふうに解決して行くかというところは非常に大切な問題であるわけでありまして、これに對しまして、アメリカのとつておる政策は、前にも申しましたように、一九四五年までトルーマン大統領がとつておりましたソヴェイトとアメリカとは平和的に共存できるという態度を一九四九年に解きまして、トルーマン政策を發表したわけでありまして、それは米ソは両立できない、力で以てソヴェイトを片付けるコンテインメント・ポリシーという政策を決定しまして、それに基きまして一九四九年の四月四日に北太平洋同盟条約を作りまして、ヨーロッパに鉄の環を嵌めておるわけでありまして、次にアジアにおきましては、過般結ばれました講和条約、安全保障条約、行政協定、更に安全保障条約第三

条に基くところの刑事特別法を初めていたします十三の特別立法、こういうものによりまして、アメリカの中ソ両国に對する世界的な大きな包圍網が完成したわけでありまして、そういう際におきまして、この法案の持つ現段階におきまます意義、この立場が押し進められますならば、武装の平和で曾つて平和が保たれたためしがない、第一次大戦、第二次大戦におきまして、武装の平和はやがて戦争への道であつたことは明らかであります。私もかような運命を辿るのではないかと、かようなことをアメリカの善意にかかわらず非常に心配いたしておるわけでありまして、そこで國民といたしましては、戦争よりも平和を、窮乏よりも生活安定、福祉を求める澎湃たる國民的な世論が起ることは火を見るよりも明らかであります。そこでこの澎湃たる運動は七年の長きに亘りまして、四つの島、八千万の同胞があたかも格子のない牢獄に閉込められたような悲しい運命を絶つ切らんとするところの大きな世論が捲き起るとは明らかであります。そこでこの澎湃たる運動に對しましては、民族的な強力な運動に對しまして、それを破壊活動防止法案というような名によりまして、或いは集團デモ取締りというようなものによりまして、これを抑えまされば、戦争への道に歩むことは明らかであります。大正十三年に破壊活動防止法の前身であるところの治安維持法ができ、更に昭和三年に治安維持法に死刑を加えるということになりました。更に斎藤長官が警察に職を受けましたときに、國家總動員法というものができて、我が國が運命への道をまづ

しぐらに歩んだわけでありまして、私はこの法案はやはり何と言つてもどのような善意にもかかわらず、そういう運命をまづしぐらに歩むところの法案である、こういうような観点から私は強く反対せざるを得ないわけでありまして、我々は単にこの憲法第十一條、第二十一條、九十八條、こういうような言論、集會、結社等の自由の制限或いは基本的人權の束縛或いはこれらの条章の逐條的な審議だけでなしに、この法案が包蔵するところの國際的な、経済的な、外交的な大きな体系の上に立つての歴史的な観点から私はこれを考えることが必要であると思ひます。曾つて我が國は共產黨の激しい脅威というやうなことに名を藉りまして防共協定を結びまして、東京、ローマ、ベルリンの世界政策を、樞軸政策を進めたわけでありまして、現在東京、ワシントン、ベルリンの道がとられようといひますが、この道は曾つて我が國が歩んで来た道であります。我々はこのような政策を断固排撃することが最も大切であるという観点に立つて深く皆様に迷惑することを心では忤怩たるものを感じながら、激しい決意を以て特に訴えざるを得ないわけでありまして、私はそういう観点から、第一に基本的に反対するものであります。第一の反対はそこにあるわけでありまして、先般二十六日に日米合同委員会におきまして、日本に對しまして六百有余の基地が設定されたわけでありまして、私は參議院の宿舎に宿泊いたしておるものであります。朝インクの香りも高い新聞を読むことを楽しんでおるわけでありまして、我が國が針で突かれたように、このように基地が設

定され、而も三百有余が永久基地として設定されたことを思ひまして、朝の食事もうまくな、極めて憂鬱な日を感じざるを得なかつたわけでありまして、私は破壊活動防止法或いはこのよつて、我が國が眞に独立したい、生活安定をしたいという國民の要求が、このような法案でどうしても抑えざるを得ない、これでは日本の眞の独立と平和とは確保されない。破壊活動防止法、集團示威取締法というやうなものは、こういう運動を抑えるものでありまして、我が國の平和的な前進的な民族的の正しい解放を抑圧するものであるという観点に立ちまして、私はこの第二番目の理由から反対せざるを得ないわけでありまして、我々が暴力を否定いたしまして、民主主義的な平和革命を念願いたしたために、言論、集會、結社の自由というものは基本的な条件になつておるわけでありまして、然るにもかかわらず、この法案はそういう我々の正しい内心の欲求を表現することができない、こういうことになりましては、私は日本民族が長きに亘りまして反独立的な状態に置かれざるを得ない、この第二番目の理由から反対するものであります。御承知のように、一つの民族が他國の支配に入りまされんと血を見ずに解放された例はありません。インドは長きに亘りましてイギリスの支配下にありまして、二百年に亘る闘争の過程を通じて、血を以てインドは独立いたしております。更にインドネシア、フィリピン、パキスタン、エジプト、エジプトは一九三

六年にイギリスと駐兵協定を結びました。これは日本の安全保障に匹敵するものであります。スエズ運河の要衝にあるお前の國は弱くから、おれの國が保護してやるといつて、長きに亘つてイギリスの支配下にあるわけでありまして、我々は安全保障条約を結ぶ際に、エジプトの歴史を顧みることが必要であります。サンフランシスコの講和會議においてエジプトの代表は、日米講和条約に對しては、第五條、第六條の駐兵事項があるから、これに對して反対である。エジプトは一九三六年にこの協定を結んで現在悲しい体験を持っておる。日本がエジプトの二の舞を踏まないといふことを誰が保証できるか、エジプトはこの講和条約の第五條を保留いたしまして、対日講和条約に賛成したわけでありまして、こういう点から見まして、更に現在日本に對して大きな力を持っています。アメリカはイギリスの植民地でありました。アメリカはイギリスと独立戦争をいたしまして、血を流して独立したわけでありまして、我々は六百有余の基地が設定され、これを平和的な手段で、我が國の固く念じていますところの平和的な手段で完全な独立國になるためには、どうしても言論と集會と結社の自由が保障されることが絶対不可欠な条件であるわけでありまして、このような法案が通りまして施行されますならば、正しい國民の内心の欲求は露されず、それが内訌し、やがて政府が心配されるところの破壊的な活動が起ることには歴史上に徴しまして明らかであります。私たちは固く平和革命を信じますが故に、そういう立場をとらざるを得ないわけでありまして、平和革命を強く主張いたします観点からいたしまして、こ

のような点については断固反対せざるを得ない。却つて我が国に爆発的な民族感情が起りまして、そして却つてアメリカの善意にそむく結果になる。我々といひましたは、十分日本の自主性を確立いたしました、対等なる立場においてアメリカと長きに亘る友好關係を保つ必要がある。そういう關係からいひまして、血の革命を断固否定いたしました立場からいひまして、どうしてもと言論、集会、結社、デモンストレーションの自由が保障されるということが必要であるわけであります。私は昭和二十二年から昭和二十四年まで鳥取県會議長をいたして、その際に総司令部から保安条例を作ることを強く要請されました。併し私はセンシング隊長に対しまして、鳥取県の治安に対しまして責任を持つから、このような法案はわしが県会における間は断固上程しないという立場をとつて、いささかの治安の不安もありませんでした。私はそういうような不安があるといひますならば、住民がそのような立法を地方自治法に基いて成すことこそ、住民みずからの手によつて治安を確保するために絶対必要であるという確信に立つものであります。

更に私は齋藤長官は、昭和十三年頃に警察に職を奉じたと申されましたが、私はその当時あなたの属しておられました警察から非常なひどい目に会つた体験があるわけであります。あなたは日本を亡ぼしたところの全体系の一環としての車を廻されていたわけでありました。私が京都の大学の研究室から日支事変が勃発いたしました際に郷里に帰りましたが、数千の同胞が北支に動員されたわけでありました。その際

に、鳥取県におきまして、大規模な徴兵忌避事件が起つたわけであります。或る者は断食をし、或る者は指を切つて、徴兵忌避事件が起つたわけであります。それに対しまして、それ／＼の刑罰が与えられたわけでありますが、某有力新聞がこれをどういうふうに見るかという私に対して新聞紙に掲載を頼まれましたので、国法の命ずるところによつてそのようなものがそれ／＼処罰されることは、これは適法であらう、併しながらそのようなことだけではこの問題は解決しない、なぜ彼らがそうせざるを得なかつたかという背景に遡つての対策を樹立せん限りは、日本の運命も近き将来に重大な段階に達するであらうという予告をいたしましたために、数方の新聞紙は没収され、私は憲兵、特高のためにひどくいじめられたわけであります。それはあなたの属しておられた特高であるわけであります。その際に、私はこれこそ真の愛国者であつて、決して私は日本を亡ぼすようなことを言う者ではないといつて、憲兵、特高と対決いたしました。一カ月有余に亘つて困難な生活をいたしました。私が、私はこの法案が拡張解釈と濫用なしには法の立法の目的に副わないものである、そういう点からどのように言われようと、この法案というものの本質はどのような過去の轍を踏むものであるという観点から反対せざるを得ないわけであります。

更に私はこの法案が五月一日のメーデーに鑑みまして、急遽立法されたところの数種の治安立法と一連の関係にあるものであるということであり、ます。ああいう事件が起りました際には、必ずその性格からいたしました行

き過ぎの法案が数多く作られるということは明らかであります。そういう意味から行きまして、もう少し冷却期間をおきまして、プールのいたしまして、そうして冷静になつてからこのような事件の発生する原因、なぜ日本におるところの朝鮮人の各位がこのような行動を起すか、或いは日本の運命を担うところの、将来を担うところの若い世代の学生諸君がなぜこのような問題を起すかという根本に遡つての対策を立てられることが最も必要である。そういう点から五月一日のメーデーに急遽として追い打ちを食わせたような軽率な態度で立法されてゐる点であります。少くともこのような基本的な人権に對して重大な抑制をいたします法案に對しましては、英米独仏、特に日本と同じ立場にある西ドイツその他の事例に鑑み、國際的な比較研究をし、或いは日本の治安立法の辿つた道というようなものを十分考慮されまして、万全の措置をなされて拡張解釈の虞れが絶対にないという確信に立つてやられることが必要なわけであります。そういう点から我々としては反對せざるを得ないわけであります。

次に、私は講和条約が結ばれましたならば、吉田総理の歴史的な役割も終つたわけであります。何と言つても情勢変化に鑑みまして、極く最低限の昭和二十七年年度の立法措置をなされまして、直ちに信を國民に問うて、國民と共に諸立法をされるということが必要なわけであります。そういう点からいたしまして、こういう立法をされることは、却つて私は吉田内閣にマイナスになる。誰が今日の、吉田さんを想像いたしましたであります。サンフラン

シスノの講和条約のときには、飛ぶ鳥も落される、行く所可ならざるはななし、そのような吉田さんでありました。世論調査によりますと五〇％、かつてないところの圧倒的な支持を受けられた吉田さんです。併しながら今日においては日一日といたしまして吉田さんに対する信頼が気の毒なほど低下いたしました、現在は三〇％、そういうことになつてゐるわけであります。そういう点から鑑みしても、吉田さんとされては破壊活動防止法、或いはこのような法案を立法されること、私は吉田さんのためにプラスにはならない、そういう点からこういう問題は、治安というようなのは国民との協力なしには絶対立法できないものであると私は確信するものであります。そういう点からいたしまして、私はやはりこれは総選挙に問うて立法するのが責任ある政治家のとらるべき立場である。むしろこういうことをやりますことは、吉田さんに対する攻撃目標がなくなりまして、我々としては選挙のスローガンがなくなるくらいであるわけであります。

次に私はこの法案が具体的に持つています性格であります。(もう大丈夫だよ「水呑んで」「やれ」「時間まで」「ゆつくりやれ」「最後まで頑張れよ」と呼ぶ者あり)この法律は極めて巧妙に組まれている点であります。この法律は目的といたしまして、「この法律は、集団示威運動、集団行進又は屋外集会が公衆の生命、身体、自由又は財産に対して直接の危険を及ぼすことなく行われるようにすることを目的とする。」と、こういうふうになつていまし

て、各地にありますところの保安条例

の許可制度よりかも非常に緩いようになつてゐるわけですが、ところがこの法案というものは、第一条には、そういうふうに謳われていますが、第二条の届出、第三条の届出の手続、更に第四条からの届出の受理、更に第五条からの補正命令等、第六条からの遵守命令等、更に第七条からの命令の送達、更に第八条からの警察職員の権限、こういふようなことによつて、事突上どのようになつても禁止的なことができるようになつて、迂回的な許可制度、迂回的な禁止制度であるということを私たちは思わずにはいられないわけでありまして、これは実に緻密に計画されていまして、部分的な修正ではどうにもならないように、実際はこれは許可制度よりかも遙かに、届出さえしればできるようになつていますが、どううにでもできるようになつてゐる点が大であるというふうには私は考えまして、以上のような日本の置かれましたたて、国際的な背景、国内的な事情、或いは治安維持法、或いは明治の保安条例、そういうものが迫つたやうないろくな観点からいたしまして、私はこの法案は日本の運命に對しまして重大な影響を及ぼすものであるというふうに考えまして、私は反対するものであります。特にアメリカのとつておられますし、まして、アメリカの対日政策を推進されるために強力な内閣を作つておられる。そしてそれに一切の権限を集中いたしまして、中央集権の途を辿つて、そこに命令いたしますれば、ボタ

はありますけれども、若し許されずならば、継続審議に持ち込みまして、各地方にありまるところの、公安条例を作つておきますところの百三十幾市町村にみづから調査に出まして、如何なる法律が、如何なる規定が真に日本のためになる法律であるかということをつぶさに研究したいと存するのでありますけれども、本国会中には、先ほど申しまゝのごとく、誠に多くの法案、而も地方財政の問題、地方税制の問題等非常に国民生活と密接な関係のある重要法案その他治安関係に対する法案を多く審議するために、或いは同僚議員が京都のデモンストレーションに関する調査程度しかできなかったものであります。私どもはこの法律一つを完全にするために、各公安条例を実施したところの都市にみづから出張し、又京都のごとく憲法違反として、違憲の条例として処置をされたところのこの法律に対しては、検事より記録をとつて十分に調べて、そして責任ある法律を改訂すべきであると考えております。（議事進行について）と呼ぶ者あり、発言中。ただ簡単に取締法であるから我々は反対するものではないとあります。やはり社会の秩序を維持することの必要なることは認めてゐる……。

社会党第二控室を代表いたしました、いま少しく反対の理由を述べたいと思つて、すでに議事法によりまして十分間に制約されましたその時間が参りましたので、甚だ残念でありますけれども、反対の意思表示をこの程度にいたしまして終ることにいたします。

○高橋進太郎君（西郷吉之助君） 討論でございまして、会期ももう余すところ二十分でございます。討論中にも継続審議というようなお話もございまして、この際討論を一応この程度にしまして、本案を継続審議に付して頂きたいという動議を提出いたします。

「賛成」「反対」と呼ぶ者あり、若木勝蔵君「討論の要求があります」と述べ。

○委員長（西郷吉之助君） それでは今高橋君より本案を継続審議にされたいという動議がありましたから……。

「若木勝蔵君」私は社会党第四控室を代表いたします。補足の意味で討論を続けたいと思つて、述ぶ。

○委員長（西郷吉之助君） 今動議が出ていますから……。

「若木勝蔵君」そういう動議を出します。討論の要求ですから」と述べ、その他発言者多し。

○委員長（西郷吉之助君） 今動議が高橋君から出しまして、賛成者がいますから……。

「若木勝蔵君」正式な賛成者ですか、討論を要求してゐるのですか」と述べ。

○委員長（西郷吉之助君） ちよつとお待ち下さい。動議を採決いたします。只今高橋君よりお聞き及びの通り、本案を継続審議に付する動議が出まし

たから、これを採決いたします。高橋君の動議に賛成の……。

○吉川末次郎君（議事進行について）……。討論の発言中で打ち切りの過程に入つていないのに、討論の打ち切りをあなたは押しになるのですか。まだ発言の要求があつて、討論の過程において、討論の発言を要求してゐる。その発言を無視されるということ、私は議会政治の否認だろつと思つて、若木君が発言を要求してゐるのです。

○委員長（西郷吉之助君） 吉川君に申し上げます。討論中でありまして、只今お聞き及びの通りの……。

○吉川末次郎君（それは討論打ち切りの動議ですか）……。

○委員長（西郷吉之助君） それは本件を継続審議に付するということですか。

○吉川末次郎君（それは討論の済んだあとで……）……。

○委員長（西郷吉之助君） 動議が先なもので止むを得ません。高橋君の動議について採決いたします。高橋君の動議は本件を継続審議に付する動議であります。高橋君の動議に賛成の諸君の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長（西郷吉之助君） 多数と認められます。それでは本件を継続審議に付することに決定いたしました。

これにて本日の……。

○岡本愛祐君（発言を許して頂きまして、今日の委員会におきまして、委員長はこれのむづかしい委員会の運営を苦心されておられます。又委員長は緑風会から出ておられますから、その委員長の運営にお手伝いをする意味で、委員長から絶えず紙が廻つて来る。それによりまして各派の連絡をされておつたので

あります。ところが吉川末次郎君は、皆さんのお聞きのとおり、あのごとき無礼な発言をしております。これは国会法第百九条「各議院において、無礼の言を用ひ、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」という明らかに条項があるのであります。吉川君は、ともすれば、これまでこの委員会においてしばしば人を罵詈雑言し、誠に聞き苦しい発言があつたのであります。而も自分だけは一人よがりの民主主義を唱えられまして、人は旧官僚であるとか、今日の本会議における討論のあれも実に我々としては聞くに堪えない侮辱であります。今日は会期が今日で終ひてありますから、これを問題にすることはできません状況であります。併し皆様はあの本会議における吉川君の討論のあの無礼なことを速記録でよくお読み願ひたい。私はこの際要求するのであります。私どもの要求しておりますこの地方行政委員会を、吉川君が従来又は今日のごとき無礼な、国会法第百九条に違反をするような言を弄しては困るのであります。だから今後慎んでもらひたい。又委員長からそれを吉川君に対して御注意願ひたいと思つて、これは皆さん御承認になつて頂けると思つて、（賛成）「反対」と呼ぶ者あり）

○吉川末次郎君（一身上の弁明について）……。只今岡本君から私の発言について……。御批判をこうむつたのであります。が、どのように御解釈になつておられるのか知りませんが、第一に本日の本会議において発言をいたしましたところの言が、どれが果して今おつしやるようなことに該当するのか、私は了解するのに実は苦しむのであります。

す。即ち緑風会に對して言つたことが悪いとお言ひになりますならば、私は緑風会の一部には即ち官僚の諸君が居られる。官僚の諸君が、即ち世間、一般に言われておられる封建的なイデオロギーを持つたところの人のグループであるというところは、私は何も私が申すばかりでなくして、一般的に考えであります。社会主義者や或いはマルクシスト等が通俗語として絶えず言つておることでありまして、私はそういう言葉を使つたに過ぎないのであります。特に岡本君等を指して申し上げたものではあります。私は岡本君に對しては平素多大の尊敬の念を持つてゐるものであります。参議院におけるところの議員中の重鎮といたしまして、岡本君が極めて品行方正にして清廉潔白なところの人であるということ、私は深く信じて平素信頼いたし、又尊敬いたしておるところのものであります。ただよく共産主義者が申します天皇制官僚というものを申します。が、社会主義者や或いはマルクシストが言う意味における封建的な残滓觀念というものを持つてゐる人が、私は官僚の中にあるということは事実であると思ひます。又そういう影響を直接的にか間接的に受けてゐるところの人が、私は旧官僚であつた人や、現在官僚である人の中にあるということもこれは事実であると思ひます。そういう言葉は何も封建的なイデオロギーを持つてゐることといふのは罵詈雑言でも何でも決してない。封建制といふものは、一つの時代におけるところの特性を現わすところの言葉なのであります。（「龍弁々」と呼ぶ者あり）資本主義的な觀念を持つてゐるということ

と同じように、或いは社会主義的観念を持つてゐるということと同じように、封建的な感情を持つてゐるということは、そのこと自身としては一つのイデオロギーの、或いは考え方の傾向を現わしているだけのものでありまして、決して罵詈雑言ではないと思ふのであります。私は岡本君がそうしたところの観念をお持ちになつてゐるというように私は考へておりません。岡本君は先ほど申しますように、極めて尊敬すべきところの私の同僚であり、極めて精勵格勤なる、私は又極めて品行端正な、高邁なる識見を持つてゐるところの立派な人であると平素思つてゐるのでありますから、決してあなたに對してそうした罵詈雑言をいたしたものではありません。このことを申し上げておきたいと思ふのであります。又先ほどこの委員会の議場におけるところの、私が申しましたこと、或いは野次というやうな言葉に當るのかも知れませんが、決して私は野次のつもりで言つたのではないのであります。「緑風会よ、政府にエロ・サービスするな」と言つたことを或いはお指しになつてゐるのかと思ひます。これは私は緑風会が参議院内におけるところの政治に対する是非々主義の政治家の集團といたしまして、是を是とし、非を非とするという態度をとつておられますことを又十分肯定いたすものであります。ただ政府に對してエロ・サービスをすると云つたことは、私が好意を持つてゐることを、是非々主義の集團である緑風会に激勵の意味を以ちまして、緑風会がどうぞ日本の政治のために正道を歩んで行きたいというところの、好意的な

激勵の意味で申上げたのでありますから、決してどうぞ私の真意を曲解しないようにして頂きたいと存じます。私は資本主義者ではありません。私は封建主義者ではありません。私はソーシアリストであります。そのソーシアリストの立場から、このイデオロギーを異にするところの封建主義者や、資本主義を一〇〇%是なりとしていられたところの人に対しては、私の持つてゐるところの政見に基きまして、独自の私の意思表示をいたします。このことは、これは言論の府といたしまして、当然に我々がなし得ることであると考へておるのであります。それを罵詈雑言である。或いは何か悪口を言つてゐるというやうにお考え下さい。するならば全く不本意であります。而も又そうした主義、政見と、個人との考え方は違ふのであります。私は主義政見の上においては自由党に對立する政見でありますから、自由党の主義、政見を或いは罵詈雑言するといふやうな感じを与えるやうな発言をするかも知れません。又封建的なイデオロギーによつて立つていられたところの官僚の諸君に對しては、同様な立場から罵詈雑言するといふやうにお考えになるやうなことを申しておるかも知れませんが、それらの人々、自由党の議員諸君に對しても、緑風会の議員の諸君に對しても、(「官僚に對しても」と呼ぶ者あり)政進党の所屬の議員の諸君に對しても、(「わかりました」と呼ぶ者あり)個人的には平素私は十分の友情と、尊敬の念を持つて交際いたしております。私の諸君に對する日常生活につきましては、十分御了解願へると思ふのであ

ります。今日の本会議の議場におきまして、私は多少齟齬昇君のことを申しました。併しながら私は齟齬君は官僚中の優秀といたしまして、特に我が社会党が警察法によるところの漁材の、國警本部の長官といたしまして(「最後の本会議だ、出してくれ」、「早く出せよ」と呼ぶ者あり)採用いたした逸材の人であります。齟齬君にも絶えず言つてゐるのであります。僕は君に對して満腔の友情を持つて、自分は一〇〇%のフロインド・シャフトを持つて君に對してゐるのであるということと言つて、私の気持は齟齬君もよく了解してくれておることだらうと思ひます。ただ齟齬君がその後におけるところの、我々が与党でありましたときから離れて、いろいろの警察制度の改正についてのいろいろの齟齬君の、これは事務官僚でありましたけれども、してありますところのこの行動は如何でありますか。(「よくわかりました」と呼ぶ者あり)私は警察法のこの改革に對するところの態度は、自由党の諸君や、或いはそれと手していられたところのかた／＼とは政見を異にいたすのでありますから、その点につきましては齟齬君の行動については私はこれは反対の立場において非難いたすところの見解を持つておるものであります。決して私は齟齬君を、その個人といたしましては、先ほども申しましたやうに、十分の友情と尊敬の念を持つており、又私は、優秀の官僚として十分の尊敬をいたしておるものであります。岡本君のおつしやることは、全く私の申しておりますことをば曲解されておるところの言葉であると、実は遺憾ながら考へるのであります。「緑

風会よ、政府に對してエロ・サービスするな」、これは恐らく日本国民が多々の期待を緑風会に寄せておるところの者が今日緑風会に對して激勵の辭として言いたことではないかと考へるのであります。どうぞ私は「緑風会よ、反動政府に對してエロ・サービスするな」、そういう言葉が決して罵詈雑言でなくして、非常なる好意を以て發してゐるところの言であり、それが緑風会に満腔の期待を持つてゐるところの国民の聲として、どうぞ受容れて頂きたいと思ふのであります。(「最後の本会議だ、出ようじやないか」と呼ぶ者あり)館哲二君に對しても同様であります。館君がそこをうろろせられますが、館さん、私は古い館さんは好きであります。余りうろろしないほうがいいですよ。緑風会の値打が下りますよと申しました。そうした私の言葉に現れてゐるところの氣持には、緑風会と館哲二同僚に對して満腔の友情と敬意を持つておるつもりであります。又岡本君は私がさつき申しましたところの廊下黨になるな、廊下黨といふやうな意味は、廊下黨というのは、岡本君も一般にメツセンジャー・ボーイのやうにうろ／＼とそこを歩き廻るところのものに對して言われてゐるところの言葉でありますが、無論この尊敬するところの館哲二君や、岡本愛祐君がそうした安っぽいところのメツセンジャー・ボーイのやうな、私は廊下黨の資格を持つておる人であるとは断じて考へておらんのでございす。どうぞ曲解しないで私の真意を十分に了解して頂きて、そして誤解のないやうにして頂きたいと思ひます。速記録に私の真意をここに残すこ

とができましたことは満足であります。あとになりまして私の本会議におけるところの言論、この委員会におけるところの言論も、どうぞ第三者の人の批判に任して下さいますならば、岡本君のやうな曲解なくして、ありのままの眞實な私の真意が恐らくは了解されることだらうと思つております。岡本君の発言に對しましていささか弁解の辭を呈しました次第であります。○委員長(西郷吉之助君) それではこれにて散会いたします。

午後十一時五十九分散会

昭和二十七年七月十五日印刷

昭和二十七年十月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局